

# 大河原町地域防災計画

---

## 地震災害対策編

令和4年3月

大河原町防災会議



## 〔目 次〕

<b>第3編 地震災害対策編</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 災害予防対策</b> .....	<b>3</b>
第1節 総則 .....	5
第2節 地震に強いまちづくり .....	7
第3節 公共土木施設等の予防対策 .....	13
第4節 建築物等の予防対策 .....	15
第5節 ライフライン施設等の予防対策 .....	18
第6節 危険物施設等の予防対策 .....	22
第7節 防災知識の普及 .....	24
第8節 防災訓練の実施 .....	31
第9節 地域における防災体制 .....	35
第10節 ボランティアのコーディネート .....	38
第11節 企業等の防災対策の推進 .....	40
第12節 地震調査研究等の推進 .....	42
第13節 情報通信連絡網の整備 .....	43
第14節 職員の配備体制 .....	45
第15節 防災拠点等の整備・充実 .....	50
第16節 相互応援体制の整備 .....	51
第17節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 .....	56
第18節 火災予防対策 .....	59
第19節 緊急輸送体制の整備 .....	62
第20節 避難対策 .....	64
第21節 避難受入れ対策 .....	70
第22節 食料、飲料水及び生活物資の確保 .....	76
第23節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 .....	78
第24節 複合災害対策 .....	84
第25節 災害廃棄物対策 .....	86
第26節 積雪・寒冷期における地震災害予防 .....	88
<b>第2章 災害応急対策</b> .....	<b>89</b>
第1節 地震情報の伝達 .....	91
第2節 災害情報の収集・伝達体制 .....	94
第3節 通信施設の確保 .....	97
第4節 災害広報活動 .....	100
第5節 防災活動体制 .....	104
第6節 相互応援活動 .....	111
第7節 災害救助法の適用 .....	114
第8節 自衛隊の災害派遣 .....	117
第9節 救急・救助活動 .....	122

第10節	医療救護活動	124
第11節	消火活動	126
第12節	交通・輸送活動	129
第13節	ヘリコプターの活動	135
第14節	避難活動	137
第15節	応急仮設住宅等の確保	148
第16節	相談活動	152
第17節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	153
第18節	愛玩動物の収容対策	158
第19節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	159
第20節	防疫・保健衛生活動	165
第21節	遺体等の搜索・処理・埋葬	168
第22節	災害廃棄物の処理活動	172
第23節	社会秩序の維持活動	174
第24節	応急教育活動	175
第25節	防災資機材及び労働力の確保	179
第26節	公共土木施設等の応急対策	183
第27節	ライフライン施設等の応急復旧	185
第28節	危険物施設等の安全確保	190
第29節	農林業の応急対策	191
第30節	二次災害・複合災害防止対策	193
第31節	応急公用負担等の実施	195
第32節	ボランティア活動	197

### 第3章 災害復旧・振興対策 201

第1節	災害復旧・復興計画	203
第2節	生活再建支援	207
第3節	住宅復旧支援	213
第4節	産業復興支援	215
第5節	都市基盤の復興対策	216
第6節	義援金の受入れ、配分	218
第7節	激甚災害の指定	219
第8節	災害対応の検証	222

## **第3編 地震災害対策編**



# 第 1 章 災害予防対策



# 第1節 総則

## 1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、本町を含む県内のほとんどで震度6弱以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生する等、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定のお考え方を根本的に見直すとともに、宮城県全体として、主に以下のような問題点がみられたことから、これらの問題点を参考に、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

### (1) 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、宮城県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町村庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

### (2) 大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練等の不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

### (3) 物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

### (4) 不十分な要配慮者対策

県内では、要配慮者について、避難支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなる等、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

### (5) 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

### (6) 地震の揺れによる被害拡大

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

### (7) 避難指示等の住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

## 2 基本的考え方

地震から町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる地域づくり実現のため、町、県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と「地域の力」の根底である共助の仕組みづくりなど防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力をあげて講じるものである。

## 3 想定される地震の考え方

地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

- (1) 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動  
(東北地方太平洋沖地震)
- (2) 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動  
(宮城県沖地震(プレート境界型)、プレート内部で生じるスラブ内地震)
- (3) 発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動  
(長町ー利府線断層帯の地震)

構造物・施設等は、宮城県沖地震(単独・連動)やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、東北地方太平洋沖地震や長町ー利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

※ 「スラブ内地震」…沈み込むプレート(スラブ)の内部で発生する地震。

## 第2節 地震に強いまちづくり

(総務課・農政課・地域整備課)

大規模地震の被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物等の耐震化、不燃化の推進に加え、市街地や農村地域など面的な視点からの取組みも必要となる。

こうした観点から、町は、市街地や農村の整備を行う際にも地震災害対応を考慮しながら事業を実施することとし、土砂崩れ等の災害に備えて実施する。また、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても、緊急度、重要度を考慮し展開することとする。さらに、地震に伴い生じる液状化現象を防止するための対策を計画的に推進する。

### 1 基本的な考え方

町は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- (1) 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- (2) 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

ア いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ 東北地方、国レベルの広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの

ウ 多数の人々を収容する建築物等

なお、耐震性の確保には、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

### 2 地震に強い都市構造の形成

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

### 3 揺れに強いまちづくりの推進

#### (1) 建築物の耐震化

町は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

また、庁舎、学校、病院、公民館、駅等様々な応急対策活動や避難所となり得る公共施設の耐震化についても促進を図る。

#### (2) 耐震化を促進するための環境整備

町は、町民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。

#### (3) 火災対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、町は、町民や所有者等に対し、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。

さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

#### (4) 居住空間内外の安全確保対策

町は、町民に対し、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

#### (5) 都市公園施設

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯及び防災活動拠点としての機能を有する都市公園の適正な配置及び整備に努めるとともに、避難場所に指定する基幹公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

### 4 長寿命化計画の作成

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

### 5 災害に強い農村整備

#### (1) 農業用施設の耐震性の改善

町は、新築、増改築される農業用施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

#### (2) 農業用施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

町は、農業用施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器

の整備等を推進する。

### (3) 農業被害の予防対策

町は、農業、畜産業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

#### ア 営農用資機材の確保

(ア) 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

(イ) 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように備蓄する等の確保対策を講じる。

#### イ 営農防災対策の推進

(ア) 水稻・畑作物・果樹対策については、農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

(イ) 施設園芸・畜産対策については、施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

## 6 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、町は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

### (1) 液状化ハザードマップの作成

町は、液状化の発生が想定される地域を対象に、液状化ハザードマップの作成、公表に努める。なお、液状化ハザードマップの作成に当たっては、必要に応じて、県に協力を要請する。

### (2) 町民への情報提供

町は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、町民に情報提供を図るとともに、相談体制を整備する。

### (3) 法令遵守の指導

建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を行う。

### (4) 地盤改良の推進

新規都市開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

### (5) 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改

良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

## 7 土砂災害予防対策

### (1) 土砂災害防止対策の推進

#### ア 土砂災害危険箇所の調査把握（資料19参照）

(ア) 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を把握し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。

(イ) 県は、町長の意見を聴いて、土砂災害により、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講じるものとする。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- c 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- d 勧告による移転者への土地の取得のあっせん

(ウ) 町は、県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講じるものとする。

- a 円滑な警戒避難が行われるよう必要な事項を本計画に記載（本編第2章第14節「避難活動」参照）
- b 要配慮者関連施設がある場合には、情報伝達体制の整備
- c ハザードマップの作成と周辺住民への配布

#### イ 土砂災害防止のための啓発活動

##### (ア) 土砂災害警戒区域等の周知

土石流、崖崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

このため、県は、過去に調査済みの土砂災害危険箇所を町や住民、国・県等の関係機関に周知・広報・告知し、災害時に町が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。

町は、土砂災害警戒区域等を本計画（資料 19 参照）に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現地への標識・標柱の設置等により、周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

##### (イ) 土砂災害防止月間及び崖崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間となっており、その中でも6月1日～7日は、崖崩れ防災週間となっている。

町は、県の指導を得て、住民に対し次のような広報活動を実施する。

- a ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会の実施
- b 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布
- c 広報車による巡回広報活動

### (2) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

町は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把

握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については重点的に観察指導を行う。また、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し、随時パトロールする。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

町は、被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(4) 土石流危険渓流の防災措置

町は関係機関と連携を図り、地震により土石流の発生が予想される危険渓流等を調査・把握し、そのうち、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地について砂防指定地としての指定推進に努める。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

町は、崩壊危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定区域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

(6) 治山施設等の災害防止事業

町は、国及び県の協力を得て、山地に起因する災害の防止対策を講じる。

ア 保安林の指定及び整備

(ア) 森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び公益的機能を十分に発揮させるため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

(イ) 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

(ア) 危険箇所等の点検・調査

町は、山地災害危険地区において、危険度の実態を把握し、危険性の高い地区については、関係機関と協力し、必要に応じて治山施設の整備を計画的に進める。

(イ) 既存施設の調査、補修等

町は、既存施設について、随時関係機関と協力し、現地調査を行い必要な措置を講じる。

(ウ) 啓発活動

町は、把握した危険地区に含まれる住民に対して、危険性の内容、状況等を周知し、危険性を察知したときは自主的に避難するよう啓発する。

ウ 林道施設の整備

町は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。

また、避難場所等の防災安全施設の設置について検討する。

(7) 雨量観測体制の整備

町は、危険区域の住民等に対し、早期に適切な措置がとれるよう雨量観測体制の整備を推進するとともに、大河原土木事務所及び仙南地域広域行政事務組合消防本部で、町内における雨量観測を実施する。

**8 各種データの保存**

町は、道路、橋梁等基盤となる施設が被災した際に、円滑な応急復旧、あるいは改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備や複製の別途保存に努める。

## 第3節 公共土木施設等の予防対策

(町民生活課・農政課・地域整備課)

道路、河川等の各種公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害応急・復旧対策の根幹となるべき使命を担っている。このため、町は、各施設ごとに耐震性を備えるような設計指針を考慮し、被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

### 1 道路施設

町及び道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、定期的に防災点検及び震災点検等を実施するとともに、その結果、対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から随時整備を進める。

#### (1) 道路

##### ア 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

##### イ 避難路の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

##### ウ 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

##### エ 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等について、町は国・県及び近隣市町村との情報の共有化を図る。

#### (2) 橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工

事を実施し耐震性を高める。

### (3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

### (4) 道路付属施設

町は、町道において、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。また、県道においても、県と調整し、避難誘導標識の設置に努める。

また、町は、町道敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝などの道路施設について、定期的に点検を行い、耐震性の確保及び補強に努める。

## 2 河川管理施設

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・堤防斜面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。したがって、河川管理者は、施設整備計画により、河川管理施設の耐震性の向上を図る。また、県内の雨量や河川水位情報をリアルタイムに収集処理している「河川流域情報システム（MIRAI）」の活用を図りながら、二次災害の防止や水防活動等に万全を期する。

さらに、河川において、出水時には水防活動の拠点になり、地震時等においては避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

## 3 農地・農業用施設

町は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池（資料7-2参照）については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整のうえ、ハザードマップへの反映・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池等緊急点検要領（農林水産省制定）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

## 4 廃棄物処理施設

施設管理者は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るとともに、非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保、及び一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄に努める。

## 第4節 建築物等の予防対策

(地域整備課・教育総務課・生涯学習課)

町は、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

### 1 公共建築物

- (1) 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。このため、町は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- (2) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、町が行う。
- (3) 仙南消防本部の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定に基づき定められた防火対象物については、町が防火管理者を設置し、火災に備える。
- (4) 町及び施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

### 2 教育施設（資料16-2参照）

- (1) 校舎等の耐震性の強化  
町は、校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。
- (2) 設備・備品等の安全管理  
町は、設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、震災時において、児童生徒及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。
- (3) 水泳プールの防災機能等の整備  
町は、震災時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

### 3 耐震診断の実施及び公表

町は、公共建築物・教育施設等の耐震診断の実施状況や実施結果を基に、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

### 4 一般建築物

一般建築物についても、「市町村（大河原町）耐震改修促進計画」に基づき、町は、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行うこととし、木造戸建住宅にあっては支援を行い、地震に対する安全性の向上を図る。

〔住民〕

建築物の所有者等は、必要に応じて、「簡易耐震診断表」等を利用して自己診断を実施し、耐震診断・耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

## 5 落下物・ブロック塀等

町は、建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民や建築物の所有者等に対する普及、啓発活動を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

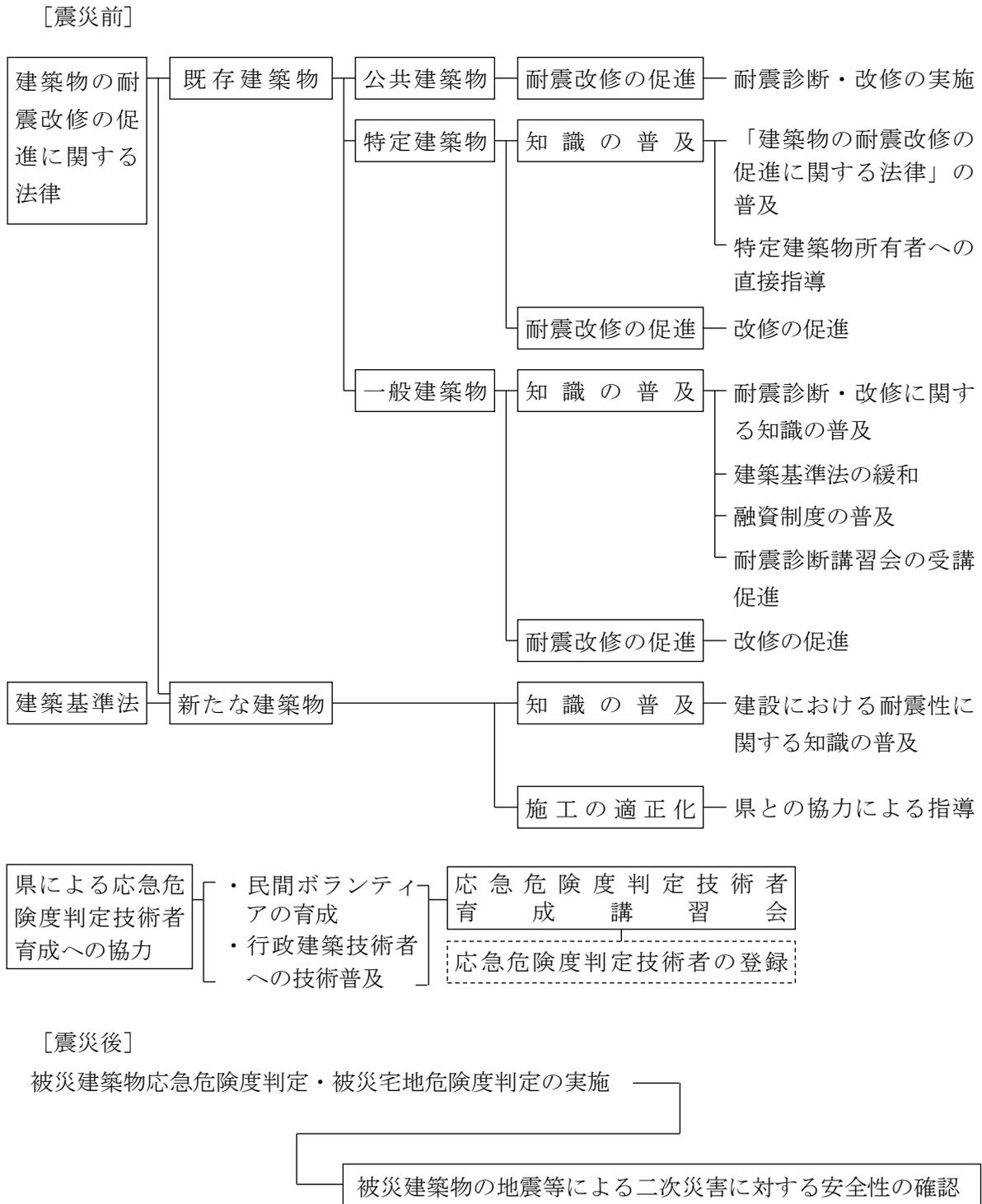
## 6 エレベーター設置建築物における安全対策

エレベーターを設置している施設の所有者等は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

〔住民〕

外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

## 大河原町建築物地震防災総合対策フロー



## 7 文化財の防災対策

町は、県及び国とともに、文化財保護のための防災対策に努める。

## 第5節 ライフライン施設等の予防対策

( 総務課・上下水道課・東北電力ネットワーク(株)白石電力センター  
・東日本電信電話(株)宮城事業部・(一社)宮城県LPガス協会 )

上下水道、ガス、電力、通信等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、ライフライン施設関係機関は、大規模地震による災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

### 1 水道施設

#### (1) 水道施設の安全性強化等

ア 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。

イ 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。

ウ 町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

エ 町は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。

オ 町は、水道管の破裂による冠水等の二次災害を軽減させるため、大規模地震発生直後の情報把握、点検体制の確立を図る。

カ 町は、水道施設の補助施設として、飲用井戸の実態把握に努める。

#### (2) 復旧用資機材等の確保

町は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

#### (3) 管路図・台帳等の整備

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から最新の管路図・台帳等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

#### (4) 危機管理体制の確立

ア 町は、日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルの作成に努める。

イ 町は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針の作成に努める。

## 2 下水道施設

町は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び耐震性の向上や液状化対策に努めるとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

### (1) 下水道施設計画

町は、浄化センターの機能を確保するため、施設の耐震性の向上、液状化対策、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良・更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

### (2) 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

### (3) 下水道防災体制

町は、民間事業者等との協定締結等により、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

## 3 ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

ア 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

イ 耐震性の確認（チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）

ウ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消

エ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

(2) (一社)宮城県LPガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時の対応の充実や高齢者世帯・外国人世帯の増加に対応できる体制の整備に努める。

(3) 町は、LPガスの爆発を未然に防止するための、ガス事業者等及び消防機関による予防措置に協力する。

## 4 電力施設

町は、東北電力ネットワーク(株)が行う次の予防措置等について、必要に応じて協力する。

(1) 送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(2) 変電設備

機器の耐震設計は、変電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、技術基準、耐震設計基準に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

(3) 配電設備

ア 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化地域等における根かせの施設、不均衡張力を極力回避する等、耐震性向上を考慮した設計とする。

イ 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(4) 通信設備

通信設備については、「電力保安通信規定」に基づいて耐震設計を行う。

## 5 電気通信施設

町は、電気通信事業者が行う予防措置等について、必要に応じて協力する。

(1) 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みの推進に努める。

ア 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

イ 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

ウ 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

(2) 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

(3) 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

(4) 停電とふくそう対策

非常電源の確保や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。

## 第6節 危険物施設等の予防対策

(総務課)

震災時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。このため、町及び消防機関等は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。また、各危険物施設等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

### 1 各施設の予防対策

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また、大容量泡放射システム運搬車両の確保や、運搬経路の複数化、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

### 2 危険物施設（資料17-1・17-2参照）

大規模な地震が発生した場合、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設等の火災や危険物の流出、有毒ガス等の漏洩などの発生が予想され、発生した場合には周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町は、県及び消防機関と連携を図り、これら施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導をし、地震対策と防災教育の推進を図る。

#### (1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

#### (2) 施設基準維持の指導

危険物施設の耐震設計基準については、年々強化され、地震に対する構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

#### (3) 自主防災組織の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

#### (4) 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体を通じて、町内の事業所及び一般の町民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

#### (5) 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

### 3 高圧ガス施設（資料17-2参照）

町は、県及び宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、耐震化対策や設

備等の安全化及び緊急時連絡体制の整備を図る。

## 第7節 防災知識の普及

(総務課・教育総務課・生涯学習課)

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、町、県、国等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び防災関係機関は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を継続的に設け、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者・避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な生活者の視点に十分配慮するよう努める。

### 1 職員に対する教育

災害発生時には、町及び防災関係機関は災害対策の中核を担い、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する行動マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。講習又は研修の内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭及び地域における防災対策

また、各課局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について所属職員の教育を行う。

### 2 教職員及び児童生徒に対する教育

- (1) 学校等教育機関は、町及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- (2) 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

### (3) 児童生徒及び教職員に対する防災教育

#### ア 児童生徒に対する防災教育

(ア) 学校においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

(イ) 地理的要件など地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。

(ウ) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設・運営訓練への参加等を通じ「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

#### イ 教職員に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、教職員への防災教育を行い、資質向上を図る。

(4) 町及び教育委員会は、各学校等において防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

## 3 住民に対する防災知識の普及

### (1) 防災関連行事の実施

#### ア 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、県及び防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

#### イ 防災とボランティア関連行事の実施

町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

#### ウ 東日本大震災発生日の位置づけ検討

町は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。

### (2) ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

### (3) 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組みが適切かつ継

続的に実施されるよう、地震災害に関する専門家の活用を図るものとする。

(4) 教育委員会、社会教育機関による防災意識の普及啓発

町及び町教育委員会は、生涯学習教育事業及び町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民への防災意識の啓発・普及を図る。また、自主防災組織の協力のもと、防災マップを作成するなど、自ら危険性を認識する意識の向上に努める。

(5) 普及・啓発の実施

町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報紙、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、DVD等の製作・貸し出し、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

**【住民等への普及・啓発を図る事項】**

ア 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震・津波に関する一般的な知識

エ 災害危険性に関する情報

(ア) 各地域における避難対象地区

(イ) 孤立する可能性のある地域内集落

(ウ) 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 など

オ 避難行動に関する知識

(ア) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること

(イ) 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと

(ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所への移動が危険を伴う場合の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」

(エ) 各地域における災害種別ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

(オ) 各地域における避難情報等の伝達方法 など

カ 家庭内での予防・安全対策

(ア) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(イ) 非常持出品（救急箱、マスク、手指消毒液、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 自動車へのこまめな満タン給油

(エ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(オ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

(カ) 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

(キ) 出火防止等の対策の内容

- (ク) 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など
- キ 災害時にとるべき行動
  - (ア) 地震が発生した場合の出火防止
  - (イ) 近隣の人々と協力して行う救助活動
  - (ウ) 自動車運行の自粛
  - (エ) その他避難情報等の発令時にとるべき行動
  - (オ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 など
- ク その他
  - (ア) 正確な情報入手の方法
  - (イ) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
  - (ウ) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
  - (エ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確保
  - (オ) 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」など
- (5) 要配慮者及び観光客等への配慮
  - ア 要配慮者への配慮
 

町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な生活者の視点に十分配慮する。
  - イ 観光客等への対応
 

町は、現地の地理に不慣れな観光客等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。
- (6) 災害時の連絡方法の普及
  - ア 災害時通信手段の利用推進
 

東日本電信電話（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、災害時公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、町及び県は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。
  - イ 災害時通信方法の普及促進
 

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービス等の普及を促進する。
- (7) 相談窓口の設置
 

町及び県は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。
- (8) 地域での防災知識の普及
  - ア ハザードマップの整備
    - (ア) ハザードマップの作成・周知
 

町は、土砂災害警戒区域等を踏まえて指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等を

示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

(イ) ハザードマップの有効活用

町は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

イ 日常生活の中での情報揭示

町及び県は、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路の位置等を夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

ウ 観光客等の一時滞在者への周知

町は、観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路の位置や方向を示す等、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

(8) ドライバーへの啓発

ア 徒歩による避難の原則の徹底

町及び県は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の基本原則の徹底と地域の状況（被害の状況、避難所等への距離、走行中の道路の交通量、歩行の容易性等）に応じた避難方法についての周知に努める。

イ 運転中における発災時の対応の周知

町及び県は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

(9) 社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

(10) 企業への啓発

町は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らも防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

#### 4 要配慮者への配慮

町は、防災知識を普及する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な生活者の視点に十分配慮するよう努める。

防災知識等の普及に当たっては、次の項目について実施に努める。

- (1) 外国語パンフレット等の作成・配布
- (2) 障がい者、高齢者等の災害常備品等の点検
- (3) 介護者の役割の確認
- (4) 避難訓練等への積極的な参加の呼びかけ

## 5 住民の取組み

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」、「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの命を守るよう行動し、初期消火や近隣の負傷者の救助、避難行動要支援者の支援などの、防災活動への寄与に努める。

### (1) 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品の定期的な点検、玄関や寝室への配置等に努める。

### (2) 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直しなどに努める。

### (3) 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板（web171）や災害用伝言ダイヤル（171）、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

### (4) 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加によって、初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

### (5) 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

## 6 防災リーダーの養成

町は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者を養成するための補助制度の創設、講習等を開設し、修了者を防災リーダーとして位置づけ、その活動の推進を図ることを検討する。なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。

### (1) 目的

町内会、自主防災組織のリーダーなど、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。

### (2) 主な補助制度、講座内容

#### ア 補助制度

(ア) 大河原町防災士資格取得支援事業補助金

(イ) 大河原町防災介助士支援事業補助金

#### イ 講座内容

災害に関する基礎知識、防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、災害対策と地域連携、事業継続計画関連等。

### (3) 受講者の推薦

各行政区、自主防災組織等からの推薦により、地域別に養成する。

## 7 災害教訓の伝承

東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。

### (1) 資料の収集及び公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、大規模災害の記録を作成・整理して適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように地図情報その他の方法により公開に努める。

### (2) 伝承機会の定期的な実施

町は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、住民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

### (3) 伝承の取組み

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

## 第8節 防災訓練の実施

(総務課)

町は、地震災害発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、現地において計画的に防災訓練を実施する。

### 1 防災訓練の実施とフィードバック

#### (1) 定期的な実施

町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、町民にとるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

#### (2) 地域の実情に応じた内容

町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

#### (3) 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にしたうえで、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

#### (4) 課題の発見

町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

#### (5) フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

### 2 訓練の実施及び参加

(1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

(2) 防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。

(3) 訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、ハザードマップ等を活用し、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練について、県及び防災関係機

関の指導・協力を得て、実施に努める。

### 3 訓練の種類及び目的

町は、突発的災害の発生に備え、町内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時  
に実施するとともに、次のように実動訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

#### (1) 総合防災訓練

町は、毎年、地域住民の参加する総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊等の防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な生活者の視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。

さらに、町は、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

ア 災害対策本部運用訓練

イ 職員招集訓練

ウ 通信情報伝達訓練

エ 広報訓練

オ 火災防御訓練

カ 緊急輸送訓練

キ 公共施設復旧訓練

ク 避難訓練

ケ 救出救護訓練

コ 警備、交通規制訓練

サ 炊き出し、給水訓練

シ 自衛隊災害派遣要請等訓練

ス 避難所開設・運営訓練

セ その他

#### (2) 水防訓練

水防訓練は、次により、訓練実施要領を定め実施する。

ア 訓練項目

(ア) 観測訓練（水位、雨量等）

(イ) 通報訓練（電話、無線伝達）

(ウ) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）

(エ) 輸送訓練（資材、器材、人員）

(オ) 工法訓練（各水防工法）

(カ) 水門等操作訓練

(キ) 避難訓練（危険区域居住者の避難）

(ク) その他必要な訓練

イ 訓練実施時期

訓練の実施は、おおむね年1回とし、6月から8月までの間とする。

ウ 訓練実施場所

訓練の実施は、訓練効果の著しい場所で行う。

(3) 消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等を含む。）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主とし、建物火災防御、林野火災防御等を年1回時期を選定して実施する。

(4) 避難訓練

ア 水防訓練、消防訓練等と併せて実施するものとし、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練とする。

イ 町長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施する。

ウ 教育委員会及び小中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。

エ 町は、社会福祉施設、病院、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

(5) 通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう平常時通信から災害通信への迅速かつ確かな切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

(6) 非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

#### 4 訓練の方法

町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又は合同で最も効果的な方法で行う。

#### 5 訓練結果の評価・総括

町は、訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

#### 6 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

町は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

#### 7 学校等の防災訓練

(1) 地震災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。

(2) 校内外活動（自然体験学習、校外学習を含む。）等で海浜部を利用する場合は、事前に津

波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。

- (3) 避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- (4) 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

## 8 企業の防災訓練

- (1) 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- (2) 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定された場合は、災害発生の際に指定緊急避難場所・指定避難所となることを想定し、避難者の受入れや避難所運営訓練等を実施する。
- (3) 災害発生時に備え、町及び各町内会、地域住民の方々並びに各企業名・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

(訓練内容)

- ア 避難訓練（避難誘導等）
- イ 消火訓練
- ウ 救急救命訓練
- エ 災害発生時の安否確認方法
- オ 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- カ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- キ 災害救助訓練
- ク 町・町内会・他企業との合同防災訓練
- ケ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

## 第9節 地域における防災体制

(総務課)

大規模災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、町は、地域住民等による自主防災組織等の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

### 1 消防団（水防団）の活動（資料6－1参照）

- (1) 消防団（水防団）は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として、防災活動において重要な役割を持っている。その活動として、平常時においては、それぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。
- (2) 町は、消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有効なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力の環境づくりを推進するとともに、施設・設備の充実に努める。

### 2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

#### (1) 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

#### (2) 自主防災組織の活動に当たって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの地域は自ら守る」という意識のもとに行動することが必要である。

また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

### 3 自主防災組織の育成・指導

町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置づけられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

また町は、自主防災組織の日常化、訓練の実施を促す際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 町は、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- (2) 町は県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、

講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 町は、自主防災組織の円滑な活動を期すため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について配慮する。

(4) 町は、地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、各地区自主防災組織との有機的連携を図る。

#### 4 自主防災組織の役割

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

##### (1) 平常時

ア 防災知識の普及

イ 防災訓練の実施

(ア) 情報の収集・伝達訓練

(イ) 消火訓練

(ウ) 避難訓練

(エ) 救出・救護訓練

(オ) 避難所開設・運営訓練

ウ 地域内の安全点検

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、町から交付されている防災用資機材（トランジスタメガホン、ブルーシート、ロープ、金てこ、ポリタンク、ヘルメット等）及びその他必要な防災用資機材の整備・点検に努める。

オ 避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を保つため特に支援を必要とする者（避難行動要支援者）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町は、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

##### (2) 災害発生時

ア 情報の収集・伝達

被害状況を町へ報告し、各種情報を住民に知らせるため、あらかじめ次の事項を決めておく。

(ア) 地域内の被害情報の収集方法

(イ) 連絡をとる防災関係機関

(ウ) 防災関係機関との連絡のための手段

(エ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

イ 出火防止及び初期消火

ウ 救出・救護活動の実施

エ 避難誘導

(ア) 避難誘導責任者の安全確認事項

a 市街地……………火災、落下物、危険物

b 山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり

c 河川……………決壊、氾濫、浸水

d 代替避難路の検討

(イ) 携帯品のチェック

(ウ) 要配慮者への配慮、避難行動要支援者への避難支援

オ 給食・救援物資の配布及び町の給水・救護物資配布活動への協力

カ 避難所開設・運営への主体的参画

## 5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

住民及び町内に事業所を有する事業者は、居住地域又は設置地域における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等への避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう住民及び事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

## 第10節 ボランティアのコーディネート

(福祉課)

東日本大震災や近年の各種災害において、ボランティアは非常に大きな役割を果たした。このため、町では地域団体やNPO・ボランティア等の受入れ体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

### 1 ボランティアの定義と位置づけ

ボランティアは、自らの意思により、無償で様々な活動を行うものであり、町としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、町の被災状況などの情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、応急活動等が全ての人たちの協力により円滑に行われるよう努める。

### 2 ボランティアの役割

ボランティアに期待される主な役割は次のとおりである。

#### (1) 生活支援に関する業務

- ア 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資等の仕分け、輸送
- エ 高齢者、障がい者等の介護補助
- オ 清掃活動
- カ その他被災地での軽作業

#### (2) 専門的な知識を要する業務

- ア 救護所等での医療、看護、保健予防
- イ 外国人のための通訳
- ウ 被災者へのメンタルヘルスケア
- エ 高齢者、障がい者等への介護
- オ アマチュア無線等を活用した情報通信手段
- カ 公共土木施設の調査等
- キ IT機器を利用した情報の受発信
- ク その他専門的な技術、知識が必要な業務

### 3 ボランティア関係団体との連携強化

#### (1) ボランティアの育成等

現在、町内のボランティア団体は、「大河原町ボランティア連絡会加入団体」、「大河原町婦人防火クラブ」、「大河原町各種婦人団体連絡協議会」などがある。

災害時には、これらの団体と町内及び町外から応援に来てくれるボランティア、県のボランティア機関及び町、防災関係機関等がそれぞれ協力し合い、円滑な応急活動を行う必要が

ある。

そこで、町社会福祉協議会内に設ける「大河原町災害ボランティアセンター」において、県のボランティア関係団体及び町との連携体制の確立、災害時のボランティアの育成、災害時のボランティアの受付、作業の分担などを行う。

町は、社会福祉協議会内の「大河原町災害ボランティアセンター」の組織の強化、災害ボランティアの育成及び災害ボランティアの活動拠点の確保等を支援する。

(2) 専門的なボランティアの育成及び活用

町は、災害時の応急活動に必要な専門的な知識、技術を持った専門的なボランティアの育成については町内のボランティア団体などと協力し、専門の教室、講座などを開催し、育成に努めるとともに、災害時に活動できるように登録しておく。

(3) 専門機関への応援要請

町は、災害発生時にアマチュア無線や柴田郡医師会、建設業協会等に対する応援要請など、必要な応急体制の整備を図る。また、県の指導のもと、各団体等との間で災害時の応援協定の締結に努める。

(4) ボランティア保険

町は、防災ボランティアに登録した者が、安全で積極的な活動ができるように災害対応ボランティア保険に加入する。

#### 4 ボランティアのコーディネート体制

(1) 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

「大河原町災害ボランティアセンター」は、ボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

また、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行い、町はそれらの支援を行う。

(2) 災害ボランティア関係機関とのネットワーク整備

災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

(3) コーディネート体制の支援

町は、ボランティアに対するニーズと活動のマッチングについて、あらかじめ社会福祉協議会と災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容、設置場所等について協議を行う。

## 第11節 企業等の防災対策の推進

(総務課)

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

### 1 企業等の役割

#### (1) 企業等の活動

##### ア 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

##### イ 事業継続上の取組みの実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

##### ウ 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

##### エ 帰宅困難者対策の実施

地震発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策を講じるよう努める。

#### (2) 町、県及び防災関係機関の役割

##### ア 防災に関するアドバイスの実施

町、県及び防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災

訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

#### イ 企業防災の取組み支援

町及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。また、町は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

#### ウ 企業の防災力向上対策

町、県及び各業界の民間団体は、企業防災の取組みに資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

## 2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設耐震化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

## 第12節 地震調査研究等の推進

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきているが、町は、県や研究機関等と連携し、総合的に推進する。

### 1 県における調査

- (1) 地震地盤図の作成（昭和54～58年度）
- (2) 地震被害想定調査等の実施
  - ア 第一次地震被害想定調査（昭和59～61年度）
  - イ 第二次地震被害想定調査（平成7～8年度）
  - ウ 第三次地震被害想定調査（平成14～15年度）
  - エ 第四次地震被害想定調査（平成22～23年度 東日本大震災の発生により中止）
- (3) 津波被害想定調査の実施
  - ア 津波被害想定調査（昭和59～61年度）
  - イ 津波浸水域予測図の作成（平成14～15年度）
- (4) 主要活断層の調査
  - ア 長町～利府線断層帯（平成7～12年度）
  - イ 仙台平野南部地域地下構造調査（平成14～16年度）

### 2 調査研究の連携の検討

町は、県が整備を進めている、宮城県沖地震対策研究協議会などを中心とした産学官の連携体制（ネットワーク）に、必要に応じ、県を通じて参加をするよう検討する。

### 3 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ町又は県に報告するよう努める。

町は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

### 4 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、県と協力し、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

## 第 13 節 情報通信連絡網の整備

(総務課・企画財政課)

大規模な地震災害には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町は、情報の収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

また、県及び防災関係機関の協力を得て、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

### 1 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

また、防災行政無線のデジタル化を推進し、消防庁により伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

### 2 町デジタル防災行政無線の活用

町は、平成 24 年度に整備を行った「デジタル防災行政無線」（資料 3-1 参照）により大規模災害時における区長を通じた住民等への情報提供、被害状況等の情報伝達手段として活用する。また、デジタル防災行政無線の定期的な点検並びに操作使用等に係る研修を行う。

### 3 職員参集等防災システムの整備

町は、震災時における迅速な災害情報収集体制の確立を図るため、県で整備した総合防災情報システム（MIDORI）等を利用し、職員が緊急時に自主参集できるシステムの構築を図るとともに、初動時において情報収集連絡体制の確立に努める。

### 4 地域住民等に対する通信手段の整備

#### (1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、デジタル防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

#### (2) 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、デジタル防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民放等のメディアへの情報配信や活用への働きか

け、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、データ放送、SNS及び各種ボランティアの協力等を含めてあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、町デジタル防災行政無線に関しては、屋外スピーカーへの受信が可能となる様に機能整備に努める。

### (3) 要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）のほか、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送や緊急速報メール、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

## 5 孤立想定地域の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、町デジタル防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

## 6 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水の危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。

## 7 大容量データ処理への対応

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

## 第14節 職員の配備体制

(総務課)

町は、地震災害が発生した場合には、その機能の全てをあげ迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期すものとする。このため、町及び防災関係機関は、平常時から各組織ごとの配備・動員計画等の体制や業務継続計画（BCP）を整備しておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

### 1 職員の配備体制

#### (1) 警戒配備

町内で震度4を観測する地震が発生したとき、町は、「災害対策配備要領」に基づき、各課の必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。

#### (2) 警戒本部

町内で震度5弱を観測する地震が発生したとき、町は、「災害対策配備要領」に基づき、自動的に警戒本部を設置し、警戒配備体制を敷く。

本部長は総務課長、副本部長は地域整備課長とする。

#### (3) 特別警戒本部

町内で震度5強を観測する地震が発生したとき、町は、「災害対策配備要領」に基づき、自動的に特別警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。

本部長は副町長、副本部長は総務課長とする。

#### (4) 災害対策本部

##### ア 組織概要

災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めた場合に設置する。ただし、町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときには、自動的に設置する。

災害対策本部の組織は、「大河原町災害対策本部条例（資料1-5参照）」、「大河原町災害対策本部運営要綱（資料1-6参照）」に基づく。設置基準は要綱中「別表第3 非常配備基準」のとおりとする。

##### イ 本部長・副本部長

本部長は町長、副本部長は副町長とする。

##### ウ 本部長不在時の対応

本部長が不在のときは、副本部長（副町長）、事務局長（総務課長）の順に指揮をとる。

## エ 本部の運営

### (ア) 本部員会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、災害対策に関する重要事項を協議決定し、実施する。

本部員は、会計管理者、教育長、各課長、及び局（所）長その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

### (イ) 部

部は、災害対策の活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害対策活動を行う。部は、「大河原町災害対策本部運営要綱」別表第1、別表第2（資料1-6）を参照のこと。

部には、部長、副部長を置く。

### (ウ) 本部事務局

本部事務局は、気象予警報の受理伝達、被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理などの、災害対策本部の運営に関する事務を行う。

事務局長は総務課長、次長は総務課長補佐、職員は総務課職員と各部の本部連絡員をもって充てる。

## オ 非常配備体制

本部長は、本部を設置した場合は、「大河原町災害対策本部運営要綱」別表第3（資料1-6参照）に定める基準により職員の非常配備を指令する。

## カ 災害対策本部の廃止

災害発生のおそれが解消したとき、又は災害が発生した場合の応急対策がおおむね完了したときに本部長が指令し廃止する。

## 2 職員の動員体制

### (1) 参集体制

#### ア 平常執務時の伝達方法

総務課長は、災害が発生したとき、又は発生するおそれのある情報を受けたときは、前記1の配備基準に基づき、町長、副町長と協議のうえ警戒配備、特別警戒配備、又は災害対策本部の設置を行う。この連絡は、庁内の関係課等へは庁内放送により伝達し、それ以外については電話により行う。

#### イ 夜間・休日など執務時間外の伝達方法

警備員は、地震情報を確認したときは、総務課消防防災係長に連絡する。消防防災係長は総務課長の指示を仰ぎ、配備体制に応じた範囲の関係課長等に連絡する。

警戒本部、特別警戒本部を設置する場合は、総務課長が関係課長に連絡し、各課長は課長補佐、係長を通じて職員に連絡する。

連絡は電話を使用する。

### (2) 職員の心構えについて

全職員は、配備基準、配備編成計画、及び自己の任務を十分に習熟しておかなければなら

ない。そのため、町は災害時における各職員の動き方等をまとめた行動マニュアルを作成する。

なお、夜間・休日など執務時間外における参集については、次の点に十分留意する。

ア 職員は、災害が発生するおそれのあるときは、ラジオ、テレビ、インターネットの聴視、所属課長や総務課等への電話照会、その他自ら工夫して、災害の状況並びに防災指令等を把握するように努めなければならない。

イ 特に、各自が配備される一段階前の状況になったと予想されるときは、所属課長等へ自ら連絡をとり、自分の配備指令に備える。

ウ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが高いときは、防災指令、その他配備命令がない場合であっても、状況によっては所属長と連絡をとって、進んでその指揮下に入るように努め、家族の安全確保を確認したうえで、自らの判断で速やかに部署に参集する。そのため、日頃から家族内での安全対策について話し合っておくように努める。

エ 大規模災害時における参集手段は、できるだけ自動車を避け、オートバイ、自転車、徒歩等とする。

オ 家族の被災等により災害対策本部まで行けないときは、速やかに所属長に連絡する。また、途中まで行ける場合は、最寄りの公共施設等で所属長の指示を待つ。

カ 職員が参集できない状況になったときは、各部長は他の部等へ応援を依頼し、職員の再配置等を速やかに判断し、実行する。

キ 参集途上では極力現地の情報収集に努め、参集後、部長に報告する。

ク 参集時に住民等から救助の要請などを受けたときには、消防機関や警察署等へ通報するとともに、人命救助などの適切な措置を講じてから参集する。

ケ 職員が参集するときは、災害の状況に応じて1日分くらいの食料、飲料水等を持参する。

### (3) 防災体制の強化について

ア 防災体制の強化に向けて、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について、検討する。

イ 災害発生後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に協力を要請できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、行政職経験者（国や県等の機関の経験者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備に努める。

ウ 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の定期的な見直しや訓練等を行う。また、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、食料等必要な物資の継続的な確保、定期的な職員への教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこと

となることから、業務継続計画の見直しに当たっては、首長不在時の代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について、最新の情報を反映しながら定めるものとする。

エ 職員の災害への対応が長期にわたる可能性があることから、職員のメンタルチェックをきめ細かく行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

#### (4) 県からの職員の派遣

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡確保及び被災市町村への災害対策支援のため、県は職員を派遣することとしており、町は、派遣職員との連携・調整を図る。

##### ア 初動期における情報収集・連絡調整のための派遣

震度6弱以上を観測した市町村との連携強化を図るため、初動期における被害情報の収集及び県と市町村の連絡調整を行うため、あらかじめ指定した職員を派遣する。

##### イ 災害対策現地支援調整チームの派遣

被災市町村に対し、災害応急対策等の支援及び連絡調整を図るため、関係機関の長と調整し、専門的知識を有する職員等で構成するチームを決定し派遣する。

### 3 情報連絡体制の充実

町は、地震災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、防災関係機関と平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備を図っておく。

また、通信に必要な燃料・電源や資機材の確保に努める。

#### (1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

#### (2) 勤務時間外での対応

町は、防災関係機関と相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備を図っておく。

#### (3) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

### 4 大規模災害発生時の県からの職員派遣

震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、県から災害対策支援のため、以下の職員が派遣される場合がある。当該職員の派遣・受入れについて、事前に連絡体制や受入れ体制の構築を図るものとする。

#### (1) 初動派遣職員

本町から県への情報が途絶した場合、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る現状及び要望等）を収集し、持参した衛星携帯電話により、県地方支部及び地域部等に報告する。

(2) 災害対策本部会議連絡員の派遣

本町において災害対策本部が設置された場合、町本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。

(3) 災害応援従事職員の派遣

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の規定に基づき、町長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣する。

## 第 15 節 防災拠点等の整備・充実

(総務課)

町は、震災時における防災対策を推進するうえで重要となる防災拠点等について、整備・拡充を図る。また、震災時に必要となる防災物資・資機材等の整備についても、防災拠点と関連づけて整備・充実を図る。

### 1 防災拠点の整備及び連携

- (1) 町は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、行政区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実にも努める。
- (2) 町は、警察・消防・自衛隊等の防災関係機関との相互応援が円滑に行えるよう防災施設整備に努めるとともに、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、医薬品等の適切な備蓄及び調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた非常通信手段の確保や非常用発電機の燃料確保に努める。  
また、各機関、各地域からの応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。
- (3) 町は、庁舎における災害対策本部等の機能充実を図るため太陽光発電及び蓄電池等の整備に努めるとともに、保健センターについても避難所等への保健師の派遣並びに炊き出し食糧の配布など保健衛生及び栄養管理等の拠点とするため庁舎と同様に太陽光発電及び蓄電池等の整備に努める。
- (4) 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

### 2 防災用資機材等の整備

#### (1) 防災用資機材

町は、応急活動用資機材の整備・充実について、防災拠点の整備と関連づけて整備・充実を図る。また、震災時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実にも努める。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売事業者と燃料の優先供給についての協定の締結に向けて調整するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

#### (2) 水防用資機材

町は、地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

### 3 臨時ヘリポート及び物資集積場所の確保

町は、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポート及び物資集積場所を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う（資料 8-1・8-2 参照）。

## 第 16 節 相互応援体制の整備

(総務課)

大規模地震災害時には、町限りでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、町は、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

### 1 相互応援協定の締結等

#### (1) 相互応援協定の締結等

防災関係機関相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。また、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

##### ア 連絡体制の確保

- (ア) 災害時における連絡担当課等の選定
- (イ) 夜間における連絡体制の確保

##### イ 円滑な応援要請

- (ア) 主な応援要請事項の選定
- (イ) 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

#### (2) 協定の締結状況

町は、災害時における相互応援協力が円滑に行われるよう、次のとおり協定を締結しているが、今後さらに強化を図る。

特に、大規模災害発生時の同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

##### ア 国機関、地方公共団体との相互応援協定（資料 9-1）

No.	協定等の名称	協定締結先	応援等の内容
1	災害時における宮城県市町村相互応援協定書	宮城県及び宮城県内の市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資・資機材の提供に関する応援</li> <li>・職員の派遣に関する応援</li> <li>・その他、特に要請のあった事項に係る応援</li> </ul>
2	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書	福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏、置賜広域行政圏で構成する市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供</li> <li>・応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供</li> <li>・応急対策及び復旧に必要な職員の派遣</li> <li>・その他、特に要請のあった事項</li> </ul>
3	宮城県広域消防相互応援協定書	宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援隊等の派遣による人命救助及び被害の軽減を目的とした活動</li> </ul>

No.	協定等の名称	協定締結先	応援等の内容
		含む一部事務組合	
4	仙南2市6町消防相互応援協定書	白石市、角田市、柴田町、村田町、川崎町、蔵王町、丸森町、七ヶ宿町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災防御のための応援隊の派遣</li> <li>・その他の災害防御のための応援隊の派遣</li> <li>・その他災害に際し必要と認めた事項</li> </ul>
5	大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供</li> <li>・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん</li> <li>・災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあつせん</li> <li>・災害応急活動に必要な職員の派遣</li> <li>・被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん</li> <li>・前各号に定めるもののほか、特に要請のあつた事項</li> </ul>
6	災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省 東北地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の情報交換</li> </ul>

イ 民間法人・団体等との協定（資料9-2）

No.	協定等の名称	協定締結先	応援等の内容
1	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	(株) セブン-イレブン・ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活物資の供給</li> </ul>
2	災害時における緊急通信及び旅客運送等の協力に関する協定書	(株) 仙南観光タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の確保</li> <li>・傷病者搬送の確保</li> </ul>
3	災害時における大河原町内郵便局、大河原町間の協力に関する覚書	大河原郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便、貯金、保険金等の災害特別事務取扱い及び援護対策</li> <li>・施設の提供</li> </ul>
4	災害時における隊友会の協力に関する協定書	宮城県隊友会 大河原支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関連情報の収集及び伝達</li> </ul>
5	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	みやぎ生活協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活物資供給</li> </ul>
6	災害時における上水道施設応急復旧業務等の応援に関する協定書	大河原町水道工事協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の上下水道施設復旧の協力</li> </ul>
7	災害時等における物資調達に関する協定書	東北カートン (株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活物資供給 (段ボール製品)</li> </ul>
8	特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話 (株) 宮城事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の情報伝達手段の確保</li> </ul>

No.	協定等の名称	協定締結先	応援等の内容
9	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書	ヤマト運輸（株） 宮城主管支部	・災害時の物資輸送等に関する確保
10	緊急物資の輸送に関する協定書	（公社）宮城県トラック協会仙南支部	・災害時の物資輸送手段の確保
11	災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書	有限会社中央タクシー	・応急対策のための人員・物資・要配慮者の輸送
12	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	仙南地域広域行政事務組合	・災害時の避難施設（仙南芸術文化センター）の提供
13	電子広告媒体を活用した防災情報の提供に関する協定書	ダイードリンコ（株）東北第一営業部	・災害時における情報発信
14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	（社福）白石陽光園	・災害時における要配慮者の避難施設（さくらの風）の提供
15	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	（社福）常盤福祉会	・災害時における要配慮者の避難施設（桜寿苑）の提供
16	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人社団清山会	・災害時における要配慮者の避難施設（さくらの杜）の提供
17	災害時等における施設利用の協力に関する協定	日本基督教団大河原教会	・災害時における避難施設（大河原教会）の提供
18	災害時等における施設利用の協力に関する協定	宗教法人安浄寺	・災害時における避難施設（安浄寺）の提供
19	災害時等における施設利用の協力に関する協定	みやぎ仙南農業協同組合	・災害時における避難施設（ララ・さくら）の提供
20	災害時における宮城県柴田農林高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書	柴田農林高等学校	・災害時における避難施設（柴田農林高等学校）の提供
21	災害時における宮城県大河原商業高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書	大河原商業高等学校	・災害時における避難施設（大河原商業高等学校）の提供
22	災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書	宮城県教育委員会	・災害時における避難施設（町内県立高校）の提供
23	災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書	（株）ワカキ	・災害時における帰宅困難者の受入れ（グリーンホテル大河原）
24	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	仙南第二LPガス協議会・（一社）宮城県LPガス協会	・災害時におけるLPガスの供給及び資機材の提供
25	大河原町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	大河原郵便局・金ヶ瀬郵便局・大河原幸町郵便局・大河原桜町郵便局	・郵便局ネットワークを活用した広報活動、郵便業務に係る災害特別事務の取扱い及び援護対策を含む包括的協定

No.	協定等の名称	協定締結先	応援等の内容
26	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	みやぎ仙南農業協同組合・(株)ジェイエイ仙南サービス	・災害時における避難施設（ララ・さくら）の提供
27	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	(株)仙南建設会館	・災害時における避難施設（仙南建設会館）の提供
28	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	(株)八重樫工務店	・災害時における避難施設（KYビル）の提供
29	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	(株)ヒルズ	・災害時における避難施設（天然温泉いい湯・もちぶた館駐車場）の提供
30	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	(株)福重企画	・災害時における避難施設（さくらショッピングセンター駐車場）の提供
31	災害時の協力に関する協定書	東北電力ネットワーク(株)白石電力センター	・停電状況等の情報提供 ・災害対策本部へのリエゾン（情報収集、共有のための橋渡し役）の派遣 ・重要施設への優先的な復旧
32	災害時における民間施設の使用に関する覚書	(株)ケイホク	・災害時における災害対応従事者用臨時駐車場（パーラービックウエーブⅡ駐車場）の提供
33	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	(一財)宮城県不動産鑑定士協会	・不動産鑑定士による住家被害の認定調査、罹災証明書作成の相談対応、研修会への講師派遣
34	大河原町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	(社福)大河原町社会福祉協議会	・大河原町福祉センター内に災害ボランティアセンターを設置

## 2 訓練及び情報交換の実施

町は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結先との平常時における訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換等を行う。

## 3 後方支援体制の構築

町は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

## 4 非常時連絡体制の確保

### (1) 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関と確実に連絡がとれるよう、非常時の通信手段を確保するよう努める。

### (2) 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所など）についても事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

### (3) 受援体制の確立

「大河原町災害時受援計画」に基づき、人的受援及び物的受援それぞれの担当において、関係機関との調整、訓練等を行い、非常時の受援体制の確立を図る。

## 5 資機材及び施設等の相互利用

### (1) 相互応援体制の強化

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

### (2) 運用方法等の検討への協力

町は、県が資機材及び施設等に関する情報の共有、広域的応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災自治体への配分方法、各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討を行う場合、県の求めに応じて協力するものとする。

## 6 救援活動拠点の確保

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

## 7 関係団体との連携強化

町は、他市町村等関係機関間、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認、活動拠点に係る関係機関との情報の共有、救援物資の輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設の把握及び協力体制の構築を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

## 第17節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

(総務課・健康推進課・福祉課)

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求されることから、町は医療関係機関等と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

なお、避難所等での生活が強いられる避難者等の健康管理については、新たに「保健センター」を災害対策本部の保健衛生及び栄養管理等の対策拠点とする。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

### 1 町の救護活動体制の整備

#### (1) 医療救護活動の担当部門の設置

ア 町は、震災が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、町災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。

イ 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ決めておく。

ウ 町は、医療救護体制について、県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

#### (2) 救護所の指定

ア 町は、柴田郡医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「救護所」を指定する。また、重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

イ 町は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となる場合は、当該施設長と連絡のうえ、受入れ等について協議を行う。

ウ 町は、仙南保健福祉事務所に救護所の設置される場所を報告しておく。

#### (3) 地域医療関係機関との連携体制

町は、柴田郡医師会及び仙南歯科医師会等と医療救護及び歯科医療救護に関する協定締結を進め、傷病者に対する応急処置や医療施設への搬送等に係る体制強化に努める。

#### (4) 医療救護班の編成

ア 町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成に当たっては柴田郡医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。

イ 町で編成された医療救護班については、仙南保健所へ報告する。変更した場合も同様とする。

#### (5) 応急救護設備の整備と点検

町は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

## (6) 町民の啓発

町は、仙南地域広域行政事務組合消防本部や県、医療機関等と連携し、以下の取組みにより町民の啓発に努める。

- ア 救急法、家庭看護知識の普及
- イ 軽度の傷病について、自分で応急手当が行える程度の医療品の備蓄
- ウ 応急手当技術の習得（応急手当の講習受講等）
- エ 慢性疾患等のための常備薬の名称の記録

## 2 医薬品、医療資機材の整備

町は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時からみやぎ県南中核病院をはじめとする町内の医療機関等に医薬品、医療資機材等の備蓄について協力を求めるものとする。なお、町は、必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合に備えて、関係業者（資料5-3参照）、知事又は隣接市町長に対し、調達あっせんを要請できるような体制を整えておく。さらに、仙南薬剤師会と発災時の医薬品提供に関する協定締結を進め、医療救護所で使用する医薬品等確保の体制強化に努める。

## 3 医療体制等の整備

町は、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

併せて、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療など医療機器及び薬剤治療を必要とする災害時医療について、医療機関の協力を求めるものとする。

## 4 心のケア体制の整備

町は、県が整備する災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携し、被災者や応急復旧活動を行う者等の心のケアを行うための体制整備に努める。

## 5 災害拠点病院との連携

町は、重篤患者など医療救護班及び町内の医療機関で対応できない場合に備えて、県により災害拠点病院として指定されている次の医療機関との連携体制を整える。

### (1) 地域災害拠点病院：（みやぎ県南中核病院等）

- ア 被災地からの重症傷病者の受入れ
- イ 傷病者の広域搬送
- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣
- エ 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

### (2) 基幹災害拠点病院：独立行政法人国立病院機構仙台医療センター

- ア 地域災害拠点病院をさらに強化した機能
- イ 要員の訓練、研修機能

## 6 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防機関、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的

な連絡体制を整備する。

## 7 福祉支援体制の整備

- (1) 大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活  
が想定されることから、避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする  
者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため、町は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県  
社会福祉協議会、福祉関係機関・団体により構成）において広域的な福祉支援ネットワー  
クの構築を図るとともに、高齢者、障がい者等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職  
から構成される災害派遣福祉チーム（DWA T）の受入れ体制の構築に努める。

- (2) 町は、災害派遣福祉チームの役割を、避難所における「避難者の生活改善」や「生活相  
談」を基本とし、その状況を想定した被災者支援体制を構築し、訓練等を実施する。
- (3) 災害が発生し災害派遣福祉チームの派遣を受けたとき、町は、災害派遣福祉チームの派  
遣と連携し、被災者支援を実施する。

## 第 18 節 火災予防対策

(総務課)

市街地の過密化、高齢者世帯家屋の増加及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生とこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。このため、町は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

### 1 出火防止、火災予防の徹底

町は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

#### (1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 要配慮者のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

#### (2) 事業所に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。
- カ 駅、デパート等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する（防火対象物の状況については、資料 6－3 参照）。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

### 2 初期消火体制の強化

大規模震災時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があるため、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。そのため、町は、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体

となった地震火災防止対策を推進するため、町は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震火災発生時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ 女性による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

### 3 消防力の強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にとどめるため、町は、次により消防計画の整備及び消防力の強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、消防計画を次のとおり策定する。

ア 震災警防計画

震災時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

ウ 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防御計画について定める。

(2) 消防力の強化（資料6－2参照）

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の整備指針を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

ア 消防資機材等の整備

(ア) 消防本部においては、消防ポンプ自動車、水槽付ポンプ自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進する。

また、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材、並びに無線機等の装備品の整備に努める。

さらに、消防車両等の重要車両に対する燃料の優先的供給体制の構築及び停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実、署所における自家発電設備の整

備を推進する。

(イ) 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の充実を図り、機動力を発揮する。

(ウ) 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

イ 消防団の育成（資料6－1参照）

(ア) 消防団は、震災時には消防本部の活動を補助し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

(イ) 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

(ウ) 消防団による地域住民への防災指導をより一層推進する。

#### 4 消防水利の整備

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、町は、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

(1) 耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進していく。

(2) 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を図る。

(3) 家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発・指導する。

#### 5 連携強化

町は、平常時から仙南地域広域行政事務組合消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

#### 6 消防用機械・資機材の整備

町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

#### 7 広域応援体制の整備

町は、広域応援体制を構築するため、消防応援協定等の締結に努めるとともに、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。その際、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化するよう努める。

## 第 19 節 緊急輸送体制の整備

(総務課・地域整備課)

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

### 1 緊急輸送道路の確保

#### (1) 緊急輸送道路の指定

町は、県が指定する緊急輸送道路を把握するとともに、町内の基幹道路や、町役場庁舎、臨時ヘリポート、物資集積場所等の防災拠点施設の位置等を勘案し、関係する道路管理者等と協議して、町の緊急輸送道路を指定した（資料 8－5 参照）。

#### (2) 緊急輸送道路の整備・確保

町は、緊急輸送道路として指定した道路について、次の対策を推進する。

ア 緊急輸送道路については、計画的な道路施設の点検・整備を行う。

イ 沿道の建築物の倒壊により、道路機能が失われることのないよう、建物の耐震化の促進を図る。

ウ 障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材を確保するため、あらかじめ関係機関と協議し、協力体制を確立しておく。

エ 広域農道についても、緊急輸送道路として確保できるよう努めるものとする。

### 2 臨時ヘリポート及び物資集積場所の確保

町は、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポート及び物資集積場所を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う（資料 8－1・8－2 参照）。

### 3 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるような場所の検討、及び建物屋上（病院、役場、学校等）の対空表示（ヘリサイン）の整備について検討する。

### 4 緊急輸送体制

#### (1) 緊急通行車両の事前届出

町は、保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

#### (2) 届出済証の受理と確認

ア 大河原警察署による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、災害が発生し、緊急通行路が指定された際に、大河原警察署から緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 関係機関との連携

町は、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、関係機関との連携体制を整備する。

(4) 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要な情報収集や発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

(5) 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置などを含め、民間企業等と協定の締結を検討する。

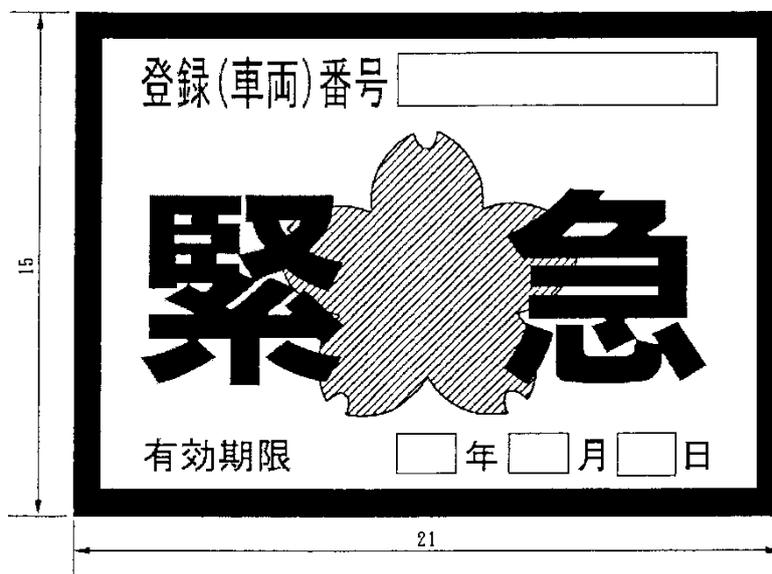
また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

(6) 復旧体制の整備

道路管理者は、橋梁、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。

また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 第20節 避難対策

(総務課・地域整備課・福祉課・教育総務課)

大規模な地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者等に対して適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

### 1 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

### 2 指定緊急避難場所の確保

#### (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、大規模な地震による火災等の災害から住民等が避難するための場所について、管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等に応じて、隣接する市町に避難した方が安全と考えられる場合は、当該市町と協議し、指定緊急避難場所を隣接市町に設置することも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所を速やかに指定するよう努める（資料10-1参照）。

#### (2) 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

(3) 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとられるよう十分に協議する。

(4) 交流拠点の避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、指定避難所又は指定救急避難所に加え、集会所及び生活センター等の地域住民の交流施設を避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置づけられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進める。

(6) 指定緊急避難場所の条件

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

ア 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。

イ 当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

また、上記基準のほか、次の条件に留意する。

- ① 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- ② 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- ③ 地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。
- ④ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- ⑤ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること（避難場所の必要面積は、おおむね1㎡当たり1名を目安とする。）。)
- ⑥ 危険物施設等が近くにないこと。
- ⑦ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- ⑧ 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- ⑨ 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- ⑩ 被害情報入手に資する情報機器（ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

### 3 避難路の確保

指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備え、複数の経路を確保すること。

- (3) 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること。

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について町は道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因の排除に努める。

#### 4 避難路等の整備

- (1) 避難路等の整備・改善

町及び県は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

- (2) 避難路等の安全性の向上

町及び県は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。

- (3) 避難誘導標識等の設置

##### ア 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路等の位置等を町内各所に掲示し、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みに努める。誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について周知するよう努める。

##### イ 多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

- (4) 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多くあげられていたことから、町は、徒歩による避難の基本原則の徹底を図る。

なお、交差点部や橋梁部等、渋滞が発生しやすい場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行うとともに、車両の通行に支障がないと判断される場合には、車両による避難等を容認する。

#### 5 避難計画の整備

町は、次の事項に留意して、指定緊急避難場所、避難経路等を明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場

所・指定避難所や避難路等の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難計画の作成に当たっては、福祉課と総務課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておく等、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難情報等の発令を行う具体的な発令基準及び伝達方法
- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

## 6 避難誘導體制の整備

- (1) 避難情報等を発令した場合の各地区の避難誘導は、当該地区の区長、並びに自主防災組織の代表者及び消防団員が行い、避難誘導責任者は当該地区の消防団分団長とする。このため、町は、消防団と協議し、災害発生時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を実施する。
- (2) 町は、消防団員、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な行動ルールを定め、住民等に周知する。なお、行動ルールについては、避難訓練等の際に避難誘導等の活動における問題点を検証し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等のコミュニティを生かし、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との情報共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、避難体制を整備する。

## 7 避難に関する広報

- (1) 町は、施設管理者の同意を得たうえで、指定避難路等を明示した表示板の整備を実施するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等地震災害に関するハザードマップ、防災マップ、地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布し、周知を図る。また、万一避難場所が被災する可能性がある場合は、より安全な避難場所に移動する必要が生じることがありうることについても、周知に努める。
- (2) 町は、土砂災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。
- (3) 水防管理者は、住民の水災に関する警報、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所の周知に努める。
- (4) 町は、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、デジタル防災行政無線（同報系）等の整備を推進する。

## 8 避難行動要支援者の支援方策

### (1) 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、地震災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

### (2) 社会福祉施設等における対応

#### ア 動員計画及び非常招集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

#### イ 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、地震災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

#### ウ 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄等持ち出し品の確保に時間をかけない工夫を普段から行っておくよう努める。

### (3) 在宅者対応

#### ア 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

#### イ 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

#### ウ 在宅人工呼吸器使用者への対応

町は、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、県の支援を受けながら情報の把握及び災害時個別支援計画の策定を支援するなど、対策強化を図る。

### (4) 外国人等への対応

町は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

#### ア 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

イ 避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラム（意味を簡素化した図、絵文字）の活用等により分かりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

ウ 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

## 9 教育・保育機関における対応

### (1) 児童生徒等の安全対策

#### ア 引渡しに関するルールの方策

町及び教育委員会は、学校・保育所等（以下「学校等」という。）が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

#### イ 安全確保対策の検討

学校等の校長又は所（園）長（以下「校長等」とする。）は、地震が発生した場合又は町が避難情報等を発令した場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

#### ウ 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促すなどの対応等も合わせて検討する。

### (2) 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町や施設との間の連絡・連携体制の構築に努める。

## 10 施設の管理者への指導

学校、病院等不特定多数の者が利用する施設の管理者に対して、町は、地震災害等を想定した施設利用者の避難誘導計画を定め、従業員等に周知徹底を図るよう指導する。

## 第21節 避難受入れ対策

大規模災害発生時には、火災等の二次災害により、避難が長期化する可能性がある。このため、町は、事前に指定する避難所等について、発災の際に速やかに開設・運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みの整備に努める。

### 1 避難所の確保

#### (1) 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を受け入れるための指定避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。この場合、指定避難所は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐え得る施設とする（資料10-1参照）。

#### (2) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

#### (3) 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

#### (4) 指定避難所等の指定基準

- ア 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- イ 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

#### (5) 避難所の管理、運営体制の整備

避難所の管理・運営に当たっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、町は必要に応じて専門家や地域住民と定期的な情報交換に努める。

ア 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。

イ 指定避難所の管理責任者を町長が指定する町職員並びに指定避難所近傍の自治会、自主防災組織の代表者とする。なお、その際には、男女両方配置するよう努める。

ウ 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。

- エ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
  - オ 被害想定を参考に、避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄及び電力容量の拡大に努める。
  - カ 運営に必要な事項について、町では「避難所設置運営マニュアル」を作成している。今後は、国のガイドラインの改正や災害の事例等を参考に、適宜見直すものとする。
  - キ 学校等教育施設を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識のうえ、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と、使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化できるよう努める。
  - ク 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、指定避難所としての適性について当該施設の管理者等と定期的に検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
  - ケ ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。
  - コ 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に指定避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
  - サ より早い段階での指定避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、指定避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと。
  - シ 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に指定避難所としての適性について検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。
  - ス 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、国が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」（第三版、令和3年6月）や、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
  - セ 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (6) 福祉避難所の指定基準
- 福祉避難所は、要配慮者を一時的に受け入れ、保護するために町が開設する施設であり、おおむね次により指定、整備する。
- ア 原則として、耐震・耐火構造の建物を利用する。
  - イ 施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられた施設であること。
  - ウ 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器

物、及び日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の整備・備蓄に努めていること。

エ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

オ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

上記のほか、町内の福祉避難所等での受入れが困難な住宅の要配慮者や被災した施設の利用者等の受入れ可能な避難施設の確保に努める。

#### (7) 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

なお、これらの設備・資機材については、要配慮者に対応した物資であることが望ましく、その旨、施設管理者への働きかけに努める。

ア 通信機材（災害時公衆電話の事前設置等）

イ 放送設備・受信機器（テレビ・ラジオ等）

ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）

エ 炊き出しに必要な機材及び燃料

オ 給水用機材（貯水槽、井戸を含む。）

カ 救護所及び医療資機材

キ 物資の集積所

ク 仮設の小屋又はテント

ケ 防疫用資機材

コ 仮設トイレ・マンホールトイレ

サ 工具類

シ マット・簡易ベッド

ス 非常電源

セ 冷暖房機器（扇風機、ストーブを含む。）

ソ マスク、消毒薬、パーティション、非接触式体温計

タ その他（受付台帳、ビニールシート、ホワイトボード等）

## 2 避難の長期化対策

### (1) 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持において重要であることから、町は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

### (2) 生活環境の確保

町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等要配慮者への配

慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

### 3 避難所における愛玩動物の対策

町は、避難所における愛玩動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所における愛玩動物の同行避難者の受入れ体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を「避難所設置運営マニュアル」に記載しておく。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。

### 4 応急仮設住宅対策

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）用の用地を把握し、（社）プレハブ建築協会や地元企業と連携を図り応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

### 5 帰宅困難者対策

#### (1) 基本原則の周知

町及び県は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体等への周知を図る。

#### (2) 安否確認方法の周知

町及び県は、帰宅困難者とその家族間において安否確認がとり合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

#### (3) 企業・学校等の取組みの促進

町及び県は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒等を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

#### (4) 事業継続計画（BCP）、事業継続マネジメント（BCM）

県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（BCP）の作成支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組みを促進する。

#### (5) 避難対策

##### ア マニュアルの作成

町及び県は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

##### イ 備蓄の確保

町及び県は、帰宅困難者が避難することが想定される各避難所等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

(6) 徒歩帰宅者対策

町及び県は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

(7) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町は、県が一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と締結している協定に基づき、帰宅困難者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ホームページや広報紙等を活用した広報を実施する。

(8) 訓練の実施

町及び県は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

(9) 帰宅支援対策

町及び県は、交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

## 6 被災者等への情報伝達体制等の整備

(1) 情報伝達手段の確保

ア 多様な伝達手段の確保

町は、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグ等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

イ 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(2) 役割・責任の明確化

町及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

(3) 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含めて常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(4) 居住地以外の市町村への避難者への対応

町及び県は、町外からの本町への避難者及び本町から町外への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を相互に共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

## 7 孤立地域対策

- (1) 町は、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある地域について、町との通信途絶を防止するため、デジタル防災行政無線など可能なあらゆる通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。

(2) 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。

また、町及び県は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

(3) 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。

(4) 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ住民に対し周知する。

また、施設の耐震化等を推進する。

(5) 町、国及び県は、交通途絶から地域が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

(6) 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

(7) 町は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

## 第 22 節 食料、飲料水及び生活物資の確保

(総務課・上下水道課)

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、町は、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行えるよう、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図っていく。

### 1 食料及び生活物資の確保

#### (1) 食料・生活物資の確保

ア 町は、被害想定を参考にしながら町の非常食の目標数量を定め、クラッカー、缶詰、レトルト食品等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品で、保存期間が5年程度のものを非常用食料として計画的に備蓄する。また、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。なお、非常用食料については、アレルギー対応食、ハラル認証取得食を加え、避難者の食品アレルギーや宗教に配慮する。

イ 町は、生活必需品等について、町として備蓄が必要な品目及び数量について検討し、計画的に備蓄する。その際、分類方法の違いにおける需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

ウ 備蓄物資については、台帳等の整備を行い、定期的に保存状態を確認するとともに、食料については、期限の切れるものから順次、防災訓練等の機会に使用する。

エ 町は、備蓄物資を補完するため、商工会と協議のうえ、あらかじめ町内の関係事業者等と協定を締結するなど、災害時における米・副食及び調味料等の調達先の確保に努める。また、町は調達先との連絡方法、物資の輸送方法等についても十分調整する。

オ 備蓄物資の確保に当たっては、最大避難者数の3日分を目安に、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

#### (2) 食料及び生活物資の供給体制の確保

ア 町は、救援物資の集積場所及び管理体制等を定めておき、必要に応じて施設の整備等を行う。また、集積場所については、国有・県有の財産の有効活用について検討する。

イ 町は、炊き出し実施場所をあらかじめ定めておくとともに、ボランティア団体等の実施協力団体と必要に応じて協議を行い、円滑な食料供給ができるようにしておく。また、炊き出しに必要な調味料、器具、及び食器等の備蓄・調達についても検討しておく。

### 2 飲料水の確保

(1) 町は、最小で1日1人当たり3リットルを目標数量と定めペットボトル入り飲料水を計画的に備蓄する。

(2) 町は、災害時における応急給水に必要な給水用ポリ容器、給水用ポリ袋等を計画的に備蓄する。

(3) 町は、日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど、応急体制の確立を図る。

### 3 住民への啓発

防災の基本である「自らの生命は自ら守る」という原則に基づき、町は、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルト食品、缶詰など）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう啓発に努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう指導するとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

また、事業所等は災害発生に備えて、社員やその家族さらには地域住民も考慮しながら3日分の食料・飲料水の備蓄に努めるよう指導する。

### 4 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

町は、県による各種体制の整備状況を受けて、物流拠点を整備し、物資の受入れ体制を整備する。また、県が訓練等を実施する際には、必要に応じて参加する。

### 5 燃料の確保

#### (1) 燃料の調達、供給体制の整備

##### ア 物流体制の整備

町は、発災後の燃料供給に係る通報・連絡体制、燃料の搬送体制、搬送された燃料の受入れ体制の整備等を検討する。

##### イ 燃料の確保に関する協定等

町は、発災時の石油供給について、関係団体との協定の締結に努め、緊急時の速やかな石油供給の実施体制の構築に努める。

##### ウ 情報連絡体制の確立

町は、県と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

#### (2) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町及び県は、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町及び県から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町及び県と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

#### (3) 普及啓発

##### ア 燃料管理等の普及啓発

町及び県は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

##### イ 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がける等、自助努力に努める。

## 第23節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

(町民生活課・健康推進課・福祉課・子ども家庭課・農政課・商工観光課)

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また、団体旅行客等が被災した場合、より危険かつ困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、町は、その対策について整備しておく。

### 1 高齢者、障がい者等への支援対策

災害時における高齢者、障がい者等要配慮者の安全を確保するため、平常時から身体機能等を考慮した各種支援対策を講じる必要がある。

このため、町、県、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期すものとする。

#### (1) 社会福祉施設等の安全確保対策

##### ア 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。

特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者・利用者等最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

##### イ 組織体制の整備

社会福祉施設等は、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者・利用者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

##### ウ 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者・利用者等及び従業員が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者・利用者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

##### エ 災害時の社会福祉施設等との連絡体制の確保

町は、社会福祉施設等との連絡体制について、それぞれの連絡窓口を確認しておくとともに、地域の自主防災組織等を活用した連絡体制を確立する。

##### オ 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、

他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

(2) 在宅の要配慮者・避難行動要支援者についての全体的な考え方（全体計画）の策定

ア 避難行動要支援者の避難支援プラン策定

町は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」）等を参考に、町地域防災計画の下位計画として避難行動要支援者についての全体的な考え方（全体計画）を位置づけ、より細目的な内容を記載のうえ、策定するよう努める。

イ 要配慮者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、町は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

(ア) 要配慮者の所在把握

a 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

また、平常時から要配慮者と接している福祉課及び関係各課、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

b 町は、自主防災組織や自治会、町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組みを推進する。

(イ) 所在情報の管理

a 常に最新の情報を把握し、内容を更新のうえ、関係者で共有する体制を構築する。

b 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

c 個人情報保護の観点から、データベース化などを進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

ウ 避難行動要支援者の把握

(ア) 名簿の作成・更新

名簿の作成は、民生委員・児童委員、町職員等が対象となる町民の居宅を訪問し、了解を得て行う。この際、緊急時に速やかに避難支援を行えるよう、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、消防本部、警察への情報提供についても同意を得る。

名簿の内容は、定期的に確認・更新を行うとともに、対象者からの申告により、最新の内容に更新する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(イ) 名簿記載の対象

- a 65歳以上のひとり暮らし、寝たきり、認知症のいずれかの者又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる者
- b 介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている者
- c 身体障害の程度が1級若しくは2級の者、知的障害の程度がA若しくはBの者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- d a～cに掲げる者のほか災害時において支援が必要な者

(ウ) 名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他連絡先
- f 避難支援を必要とする理由（上記（1） a～fの種別及びb～dの等級・区分）
- g 行政区
- h その他

(エ) 名簿の提供

町は、作成した名簿を、あらかじめ行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、消防本部、警察に提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等の実施に努める。

なお、名簿の情報については、情報の漏洩を行わないよう、名簿の提供時に注意を促すものとする。

エ 個別支援計画の策定

町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、「誰が」「どのような」支援を行うのか、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別支援計画の策定に努める。

個別支援計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の協力を得ながら進める。

個別支援計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を作成し、あらかじめ一人ひとり避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定め、車両による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画の策定に努める。

なお、過去の大規模災害において、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

#### オ 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

#### カ 支援体制の整備

町は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

キ 町は、ひとり暮らし高齢者や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら、協力員（ボランティア等）や県等との連携による地域福祉のネットワークづくりを進める。

#### ※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとり暮らし高齢者等に急病や事故等突発的な事故が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員（ボランティア等）の電話番号等関係者情報を表示し、救援体制を支援している。

#### ク 相互協力体制の整備

町は、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体、高齢者団体等の福祉関係者、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

#### ケ 情報伝達手段の普及

町及び県は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）のほか、視聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、聴覚障がい者向けの緊急速報メール、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

### (3) 福祉避難所の確保

#### ア 福祉避難所の整備・指定

町は、施設の浸水や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。

#### イ 町外への要配慮者の受入れ体制の構築

町は、町内での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町外への要配慮者の受入れについて、協定の締結を推進するなど、体制の拡充に努める。

#### ウ 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

#### エ 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケア等相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

なお、県においては、広域避難時の要配慮者の支援体制における、町や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。

#### (4) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

#### (5) 家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

#### (6) 要配慮者自身の備え

町及び県は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

ア 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく

イ 防災用品をそろえる

ウ 貴重物品をまとめておく

エ 近所の人に災害時の支援について依頼しておく

オ 防災訓練に参加する 等

## 2 外国人への支援対策

在住外国人、外国人観光客が地震災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町は県と連携して、防災意識の啓発や災害予防対策に努める。

(1) 町は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行うこと。

(2) 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルの作成・配布に努めるとともに、防災講習会等を積極的に実施し、地震災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図ること。

- (3) 町は、避難場所までの案内板等に外国語を併記することに努める。
- (4) 町は、防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めること。
- (5) 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行うこと。
- (6) 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成すること。
- (7) 町は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- (8) 町は、県及び県国際化協会と協力し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

### 3 旅行者への支援対策

- (1) 町は、ホテル、旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。
- (2) 迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供、公共交通機関が停止した際の旅行者の交通手段の確保が行えるよう、町は県及び関係機関（(社)日本旅行業協会東北支部・(社)全国旅行業協会宮城県支部）との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。
- (3) 外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、町は「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

## 第24節 複合災害対策

(総務課)

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

### 1 複合災害の応急対策への備え

町、県及び防災関係機関は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築したうえで、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施に当たっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

#### (1) 活動体制

ア 町は、複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備しておくとともに、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、県や近隣市町村、応援協定締結団体等からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、平常時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議しておく。

イ 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。

ウ 町は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生したときは、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、県からの情報収集、住民への広報体制を速やかにとることを考慮する。

エ 複合災害発生時は、災害の全体像を大局的に捉え、対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

#### (2) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、県を通じて情報の共有化ができるよう、体制整備に努める。

イ 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連

携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及びデジタル防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

ウ 県は、国とも連携し、大規模自然災害発生後の原子力施設の状況に係る情報を早期に把握し、必要に応じ、異常の有無に係わらず、その結果を迅速に関係機関に連絡するとともに、公表する。町は、県から収集した情報を住民に速やかに公表する。

エ 複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

### (3) 避難・退避体制の整備

ア 本町は、東北電力女川原子力発電所から約79kmの位置にあり、発電所で事故等が発生した場合でも、人体に影響が出ることはないと想定されている。しかし、天候によってある程度の放射性物質の影響を受ける可能性があるため、町内で通常の値を超える放射線を観測した場合は、屋内又は車両内に避難するよう広報する。

イ 複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。

ウ 町及び県は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

エ 町及び県は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

## 2 複合災害に関する防災活動

### (1) 訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

### (2) 複合災害に関する知識の普及啓発

県は、原子力災害を含む複合災害時における県民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

## 第 25 節 災害廃棄物対策

(町民生活課・上下水道課)

大規模地震災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

### 1 処理体制

- (1) 町は、災害応急対策を円滑かつ迅速に推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を災害廃棄物処理計画等に定めておく。
- (2) 町の処理能力を超える廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、町は、近隣の市町及び廃棄物処理関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

### 2 主な措置内容

町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

- (1) 緊急出動体制の整備
  - ア 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の措置について廃棄物処理関係団体等と調整を図る。
  - イ 廃棄物処理施設の被害状況を仙南地域広域行政事務組合に確認するとともに、災害廃棄物及び生活ごみの処理について調整を図る。
- (2) 震災時における応急体制の確保
  - ア 町は、仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ及び仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理について、災害廃棄物処理計画に基づいて検討し、仙南広域行政事務組合との調整を図る。
  - イ 近隣市町等との協力・応援体制を整備する。
- (3) 避難施設の生活環境の確保  
仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達を図る。

### 3 し尿対策

トイレ用水の確保困難、下水道施設の破損等の理由により水洗便所を使用できない場合を想定し、仮設トイレ及びバキューム車を確保するため、他地方公共団体との協力体制を整備する。

また、バキューム車による収集のほか、し尿を一時的に貯留し対応することや、下水道管路の利用（公園などでの仮設トイレ用マンホールの設置）、し尿貯留施設の設置等を検討する。

なお、トイレ用水等の確保として、協力井戸制度を構築し生活用水の確保に努める。

#### 4 住民の取組み

(1) 家具等の転倒対策

災害廃棄物を減らすためにも、家具や電化製品は、転倒防止器具や金具で壁に固定するなどして倒れにくくするように努める。

(2) 不要なものの整理

災害廃棄物を減らすため、日頃から不要なものはリサイクルに出すなど整理しておくことに努める。

## 第 26 節 積雪・寒冷期における地震災害予防

(地域整備課)

積雪・寒冷期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 1 除雪体制等の整備

町及び道路管理者は、積雪・寒冷期に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携の下に、除雪を強力で推進する（除雪路線については、資料 18-1 参照）。

町は、円滑な除雪作業を実施するため、自主防災組織や町民一人ひとりの協力を得るとともに、除雪委託契約企業以外の民間の除雪機械保有企業等に対しても協力要請を行えるよう、体制の強化に努める。

なお、除雪作業の基準、作業体制は以下のとおりとする。

除雪作業基準	作業体制
積雪 10 cm以上	委託業者による除雪
積雪 20 cm以上	災害対策警戒配備要領第 2 条の規定に基づく警戒配備体制に準じた対応

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難をきたすことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

## 第 2 章 災害応急対策



# 第1節 地震情報の伝達

(総務課)

地震の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。特に、要配慮者への伝達に万全を期する。また、町は、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

## 1 緊急地震速報

### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて提供する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。

仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

### (2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表して日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

町は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて当該情報を受理した場合は、伝達を受けた緊急地震速報をデジタル防災行政無線等により必要に応じて住民等へ伝達する。

このうち、震度6弱以上が想定された場合は、住民への伝達は必須とする。

### (3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉の近くにいたときは、扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul>
駅やデパートなどの集客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</li> <li>&lt;注意&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて出口・階段などに殺到しない。</li> <li>・吊り下がっている照明などの下からは退避する。</li> </ul> </li> </ul>
街など屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</li> <li>○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</li> <li>○丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。</li> </ul>
車の運転中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</li> <li>○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。</li> <li>○大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</li> </ul>

## 2 地震情報

### (1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</li> </ul>
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</li> </ul>
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上</li> <li>・津波警報、津波注意報発表時又は若干の海面変動が予想される場合</li> <li>・緊急地震速報（警報）を発表した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。</li> <li>○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</li> </ul>
各地の震度に関する情報（注）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度1以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</li> <li>○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</li> <li>○地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</li> </ul>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4</li> </ul>

		以上) を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	○高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 ○日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

## (2) 仙台管区气象台からの情報の伝達

### ア 仙台管区气象台及び防災関係機関の対応

仙台管区气象台は、津波警報・注意報、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより町へ伝達する。

### イ 報道機関の対応

報道機関は、津波警報・注意報、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。

## (3) その他の情報等の発表

仙台管区气象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

また、震度5強以上を観測する地震が発生したときは、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報(土砂災害)・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

## 3 住民等への伝達

町は、広報車、屋外拡声装置等によるほか、緊急を要する場合はサイレン、警鐘等も活用する(本章第4節「災害広報活動」を参照のこと)。

## 第2節 災害情報の収集・伝達体制

(全課局)

町は、非常配備とする災害対策本部を設置したときは、災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、県及び関係機関に通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期する。

収集に当たっては、特に住民の生命に係わる情報の収集に重点を置く。

### 1 災害情報の収集

#### (1) 災害情報等収集体制

町長は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって状況把握に当たらせるとともに、各地区ごとに次の情報調査連絡員を置く。

ア 各地区情報調査連絡員は、自主防災組織の代表者、又は各行政区長の職にある者をもって充てる。

イ 消防機関の情報調査連絡員は、消防団の分団長の職にある者をもって充てる。

#### (2) 収集すべき災害情報等の内容

ア 人的被害（死傷者数、行方不明者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）

イ 住家被害（全壊、半壊等）

ウ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）

エ 出火件数又は出火状況

オ 二次災害危険箇所（被災建築物・宅地の応急危険度判定、土砂災害の危険判断、高圧ガス漏洩事故など）

カ 輸送関連施設被害（道路、鉄道）

キ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、上・下水道施設被害）

ク 避難状況、救護所開設状況

ケ 道路の途絶等により孤立した地域

コ 県災害対策本部設置等の状況

サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

このうち、行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録や外国人登録の有無に係わらず、町内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に報告する。

さらに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を県を通じて官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。

### (3) 情報の集約

- ア 各地区情報連絡員は、収集した情報について、総務課長に報告する。
- イ 総務課長は、各地区情報連絡員からの報告を受け、災害情報の集約を図る。

## 2 被害状況の調査

### (1) 調査担当

#### ア 町職員による調査

町における被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長	
避難状況	総務課長	
避難所開設状況	総務課長	
人的、住家等の被害	町民生活課長 税務課長	各地区情報調査連絡員
農林業関係被害	農政課長	土地改良区、農業共済
商工業関係被害	商工観光課長	商工会
社会福祉関係被害	福祉課長	各施設の長
衛生、保健、病院	健康推進課長	各施設の長
道路、橋梁、土木、建築物関係被害	地域整備課長 上下水道課長	各地区情報調査連絡員
文教、文化財関係被害	教育長	各施設の長
上下水道施設の被害	上下水道課長	各地区情報調査連絡員

#### イ 自主防災組織による調査

自主防災組織は、地域内の被災状況等を迅速かつ的確に収集し、被害を把握した都度、総務課に報告するものとする。

その際、可能な限り被災現場の確認に努め、詳細な情報の収集に努める。

#### ウ 消防団による調査

消防団員は災害情報調査連絡員として、詳細な現場情報の提供に努め、総務課に報告する。

#### エ 協定に基づく各種団体による調査

町は、情報の収集に関連して協定を締結している公益社団法人宮城県隊友会大河原支部と被害状況について、把握した情報を協定に基づき共有し、被災状況の把握に努める。

#### オ 県による調査

町内の被害が大規模で、県が本町との情報通信等が途絶したと判断した場合、県は、職員等を派遣し、情報収集活動を行う。

### (2) 調査要領

大河原町災害対策本部運営要綱等の定めるところによる。なお、被害写真等の撮影については、各調査担当課ごとに速やかに撮影し、被害写真は総務課に提出する。

## 3 災害情報等の報告

町及び消防本部は、市町村被害状況報告要領に基づき、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報の殺到状況についても併せて総務省

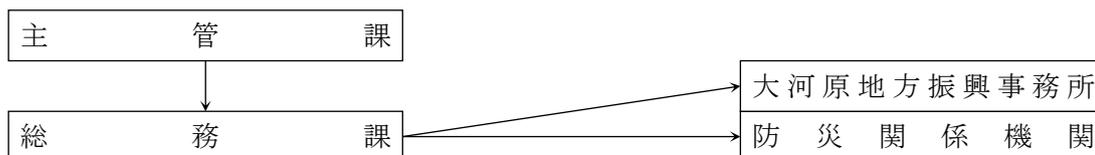
消防庁及び県に報告する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

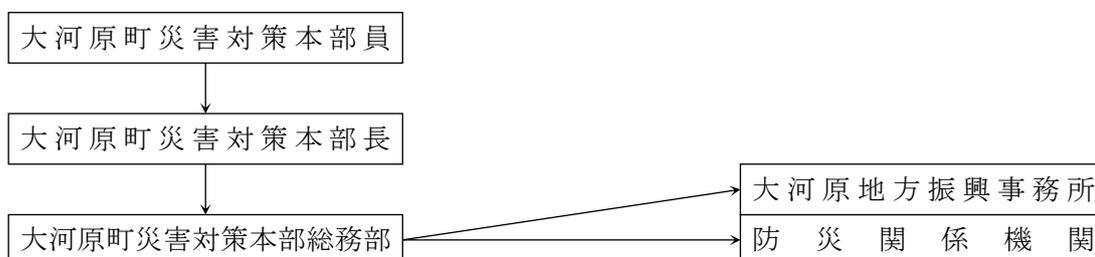
(1) 報告担当及び連絡先

災害発生後、直ちに被害調査を行うとともに、その結果を「被害状況報告書」を用い、次の系統により報告する。ただし、県に対する報告は総務課が行う。また、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等も併せて報告する。

ア 災害対策本部を設置しないとき



イ 災害対策本部を設置したとき



(2) 報告の種類及び報告要領

ア 災害情報

町が収集した災害情報は、逐次関係機関に通報し、相互に情報を交換する。

イ 被害報告

被害状況が判明した場合は、「市町村被害状況報告要領」（資料 2 - 1 参照）に基づき、大河原地方振興事務所を經由して県復興・危機管理総務に報告する。

(ア) 被害即報

即報は、被害発生後、被害が判明した都度行う。

(イ) 被害確定報告

確定報告は、被害額の確定あるいは応急措置の完了後 7 日以内に大河原地方振興事務所長を經由して知事あてに行う（「被害状況報告書」については、資料 2 - 1 参照）。

### 第3節 通信施設の確保

(総務課)

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替機能を確保する。

#### 1 通信施設の確保

町は、デジタル防災行政無線、屋外拡声装置など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

また、避難所との通信手段として、有線電話のほかにデジタル防災行政無線（移動系無線の適正配置）などの確保を図るとともに、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

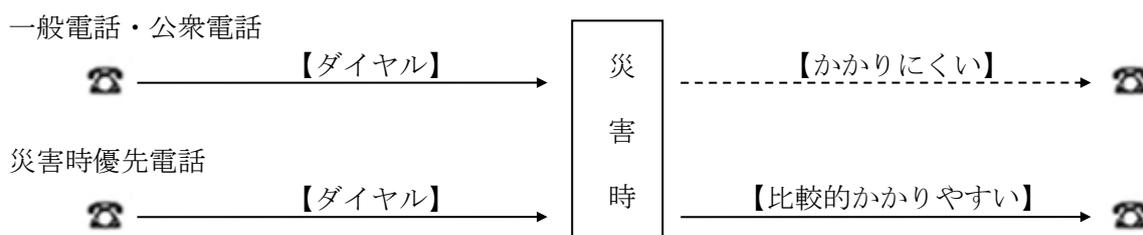
#### 2 災害時の通信手段

災害が発生したときには、施設の損傷や通信のふくそうなどが予想されるため、町は、被災状況に応じて次のような措置を講じる。

##### (1) 災害時優先電話の利用

災害時優先電話は、重要な通信を確保するため、あらかじめ災害時優先電話として登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話であり、災害が発生した場合に、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できることから、外部発信専用として利用するものである。

指定電話	配置場所	通信方法
53-2118	総務課長席	通常どおりダイヤル
53-2119	企画財政課長席	
53-2114	町民生活課	



##### (2) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用ができなくなった場合、又は緊急に通信の必要がある場合は、町は次に掲げる専用通信施設の利用を図る。利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続きによる。

通信依頼先	所在地	電話番号	連絡責任者
大河原警察署	大河原町字小島21-8	53-2211	総務課長

(3) 非常無線通信の利用

被災等により有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、町はデジタル防災行政無線のほか、無線通信施設（資料3-2参照）の利用を図る。

ア 非常通信の内容

(ア) 人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの

(イ) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、全て災害に関係して緊急措置を要する内容のもの

イ 非常通信の依頼手続き

無線通信施設に対し次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

(ア) あて先の住所、氏名、電話番号

(イ) 連絡内容（200字以内）

3 各種通信手段の状況や特徴

一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、他の一般加入電話に比べて優先して使用できる。
災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
携帯電話（スマートフォン）	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
県防災行政無線（地上系）	県内自治体・消防機関及び関係機関を結ぶ無線通信回線である。
消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
防災相互波	本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。
MCA無線システム	(財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。
非常通信	県、町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、東北地方通信連絡協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。 また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。
災害用伝言ダイヤル（171）	災害発生時、その規模により東日本電信電話（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電

<p>・災害用伝言板 (web171)</p>	<p>話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板 (web171) はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話 (株) で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。</p>
<p>携帯電話 「災害用伝言板サービス」</p>	<p>大規模な災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。</p>

## 第4節 災害広報活動

(総務課・企画財政課)

地震災害が発生した場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、町は、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

### 1 実施責任者

- (1) 町長は、住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

### 2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
防災関係機関担当	総務課長	同補佐	デジタル防災行政無線、有線電話、文書、口頭、テレビ、ラジオ、緊急速報メール
報道機関担当			
住民担当	企画財政課長	同補佐	広報車、庁内放送、庁内電話、口頭、有線電話、登録制メール、ホームページ
庁内担当			

### 3 災害広報の要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連携をとり、正確な情報の提供に努める。
- (2) 町の実施する広報は、全ての広報総括者（総務課長）に連絡する。
- (3) 町は、防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切かつ継続的に提供する。

### 4 広報事項

- (1) 災害発生直後
  - ア 町災害対策本部設置に関する事項
  - イ 地震に関する情報
  - ウ 安否情報
  - エ 被害区域及び被害状況に関する情報
  - オ 危険区域及び被害状況に関する情報
  - カ 避難（避難情報等・場所等）に関する情報
  - キ 救護所の開設等、救急・医療に関する情報
  - ク 防疫に関する情報
  - ケ 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨については、時間雨量の

ほか、累積雨量についても広報する。)

- コ ライフラインの被害状況に関する情報
  - サ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
  - シ 民心安定のための情報
  - ス 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
  - セ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
  - ソ 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
  - タ 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
  - チ 自主防災組織に対する活動実施要請
  - ツ 出火防止等地震発生時などの注意の呼びかけ
- (2) 生活再開時期
- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
  - イ 相談窓口の設置に関する情報
  - ウ ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理に関する情報
  - エ ボランティアの受入れ情報
  - オ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (3) 復興期
- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
  - イ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

## 5 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、総務課長は、各課と緊密な連絡を図り、資料作成を行う。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

## 6 広報実施方法

町は、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般、高齢者・障がい者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (1) 屋外拡声装置による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報（後記8「緊急放送の利用」参照）
- (4) 町ホームページ・フェイスブックへの掲載
- (5) 広報紙による広報
- (6) チラシ、パンフレットによる広報
- (7) 避難所への広報班の派遣

- (8) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じた連絡
- (9) 携帯メールや緊急速報メール
- (10) Lアラート（災害情報共有システム）による広報

なお、要配慮者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。

## 7 報道機関への発表

報道機関への発表資料は、総務課において、次に掲げる事項等を網羅し、広報資料を取りまとめ、本部員会議に諮ったうえ、本部長（町長）が報道機関に発表する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難情報等の状況
- (6) 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

## 8 緊急放送の利用

町長は、地震情報や災害予想並びにこれに係る対応策についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特別の必要があると認めるときは、放送局に緊急放送を求めることができる。

- (1) 放送要請事項
  - ア 町の大半にわたる災害に関するもの
  - イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの
- (2) 放送要請内容
  - ア 放送を求める理由
  - イ 放送内容
  - ウ その他必要な事項

## 9 住民対応

- (1) 問い合わせ電話への対応

災害発生直後は、特に住民からの問い合わせ電話が多く入ることも予想され、必要により災害対策本部には東日本電信電話（株）宮城事業部に緊急用の電話の仮設を要請し、問い合わせに対応できる職員の確保と併せて体制の整備を行うものとする。

- (2) 相談窓口の設置

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、町及び関係機関による総合的な窓口を設置する。

なお、相談の内容に応じて、庁内各担当へ振り分ける。

## 10 安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共

団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

## 第5節 防災活動体制

(全課局)

大規模地震が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命・身体、財産に被害が及ぶおそれがある。このため、町は防災関係機関と協力し、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため、迅速かつ確な配備体制のもとに防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応に努める。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

### ※ アウターライズ地震

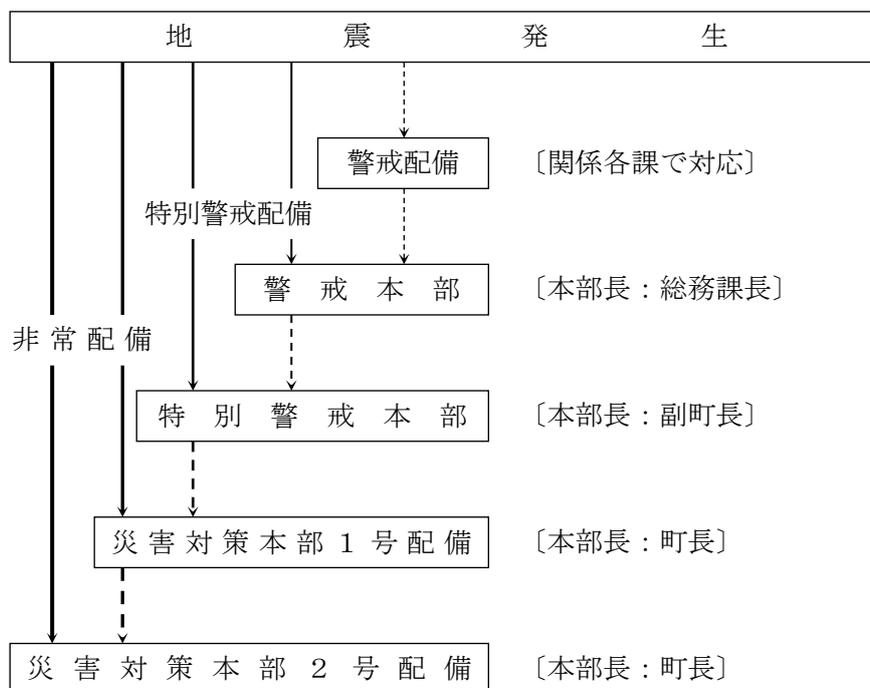
陸から見て海溝の外側（アウター）の海底の隆起している部分（ライズ）で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい。

### 1 配備体制（資料1-8～1-10参照）

町は、地震が発生した場合、その状況に応じて段階的に「警戒配備」、「特別警戒配備」、「非常配備」を敷く。この場合、それぞれ「警戒本部」、「特別警戒本部」、「災害対策本部」を設置する。

なお、場合によっては段階を経ずに、直接必要な配備体制を敷く。

#### 配備体制の流れ



各配備の配備基準は、資料1-9を参照のこと。

## 2 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定により、(1)の「設置基準」のいずれかに該当する場合は、気象警報並びに災害の状況を見極めたうえ、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (1) 設置及び廃止基準

設置基準	ア 町内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき【自動設置】 イ その他、災害の状況により町長が必要と認めたとき
廃止基準	ア 災害の発生するおそれが解消したと認めたとき イ 災害対策活動が完了したとき

### (2) 公表

町は、本部を設置したときは、速やかに本部員、県関係機関及び住民に対し、電話、文書、MIDORI、その他の方法で通知・報告するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

### (3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	総務課長
--------	---	-----	---	------

### (4) 本部の設置場所

本部は、町役場庁舎に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと町長が判断したときは、次の順位により本部を移設する。

第 1 順位	金ヶ瀬出張所 (金ヶ瀬公民館)	第 2 順位	大河原町総合体育館	第 3 順位	大河原南小学校	第 4 順位	大河原小学校
--------	--------------------	--------	-----------	--------	---------	--------	--------

## 3 本部の組織（資料 1-6・1-7 参照）

### (1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

### (2) 副本部長（副町長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (3) 本部員（会計管理者・教育長・各課長・局（所）長・その他町長が必要と認める者）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属員等を指揮監督する。

### (4) 本部員会議

災害対策に係る重要事項を協議決定し、その実施を推進するため、本部に本部員会議を置く。

ア 本部員会議は、必要に応じて本部長が招集する。

イ 本部員は、災害応急対策に関し、本部員会議に付議する必要があると認める場合は、資料を提示し、本部長に本部員会議の開催を求めることができる。

ウ 本部員が本部員会議に出席する場合は、必要によりそれぞれの所掌事項に関する次に掲げる災害対策資料を提出しなければならない。

- (ア) 災害及び被害の状況
- (イ) 応急活動及び措置内容
- (ウ) 住民及び関係機関等に対する指導又は連絡調整事項
- (エ) 今後の応急対策及び復旧対策
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、本部長が指示する事項

エ 本部長及び本部員は、必要により各関係機関又は所属職員を本部員会議に出席させることができる。

オ 本部員会議は、次に掲げる事項を協議・決定する。

- (ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること。
- (イ) 地震情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。
- (エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (オ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (カ) 他市町村間との相互応援並びに自衛隊及び公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (キ) 現地災害対策本部に関すること。
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(5) 部

本部における部の組織及びそれぞれの所掌事務については、資料1-6に定めるところによる。

(6) 本部連絡員

本部と各部との連絡調整のため、各部に本部連絡員を配置する。

(7) 情報連絡調査員等

ア 行政区長及び消防団分団長を情報調査連絡員として指定し、各地区の状況把握・情報収集に当たらせる。

イ 本部は、状況により、町職員による調査班を設置し、情報連絡調査員と連絡しつつ、情報収集に当たる。

(8) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

ア 現地災害対策本部の開設

(ア) 本部長は、前記(2)・(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また、本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。

(イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

(ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。

(イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

(ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

#### 4 警戒本部の設置

##### (1) 設置及び廃止基準

設置基準	ア 町内で震度5弱を観測する地震が観測されたとき【自動設置】 イ その他、災害の状況により総務課長が必要と認めたとき
廃止基準	ア 災害の発生するおそれが解消したと認めたとき イ 災害対策活動が完了したとき ウ 特別警戒本部又は災害対策本部を設置したとき

##### (2) 警戒本部の設置場所

警戒本部は、町役場庁舎に設置する。

##### (3) 警戒本部の組織等

ア 警戒本部長を総務課長（不在時は地域整備課長）とし、災害対策警戒配備・災害対策本部非常配備の編成計画（資料1-10参照）に基づき構成する。

イ 被害の有無の確認、地震情報・災害情報の収集・伝達を主な業務とし、事態の推移に応じて、特別警戒本部又は災害対策本部への移行が可能な体制とする。

#### 5 特別警戒本部の設置

##### (1) 設置及び廃止基準

設置基準	ア 町内で震度5強を観測する地震が観測されたとき【自動設置】 イ その他、災害の状況により副町長が必要と認めたとき
廃止基準	ア 災害の発生するおそれが解消したと認めたとき イ 災害対策活動が完了したとき ウ 災害対策本部を設置したとき

##### (2) 特別警戒本部の設置場所

特別警戒本部は、町役場庁舎に設置する。

##### (3) 特別警戒本部の組織等

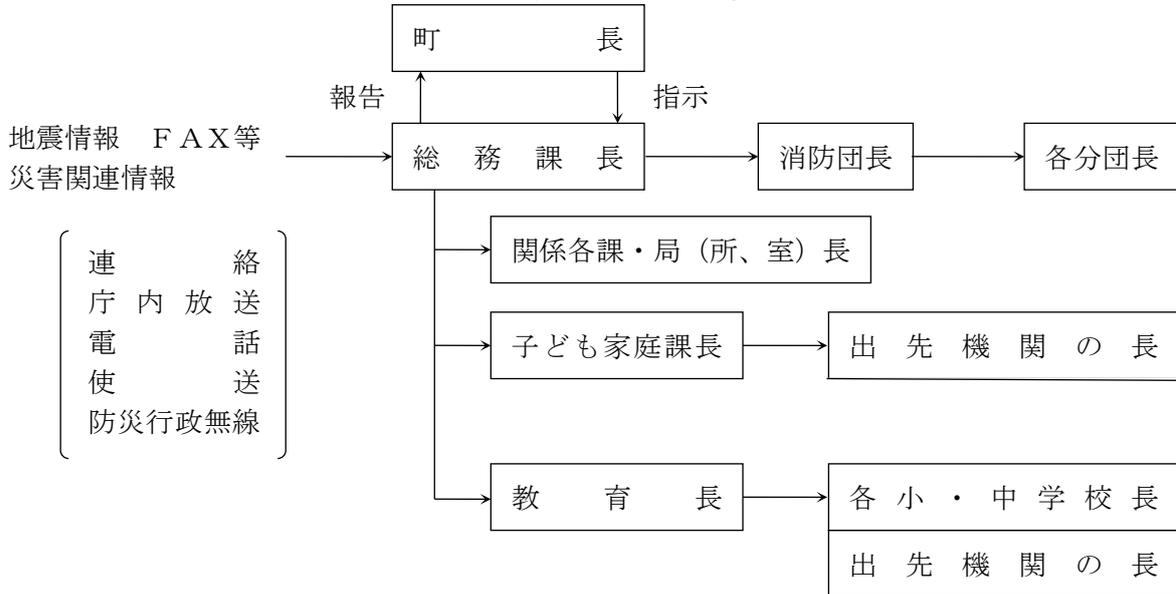
ア 特別警戒本部長を副町長（不在時は総務課長）とし、災害対策警戒配備・災害対策本部非常配備の編成計画（資料1-10参照）に基づき構成する。

イ 特別警戒本部は、次の業務を実施するものとし、事態の推移に応じて、災害対策本部への移行が可能な体制とする。（その他、組織体制及びそれぞれの事務分掌については、災害対策本部に準ずるものとする。）

## 6 配備指令の伝達及び動員

### (1) 勤務時間内

勤務時間内における配備指令の伝達は次のとおり行う。

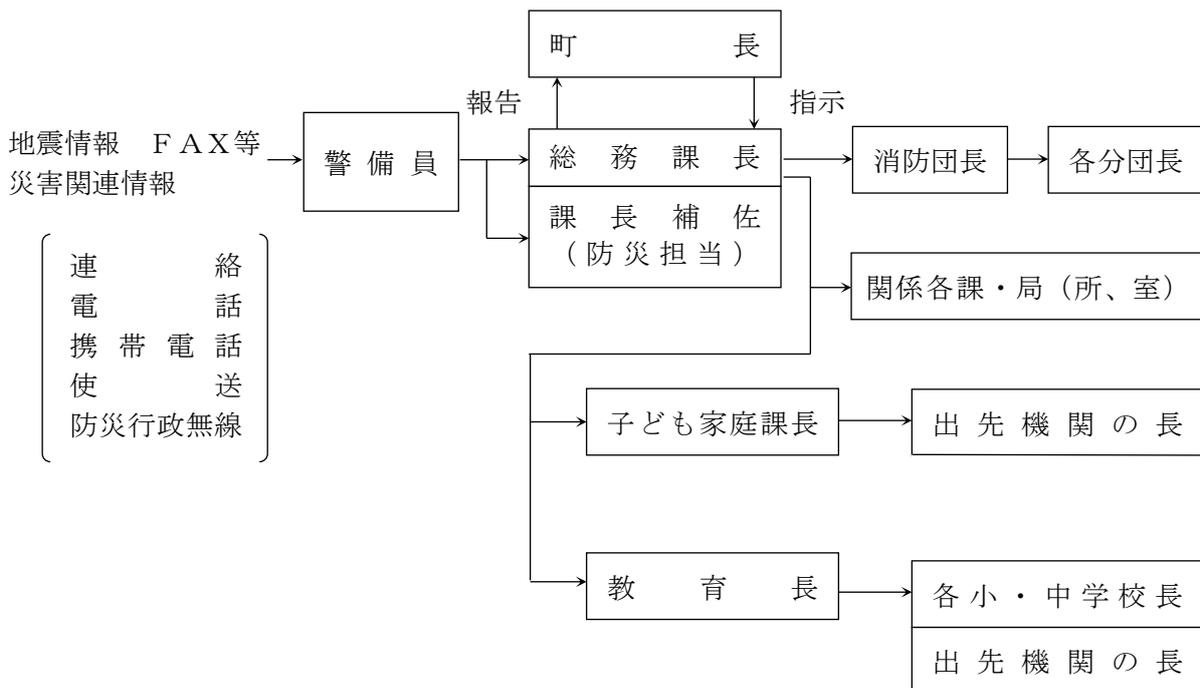


### (2) 勤務時間外

ア 勤務時間外において、警備員が地震情報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは直ちに総務課長及び関係課長に連絡する。

イ アの通報を受けた総務課長は町長に報告するとともに、その指示に従い関係課長に伝達する。関係課長は、必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集、その他応急対策実施の体制をとる。

ウ 勤務時間外における配備要員の動員は、次の系統により行う。



エ 各関係課長は時間外の配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

## 7 非常登庁

配備要員に指定されている職員は、勤務時間外において、町内で震度4以上を観測する地震が発生したことを知ったときは、配備指令によらず、自ら登庁するものとする（震度6強以上を観測する地震については、全職員が対象）。

## 8 参集に際しての留意事項

### (1) 参集場所

原則として所属先を参集場所とする。ただし、道路・交通の状況により参集できない場合は、最寄りの公共施設・避難所等へ参集するとともに、所属先に参集場所を連絡する。

### (2) 参集時の服装、携行品

参集時の服装は、活動衣、ヘルメット等の作業のできる服装とする。また、職員証、飲料水及び食料、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な限り携行する。

### (3) 参集の方法等

ア 災害の状況に応じ、自動車の利用は避け、徒歩、自転車等により参集する。

イ 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

### (4) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災又は人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関及び警察機関等に連絡するとともに、付近住民と協力し、応急救護等の適切な処置をとる。

### (5) 参集途上の情報収集

ア 参集時には、参集経路周辺の状況に目を配りながら参集する（登庁途中における被害状況報告書の様式については、資料2-2参照）。

イ 火災発生、要救出者の情報など、人命や災害拡大に関わる緊急情報は、すぐに連絡する。

- 道路の状況……道路・橋梁の被害、渋滞の発生状況
- 建物被害状況……建物被害の集中している箇所
- 救助者……救助を必要としている者の有無
- 火災の状況……火災の発生箇所

## 9 職員の配備に際しての留意事項

### (1) 本部機能の早期確立

本部の機能を早期に確立する必要があるため、災害発生初期においては、参集してきた職員は総務課の応援に努める。

### (2) 職員の参集状況の記録・報告

各課長、局(所)長は、職員の参集状況を定期的に記録し、その累計を総務課長に報告する。

### (3) 応援体制の確立

ア 各課長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、総務課長に動員を要請する。

イ 総務課長は、被害状況、職員の参集状況等を考慮し、優先的な配備が必要な部へ応援人員を派遣するなど、職員の適正配備を図る。

ウ 災害に係る活動について特定の任務を与えられていない職員又は与えられた任務を終了した職員は、それぞれの所属部署の事務室で待機し、上司から出動命令のあったときは直ちに出動できる態勢を整えておく。

#### (4) 参集しない職員の体制

災害の発生を報道等で知った場合には、当該非常配備員でなくても、動員指令が出る場合に備え、いつでも指令に応えることができるよう心がけること。

### 10 県現地災害対策本部との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置するほか、関係職員の派遣等の措置を講じることとしている。

町は、県現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にし、円滑な応急対策の推進を図る。

### 11 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、最も影響の大きい災害に対応した対策本部等を設置し、副次的に、比較的軽度の災害に対応する。

## 第6節 相互応援活動

(総務課)

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町は、他の市町村や防災関係機関等に応援要請し、連携を図りながら防災活動に万全を期する。

### 1 市町村間の相互応援活動

#### (1) 他の市町村長に対する応援の要請

町長が、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

##### ア 個別相互応援協定（仙南2市6町消防相互応援協定）

あらかじめ締結している協定等に基づき、応援要請を行う。

##### イ 県内全市町村間の相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、応援要請を行う。ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

#### (2) 県への情報伝達

町は、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

#### (3) 応援体制の確保

県内で大規模な災害が発生した場合において、本町が被災しなかったときは、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

県及び被災市町村から応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

### 2 消防相互応援活動

大規模災害時により、管内の消防力では災害防御が困難な場合には、消防本部は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行うものとし、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う場合は、「宮城県広域消防応援基本計画」（平成16年4月策定）の定めにより要請するものとする。

応援要請を行う場合は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入れ体制を整備するものとする。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施するものとする。

### 3 他都道府県からの応援活動

#### (1) 北海道・東北8道県に対する応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。

なお、応援の種類は、次のとおりである。

##### ア 人的支援及びあっせん

- (ア) 救助及び応急復旧等に必要の要員
- (イ) 避難所の運営支援に必要な要員
- (ウ) 支援物資の管理等に必要な要員
- (エ) 行政機能の補完に必要な要員
- (オ) 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

##### イ 物的支援及びあっせん

- (ア) 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- (イ) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資機材及び物資
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

##### ウ 施設又は業務の提供及びあっせん

- (ア) ヘリコプターによる情報収集等
- (イ) 傷病者の受入れのための医療機関
- (ウ) 被災者を一時収容するための施設
- (エ) 火葬場、ごみ・し尿処理業務
- (オ) 仮設住宅用地
- (カ) 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

##### エ その他、特に要請のあった事項

#### (2) 全国知事会に対する応援要請

北海道東北ブロック幹事県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」における応援活動をもっても十分な応急対策の実施ができない場合には、全国知事会に対し「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく広域応援の要請を行う。

なお、広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせんとする。

### 4 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する「緊急消防援助隊」の応援を要請するものとし、応援要請を行う場合は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めにより、知事に応援要請するものとする。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

#### (1) 情報の収集・伝達

大規模災害が発生した場合、町及び消防本部は情報を収集し、県へ伝達する。

(2) 出動の要請

町長は県を通して出動の要請を行う。

(3) 大規模災害が発生した場合の対応

大規模災害等を覚知した場合、町長及び消防長は、次の措置をとる。

ア 災害状況の把握

イ 情報等の提供

ウ 応援要請手続きの実施

**5 広域緊急援助隊の応援活動**

警察は、被災状況の把握に努めるとともに、広域緊急援助隊の必要を認めるときは、警察庁及び管区警察局の指示、調整に基づき、広域緊急援助隊の派遣要請等の措置をとる。

**6 広域的な応援体制**

町は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

**7 受入れ体制の確保**

町は、「大河原町災害時受援計画」に基づき、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

また、県は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

**8 他県等への応援体制**

町及び県は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

## 第7節 災害救助法の適用

(総務課)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の被害が一定の基準以上、かつ応急救助を必要とする場合、知事は、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、必要な場合、知事は、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができるほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

### 1 災害救助法適用の判定

知事は、次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は次項2の手続きを行う。

- (1) 法適用は市町村を単位とする。
- (2) 原則として同一の原因による災害によるものであること。
- (3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア 災害が発生し、住家等への被害が発生したとき

(ア) 町における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、全焼、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市 町 村 の 人 口	住宅滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯以上
5,000 人以上～ 15,000 人未満	40 世帯以上
<b>15,000 人以上～ 30,000 人未満</b>	<b>50 世帯以上</b>
30,000 人以上～ 50,000 人未満	60 世帯以上
50,000 人以上～100,000 人未満	80 世帯以上
100,000 人以上～300,000 人未満	100 世帯以上
300,000 人以上～	150 世帯以上

(イ) 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上あつて、町の滅失世帯数が前表の滅失世帯数の1/2に達したとき。

(ウ) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、町区域内の被害世帯数が多数であるとき。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合（被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする）で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

イ 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じたとき

(ア) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

ウ 災害が発生するおそれがあるとき

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、本町において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

## 2 災害救助法の適用手続き

(1) 法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則	災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日	
例外	①	長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日
	②	被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合 公示日 = 被害等が判明した日

(2) 町は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、被害が拡大するおそれがあり、法の適用基準に該当する見込みがある場合等には、県にその旨報告する。

(3) 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を町長に委任する。

## 3 救助の種類（資料4-1参照）

○避難所の設置 ○応急仮設住宅の供与 ○炊き出しその他による食品の給与

○飲料水の供給 ○被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与

○医療・助産 ○被災者の救出（死体の捜索）

○住宅の応急修理 ○学用品の給与 ○埋葬

○死体の処理 ○障害物の除去

○輸送費及び賃金職員等雇上費

○実費弁償（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」（最終改正 平成24年9月14日））

## 4 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、町長は、当該事務を行わなければならない。

(1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋 葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 障害物の除去
- (11) 前各号に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支給

なお、救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表1のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害ごとの被災範囲や被災場所（町の行政機能が損なわれるような状況）等を勘案し、町と県が協議し、実施者及び救助の種類を決定するものとする。

表1 災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
局地災害 の場合	町	全ての救助（県から即時に委任（法第13条第1項））
	仙台市	全ての救助（救助実施市（法第2条の2第1項））
	県	—
広域災害 の場合	町	県及び仙台市が行う以外の全ての救助（県から即時に委任（法第13条第1項））
	仙台市	全ての救助（救助実施市（法第2条の2第1項））
	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の供与

※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、町へ委任されることになる。

## 第8節 自衛隊の災害派遣

(総務課)

大規模な地震が発生したとき、住民の生命・身体、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき知事は自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

### 1 災害派遣要請の手続き

#### (1) 要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請をするよう求めることができる。この場合、町長はその旨及び町域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。また、町長は速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、町長は速やかに知事等にその旨を通知しなければならない。

#### (2) 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく次の判断に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

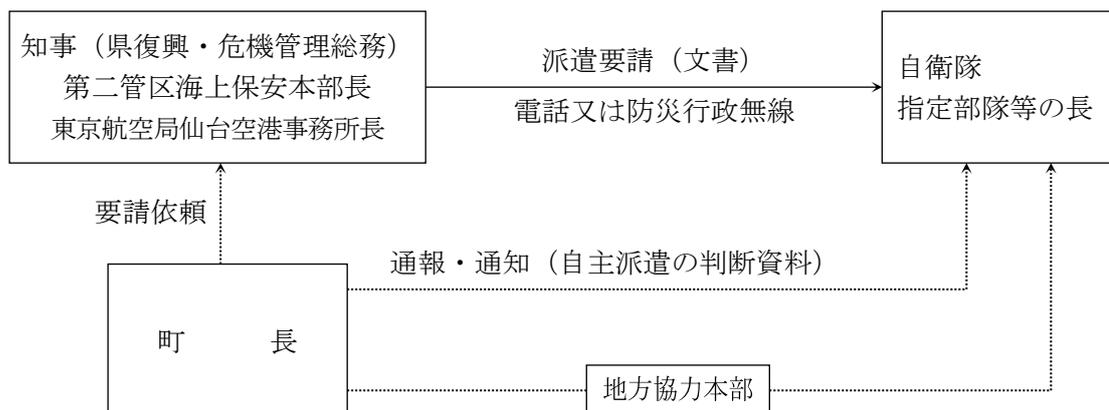
イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 要請の手続き

ア 災害派遣要請系統図



イ 要請（連絡）先

要 請 （連絡）先	指定部隊 等 の 長	連 絡 方 法 等		担任地域等
		時間内： 平日 8：30～17：00	時間外	
第2施設団 第3科 （船岡駐屯地）	団 長	柴田郡柴田町 船岡字大沼端1-1 TEL0224-55-2301 内235～236	駐屯地 当 直 内 302	宮城南隊区（白石市、 角田市、柴田郡、刈田 郡、伊具郡）

ウ 要請

(ア) 災害派遣を要請する場合は、町長は、次の事項を明らかにした派遣要請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

- a 災害の状況及び派遣を要請する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要
- d 派遣を希望する区域及び活動内容
- e その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

(イ) 相当数の被害が出ていると認められ、かつ具体的被災状況が把握できない場合にあっては、(ア)に関わらず、速やかな派遣要請に努めるものとする。

この際、町は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

2 自衛隊との連絡調整

(1) 自衛隊の連絡調整要員の派遣

災害発生時、自衛隊は、県、町及び防災関係機関との連絡調整等に当たるため、必要に応じ町災害対策本部に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保するも

のとする。

- (2) 連絡調整員は、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を実施するものとする。

### 3 派遣部隊の活動内容

- (1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施するものとする。

- (2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
要救助者等の搜索救助活動	要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む。）
道路の啓開	道路等の交通路上の障害物の排除
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水の実施
援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長及び町長の職務を行うことができる者（委任を受けた町の吏員、警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができるものとする。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域を設定し、立入り制限・禁止及び退去を命ずること。

イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。

ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

オ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

### 4 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、町長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

(1) 連絡調整者の指定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

(3) 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿営施設に充てるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

(4) 作業内容の調整

町長、知事及び大河原消防署長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

(5) 駐車地区の選定

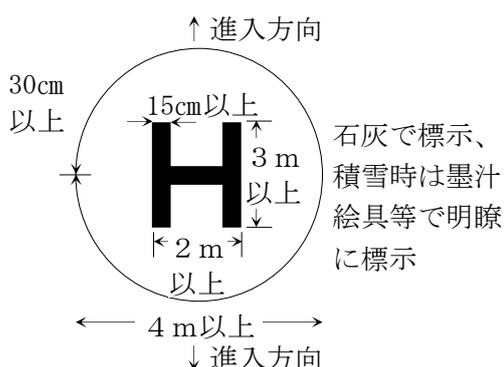
派遣部隊の車両の駐車場を確保する。

(6) 臨時ヘリポートの設定（資料8-1参照）

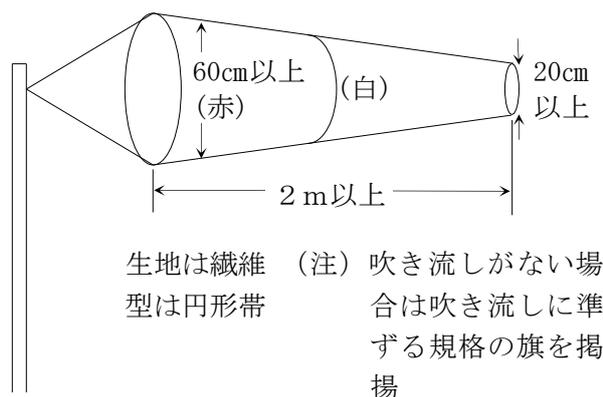
ア 町は、町内において基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発災筒により着陸地点の識別を容易にする。

(ア) 記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



ウ 危険予防の処置

(ア) 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

(イ) 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

(6) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

(7) その他必要な事項

**5 派遣部隊の撤収**

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。

(2) 撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。

(3) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収するものとする。

**6 経費の負担**

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として町が負担し、細部については、その都度町長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

(1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料

(2) 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等

(4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上げ又は修理費

(5) 無作為による損害の補償

(6) その他協議により決定したもの

## 第9節 救急・救助活動

(総務課)

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救助活動が必要となることから、町は、消防本部をはじめとする防災関係機関と連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、住民においても、防災の基本理念に基づき、自ら活動等に従事することとする。

### 1 実施責任者

地震災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にある者の救助及び捜索は、警察・消防・自衛隊等の協力を得て町長が行う。

なお、町による救助活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国・県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

### 2 救助活動

町は、消防本部、大河原警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うため、被害状況の早急な把握に努める。

また、災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

#### (1) 救助対象

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は行方不明の状態にある者とする。

#### (2) 救助期間

災害発生の日から3日以内（4日以降は遺体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

#### (3) 救助隊の編成

救助隊は、町職員、消防職団員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救助対象者数、救助範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

#### (4) 関係機関との協力

ア 救助隊は、県及び大河原警察署等との密接な連携のもとに救助活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

イ 救助に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう関係医療機関と緊密な連絡を事前にとる。

ウ 町外から救援活動のために来町する警察機関や消防機関及び自衛隊のため、部隊の展開、設営、物資搬送設備等の拠点となる用地を速やかに定める。

#### (5) 応援要請

ア 自らの活動のみでは救助の実施が困難な場合には、相互応援協定に基づき、県及び他の市町村等に対し、応援を要請する。

応援要請を行う場合は、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入れ体制を整備するものとする。

イ 町長は、状況に応じ、本章第8節「自衛隊の災害派遣」において定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

### 3 消防本部の活動

消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

(1) 災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに応援協定等に基づき近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保する。

### 4 住民及び自主防災組織等の活動

(1) 緊急救助活動の実施

在住地区及び担当地区において、建物の倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときは、自らに危険が及ばない範囲で救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

(2) 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員・機材等の面で対応が不十分と思えるときは町に連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

(3) 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

### 5 惨事ストレス対策

消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第10節 医療救護活動

(健康推進課)

大規模地震災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、町は、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

### 1 医療救護の実施要領

#### (1) 医療救護の対象者

- ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにも係わらず、災害のため、医療の途を失った者
- イ 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

#### (2) 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護
- カ 助産（分べん介助等）

#### (3) 医療救護の期間

- ア 医療  
災害発生の日から原則として14日以内とする。
- イ 助産  
分べんした日から7日以内とする。

### 2 医療救護班による活動

#### (1) 医療救護班の編成・派遣等

- ア 町は、災害により多数の負傷者等が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、知事に対し、宮城県医師会による医療救護班の派遣や医療救護活動などが行われるよう要請を行う。
- イ 医療救護班は、次のとおりであり、使用する医薬品及び衛生材料等を携行するものとする。

医療救護班	医師	看護師	事務員	合計
1班当たりの編成例	1名	2名	1名	4名

#### (2) 活動内容

医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

- ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- ウ 後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定

- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 遺体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び町（災害対策本部）への収容状況等の報告

### (3) 災害拠点病院への搬送

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、医療救護班の活動では対処できないような重篤救急患者の救命医療については、県が指定する災害拠点病院（みやぎ県南中核病院等）で行う。

町は、これらの患者を搬送するため、必要な体制を確立する。（本章第12節「交通・輸送活動」及び第13節「ヘリコプターの活動」による。）

## 3 救護所設置

町は、医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置し、トリアージ等を行い適切な医療機関への搬送を指示する（資料5-2参照）。

救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域の医療機関に引き継ぐこととするが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

## 4 医療状況に関する広報

(1) 町は、災害時において町内の医療機関と連絡をとり、診療可能な医療機関を把握し、広報する（資料5-1参照）。

(2) 町は、救護所を開設したときは、その旨広報する。

## 5 医薬品等の調達

(1) 町は、医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する（資料5-3参照）。

(2) 町は、町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あっせんを要請する。さらに、仙南薬剤師会と発災時の医薬品提供に関する協定締結を進め、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

## 6 県等への協力要請

災害の規模及び状況により医療を必要とする負傷者等の増大により医療活動が十分でないと認められるときは、県医療救護班及びDMA T※の派遣等について、県、日本赤十字社及びその他関係機関に協力を要請する。

なお、要請窓口は健康推進課とする。

※災害医療派遣チーム（Disaster Medical Assistance Teamの略）

災害急性期に活動できる機動性を持った訓練を受けた医療チームを登録し、全国広域を対象に災害時の派遣に対応している。

## 7 在宅要医療患者の医療救護体制

(1) 町は、在宅要医療患者に関する関係機関からの情報に応じ、必要な支援を調整する。

(2) 町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。

## 第11節 消火活動

(総務課)

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能をあげて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

### 1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、町及び防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

#### (1) 震災消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また、上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

##### ア 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

##### イ 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

##### ウ 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、はしご車、救助工作車等を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

##### エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

##### オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## (2) 町の対応

町は、速やかに町内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速に対応する。

## 2 消火活動

### (1) 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署を指揮するとともに、消防団と連携し、各関係機関と相互に連絡をとり、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

#### ア 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立するうえで特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

#### イ 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

#### ウ 道路通行障害時の対応

地震によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

#### エ 消防水利の確保

地震によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

### (2) 消防団の活動

町及び消防団は、地震災害が発生した場合、町で定めている消防計画、行動計画等に基づき、管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消火活動を行う。

#### ア 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

#### イ 消火活動

地震により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

#### ウ 地震災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、地震災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

#### エ 避難誘導

避難情報等が発令された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘

導する。

(3) 住民、自主防災組織及び事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止するものとする。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

ア 住民

(ア) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行うものとする。

(イ) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲み置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

イ 自主防災組織

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、地震災害発生時には次の活動を行うものとする。

(ア) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行うものとする。

(イ) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

ウ 事業所

(ア) 火災が発生した場合の措置

a 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。

b 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

(イ) 地震災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

3 惨事ストレス対策

消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第12節 交通・輸送活動

(総務課・地域整備課)

町が緊急輸送を実施するに当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行うとともに、交通の確保のため、必要な交通規制及び障害物の除去等の活動を行う。

### 1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

町は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機（ヘリコプター）の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。） ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階	(1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 (2) 消防・水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員及び物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等 (4) 医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

### 2 緊急輸送体制の確立

町は、輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘察し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

#### (1) 車両による輸送

##### ア 輸送路の確保

緊急輸送を実施するために必要な路線を緊急輸送道路（資料8-5・8-6）として指定し、交通規制等の実施により、緊急輸送網を確保する。

#### イ 車両の確保

##### (ア) 町所有車両等の確保

車両の掌握、管理は、総務課が行う（資料8-3）。

##### (イ) 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、町所有以外の輸送力確保に努める（資料8-4参照）。

#### (2) 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合等で鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関（東日本旅客鉄道(株)）に要請し、輸送力を確保する。

#### (3) ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第8節「自衛隊の災害派遣」による自衛隊ヘリコプター及び第13節「ヘリコプターの活動」により、ヘリコプター等の確保について知事に要請依頼する。

なお、ヘリコプター発着場所については、資料8-1のとおりである。

#### (4) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第25節「防災資機材及び労働力の確保」による。

#### (5) 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あつせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要な事項

### 3 輸送力の配分

(1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。

(2) 総務課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

### 4 災害救助法に基づく措置基準

(1) 応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。

ア 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送

イ 被災者の避難のための輸送

ウ 医療及び助産のための輸送

エ 被災者の救出のための輸送

オ 飲料水の供給のための輸送

カ 死体の捜索のための輸送

キ 死体の処理のための輸送

ク 救援用物資の輸送

- (2) 適用される輸送費は、本町における通常の実費とする。
- (3) 応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる期間とする。

## 5 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

- (1) 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。
  - ア 走行中の車両の運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
  - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - ウ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。
    - (ア) できるだけ道路外の場所に移動しておく。
    - (イ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。
    - (ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。
  - エ 避難のために原則として車両を使用しないこと。
- (2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。
  - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
    - (ア) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
    - (イ) 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所
  - イ 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
  - ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

## 6 交通規制の実施

町は他の道路管理者との連携を図り、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

交通の危険を防止し、円滑な運営を図るための交通規制等の措置は、道路管理者と大河原警察署長が連携を保ち、行う。

### (1) 基本方針

ア 被災区域への流入抑制と走行抑制

- (ア) 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。

- (イ) 被災区域内から被災区域外へ流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。
- イ 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止
  - 避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。
- ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施
  - 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。
- エ 他の道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用
- オ 緊急通行路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう、他の道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。
- カ 危険箇所の把握
  - (ア) 町は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、他の道路管理者と連携を図り道路交通環境の巡回調査を行い道路被害の把握に努めるとともに、応急復旧を講じる。
  - (イ) 町は他の道路管理者と連携を図り、常に道路モニター制度の確立を図るとともに自動車の運転者、地域住民に対し道路施設の被害を発見したときは、直ちに道路管理者に報告するよう常に啓発しておく。
- (2) 緊急通行路確保のための措置
  - 大河原警察署は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。
  - ア 交通管制施設の活用
    - 効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
  - イ 放置車両等の撤去
    - 緊急通行路を確保するために必要な場合には、放置車両等の撤去を行う。
  - ウ 運転者等に対する措置命令
    - 緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。
  - エ 自衛官、消防吏員の措置
    - 警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記イ、ウの措置をとることができる。
  - オ 関係機関等との連携
    - 警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等の協力を得て、交通誘導の実施等を要請する。
- (3) 交通規制の方法
  - 町は他の道路管理者と連携を図り、交通規制を行う。原則的には標示等（災害対策基本法

施行規則別記様式第2)を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

町は他の道路管理者と連携を図り、災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

町は他の道路管理者と連携を図り、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

## 7 緊急通行車両の確認等

町長は、大河原警察署又は県警本部（交通規制課）に対し、緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

(1) 申出事項

町は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- ア 車両番号標に標示されている番号
- イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）
- ウ 使用者の住所、氏名
- エ 輸送日時
- オ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- カ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）

(2) 標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

## 8 障害物の除去

(1) 実施責任者

- ア 住居等の障害物の除去は、町長が行う。
- イ 町長から要求があったとき、又は緊急の必要があり現場に町職員がいないときは、警察官が行うものとする。
- ウ 道路に堆積した障害物の除去は、道路管理者が行うものとする。

(2) 障害物除去の基準

ア 対象

住家半壊又は床上浸水の被害を受け、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活上支障をきたし、自力では除去することのできない者（選定基準は、本章第15節「応急仮設住宅等の確保」による。）

イ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 障害物除去の実施

町は、障害物除去の実施について、町内建設業者等に対し、協力を要請する。

(4) 除去した障害物の処理

町は、除去した障害物をあらかじめ定めている集積場所等に搬入する。

(5) 工作物等の保管

除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続きをし、保管する。

(6) 放置車両や立ち往生車両等の移動

町は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

## 第13節 ヘリコプターの活動

(総務課)

大規模地震災害時においては、道路の損壊に加え、建物や電柱等の損壊により道路の通行が困難となることが予想されることから、町は、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

### 1 活動体制

- (1) ヘリコプターを有効に活用するため、町は関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの要請を行い、応援機等が到着後、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

#### ア 県防災ヘリコプター

県への応援要請については、仙南消防本部は、県知事に対して、「宮城県広域航空消防応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

#### イ 仙台市消防ヘリコプター

仙台市への応援要請については、仙南消防本部は、仙台市消防局に対して、「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- (2) 関係機関との調整体制の確立

県は、大規模災害時において、県内各地でヘリコプター活動が必要となる場合においては、県警察本部、仙台市、自衛隊、海上保安本部のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、仙南消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリコプターの運航体制を確立することとなっている。

### 2 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) 救出・救助活動
- (3) 救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 消防部隊の搬送・投入
- (6) 被災地への救援物資の搬送
- (7) 応急復旧用資機材等の搬送
- (8) 住民に対する避難情報等の広報活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

### 3 活動拠点の確保

- (1) 町は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。

- ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び指定外ヘリポートを早急に確保する（資料８－１参照）。
  - イ 指定外ヘリポートにおいては、あらかじめ指定してある避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) ヘリポート及び活動拠点等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うよう努める。

## 第14節 避難活動

(総務課・町民生活課・福祉課・子ども家庭課・教育総務課・生涯学習課)

大規模地震発生時においては、火災、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分考慮する。

### 1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

### 2 避難指示の対象とする避難行動

避難指示の対象とする避難行動については、次の全ての行動を避難行動とする。

- (1) 指定緊急避難場所への立退き避難
- (2) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
- (3) 「屋内安全確保」(その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動)

### 3 避難情報等

#### (1) 実施責任者

避難情報等(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)の発令は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において地震が発生し、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立退きを指示し、必要に応じて大河原警察署長及び大河原消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。町が避難指示を発令する前に県から助言を受けたときは、周囲の状況を速やかに把握し、適切な判断を行う。

なお、避難時の周囲の状況により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合ややむを得ないときは、当該地域の住民に対し、屋内安全確保等の安全確保措置を指示するものとする。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難情報等を発令することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等は避難するよう指示をすることができる。この場合、直ちに町長に通知しなければならない。

区分	実施者	根拠法令
避難指示	町長	災害対策基本法第60条
	警察官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官がない場合に限る。)	自衛隊法第94条
	知事	災害対策基本法第60条(町長がその事務を行うことができないと認めたとときの事務の代行)→直ちにその旨を公示しなければならない。

	知事又はその命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条→水防管理者が行う場合においては、直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
警戒区域の設定	町長	災害対策基本法第63条
	警察官	災害対策基本法第63条
	水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者	水防法第21条
	消防吏員又は消防団員	消防法第28条、第36条
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。）	自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条

(2) 避難情報等の種類

町が発令する避難情報等の種類は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

警戒レベル	避難情報等	発令される状況	居住者等がとるべき行動
レベル3	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
レベル4	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
レベル5	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

(3) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難情報等を発令したときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 町長が避難情報等を発令したとき、又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

(イ) 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を大河原警察署長に通知しなければならない。

(エ) 知事又はその命を受けた県の職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を大河原警察署長に通知しなければならない。

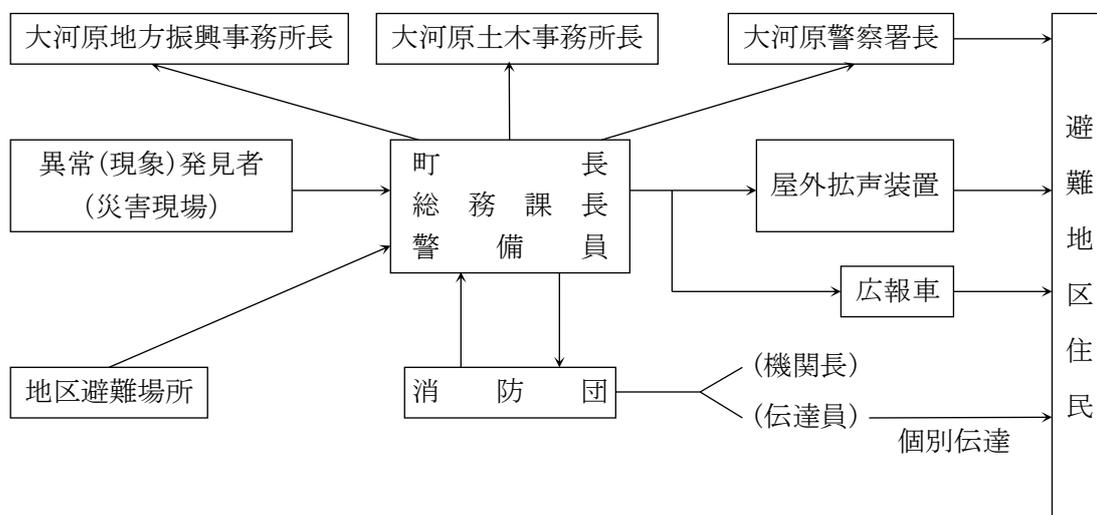
イ 避難情報を発令したときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ 危険区域の設定等を実施した警察官は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(4) 伝達系統

避難情報等は、次の要領により伝達する。

ア 伝達系統



イ 伝達方法

(ア) 総務課長は、地区担当者がまとめた情報等によって、避難情報等を発令を必要と認めるときは、町長に報告し、その命令により直ちに次の方法により、地区住民に周知徹底を図る。

- a 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
- b 広報車の呼びかけによる伝達
- c サイレン、鐘、緊急速報メールによる伝達

(イ) 町長等避難情報等の発令をする者は、次の内容を明示して実施する。

- a 避難対象区域

- b 避難先
- c 避難経路
- d 避難情報等発令の理由
- e その他必要な事項

#### 4 避難の措置と周知

- (1) 避難情報等を発令したときは、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、発令するための判断を風水害の被災地近傍の公共施設等において行うなど適時適切な避難誘導に努める。

- (2) 避難の措置を実施したときは、デジタル防災行政無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難情報等の周知に当たっては、聴覚障がい者に対して緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

#### 5 避難の誘導・移送

- (1) 避難の方法

災害時における避難に当たっては在宅の避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等近隣住民（例：行政区の班等で10～20世帯単位）の果たす役割が大きいことから、町は民生児童委員、地域の自主防災組織及び行政区等と連携し、避難行動要支援者と近隣住民の共助意識の向上に努める。また、住民は、避難の際は消防団員の誘導のもと、これらの単位集団で行動する。

- (2) 避難の誘導

避難情報等を発令したときの誘導は、次のとおりとする。

ア 各地区ごとの避難誘導は当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の消防団分団長とする。

イ 危険区域及び指定緊急避難場所に町職員及び町交通安全指導員を配置し、適切な避難誘導を行う。

なお、必要に応じ大河原警察署長等に指定緊急避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を求める。

- (3) 避難の順位等

ア 住民間の避難の順位は、高齢者、幼児、傷病者、障がい者等いわゆる避難行動要支援者の避難を優先する。

イ 地区ごとの避難の順位は、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

ウ 自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者、子どもの避難については、車両等により移送する。

#### (4) 誘導時の留意事項

- ア 誘導経路はできる限り、危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- イ 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ウ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- エ 町は、消防団員、町職員等避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。  
また、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じて避難情報等の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- オ 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、町職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。その際に必要な避難場所や避難路、避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報は、関係者に速やかに提供するよう努める。
- カ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動等の「屋内安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。

#### (5) 移送の方法

- ア 小規模の移送  
避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、町が車両等により移送する。
- イ 大規模の移送  
災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とする場合は、宮城交通(株)村田営業所及び町内運送事業者等に協力を要請し、町において対応できないときは、近隣市町の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、大河原地方振興事務所を経由して県に要請する。

#### (6) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

- ア 戸締まり、火気の始末を完全にする。
- イ 携帯品は、必要最小限のものにする。  
(食料、飲料水、タオル、マスク、ティッシュ、トイレットペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等)
- ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

### 6 指定避難所の開設及び運営（資料10-1参照）

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、町は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に指定避難所を開設し、収容保護する。

## (1) 指定避難所の開設

### ア 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために開設する。

### イ 開設の方法

(ア) 指定避難所は、学校、集会施設、公民館等を応急的に整備して使用する。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、テント等を借り上げて開設するほか、必要に応じ、災害協定締結施設（臨時避難所）及びあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(イ) 町長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、避難者を誘導し保護する。

### ウ 開設期間

災害発生の日から最大限7日以内とする。ただし、気象情報等により二次災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、開設期間を決める。

### エ 避難所開設時の留意事項

(ア) 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(イ) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

## (2) 指定避難所の運営

### ア 避難所の管理責任者の指定

避難所を開設したときは、町長が各施設ごとに避難所の管理責任者として町職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て、避難所の管理と避難者の保護に当たる。

### イ 避難所の運営

(ア) 避難所の運営は、関係機関の協力のもと、町と自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力の下で適切に行う。

(イ) 町は、避難所ごとに受け入れている避難者の状況を早期に把握する。

(ウ) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等も考えられるため、必要に応じてプライバシーの保護、男女のニーズの違い等多様な生活者の視点に立って配慮するものとする。

(エ) 町は、避難者が生活や健康問題等に関して必要とする情報を避難所において適宜提供する。また、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談を受け付ける態勢を整える。

(オ) 町は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

(カ) 町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体

制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- (キ) 町は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国や県等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- (ク) 避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (ケ) 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに基づき、役割分担を明確にし、避難者が自主的に秩序ある避難生活が送られるよう努める。

#### ウ 避難所の環境維持

##### (ア) 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

##### (イ) 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

##### (ウ) 愛玩動物への対応

町は、必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

##### (エ) 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生や拡大がみられる場合は、防災担当課と保健福祉担当課が連携し、保健所による助言のもと、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

#### エ 男女共同参画

##### (ア) 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つ等、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

##### (イ) 男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のい

る家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(ウ) 運営参加者への配慮

町は、避難所運営に際して、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

オ 避難者に対する情報の提供

(ア) 家族、知人の安否や被害状況等災害の正確な情報を収集し、避難住民に正しい情報を提供する。

(イ) 情報等の掲示コーナーを設置するとともに、要配慮者に配慮した情報提供に努める。

カ 給食、給水その他の物資の支給

避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第19節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

また、畳等がない施設については、マット、シート等を調達し、配置する。

(3) 町職員の役割

ア 町職員

避難所に配置された町職員は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施するものとする。

(ア) 被災者の受入れ

(イ) 被災者に対する食料、飲料水の配給

(ウ) 被災者に対する生活必需品の供給

(エ) 負傷者に対する医療救護

(オ) 避難人員の実態把握

(カ) 町（災害対策本部）との連絡調整

(キ) 避難所開設の記録

(ク) 避難所の感染症対策・衛生管理

イ 避難所の所有者又は管理者

町が設定した避難所を所有し、又は管理する者は、消防団員等と協力して避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

(4) 外国人への配慮

町は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(5) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所（避難所、自宅、車中等）や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(6) ホームレスの受入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。

**7 学校、幼稚園、保育所、病院等における避難対策**

学校、幼稚園、保育所、病院等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 避難責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領、措置、注意事項等
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引渡し方法

**8 避難状況の報告**

町は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県（大河原地方振興事務所）をはじめ大河原警察署、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県（災害対策本部）に依頼する。

**9 避難地区の警戒警備**

町は、大河原警察署と連携して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

**10 避難長期化への対処**

(1) 町は、住民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。

(2) 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。

また、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(3) 町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(4) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

(5) 町は、広域一時滞在の要請に備えて、指定避難所のうちから、町外からの避難者を受け

入れる施設をあらかじめ定める。

## 11 孤立地域の安否確認対策

### (1) 通信手段の確保

町は、居住地又は避難場所が道路の寸断や土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、デジタル防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

### (2) 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障等により通信手段が使用不可能な場合であっても、旗を立てる、シートを広げる、たき火により煙を立てる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

## 12 広域避難者への支援

### (1) 円滑な手続きの実施

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災住民の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。

### (2) 市町村との調整

県は、被災市町村より広域避難に関する支援要請があった場合には、県内の受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行う。

### (3) 他都道府県との協議

県は、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請する等の協議を行い、被災市町村を支援する。

### (4) 避難者情報の提供

県は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報を、避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

### (5) 滞在施設の提供

町及び県は、被災市町村からの広域避難の要請を受けた場合、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

### (6) 広域避難者への支援体制の整備

町は、広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

## 13 在宅避難者への支援

### (1) 生活支援の実施

町及び県は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、可能な範囲で食料・物資の供給等生活支援を行う。

それらの支援は行政区や町社会福祉協議会等共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

### (2) 避難所等での物資の供給

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要

とする支援内容等の早期把握に努め、可能な範囲で物資の供給を行う。

(3) 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

## 第15節 応急仮設住宅等の確保

(総務課・福祉課・地域整備課)

大規模な地震の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施するものとする。

### 1 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備と維持管理

町は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設に当たり、安全な建設用地を確保するとともに、県が直接建設することが困難な場合においては、県からの委任を受け、町自ら建設する。

#### (1) 対象

住宅が全壊、全焼し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者

#### (2) 規模・構造

ア 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に  
応じて設定。

イ 建物の構造は、県が定める災害応急仮設住宅仕様によるものとする。ただし、被災者に  
係る世帯人数や要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

#### (3) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、完成の日から2年以内の期間とする。

#### (4) 設置予定場所

町の応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設地は、あらかじめ町が選定する建設候補地  
等とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等のがれきを撤  
去して、そこに建設する。なお、建設地は、二次災害に十分配慮して選定する。

### 2 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理・運営

#### (1) 管理体制

応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の管理運営は、県が行うものとするが、状況に応じて  
町に管理を委託する。委託に際して、町長と知事の間で、管理委託協定を締結する。

#### (2) 維持管理上の配慮事項

町は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保す  
るため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアや愛  
玩動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、  
応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営  
に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう  
配慮する。

### (3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

#### ア 安心・安全の確保に配慮した対応

- (ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (イ) 街灯や夜間照明等の工夫
- (ウ) 夜間の見回り（巡回）

#### イ ストレス軽減、心のケア等のための対応

- (ア) 交流の場づくり
- (イ) 生きがいの創出
- (ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
- (エ) 保健師等による巡回相談
- (オ) 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備

#### ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

- (ア) 集会所の設置
- (イ) 仮設スーパー等の開業支援
- (ウ) 相互情報交換の支援
- (エ) 窓口の一元化

#### エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映

- (ア) 運営における女性の参画推進
- (イ) 生活者の意見集約と反映

### 3 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

町は、県等の支援により、被害者の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるため活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化等、関係機関・団体と連携して取り組む。

### 4 支援制度に関する情報提供

町は、国や県が応急仮設住宅等への入居者に対する支援制度を実施した場合、入居者又は入居希望者に対して、速やかに情報提供を行う。

### 5 住宅の応急修理

町は、災害救助法が適用された災害により、住宅が半焼又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

#### (1) 大規模半壊・中規模半壊・半壊の住宅

##### ア 対象

- (ア) 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（具体的には、生活保護法の被保護者及び要配慮者、特定の資産のない高齢者、障がい者等）

(イ) 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者

イ 費用の最小限度額

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり595,000円以内（1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額）

ウ 救助期間

災害発生の日から3か月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）

(2) 準半壊の住宅

ア 対象

災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷（住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のもの）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（具体的には、生活保護法の被保護者及び要配慮者、特定の資産のない高齢者、障がい者等）

イ 費用の最小限度額

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり300,000円以内（1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額）

ウ 救助期間

災害発生の日から3か月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）

(3) 修理住宅の選定

応急修理対象を選定するため、町は、調査班を編成し、被害程度を調査のうえ選定する。

## 6 公営住宅の活用等

町は必要に応じ、被災者の住宅確保・住宅復興支援策として、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設等や既設公営住宅の空き家の活用を図る。また、災害規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

## 7 民間賃貸住宅の活用等

県は、災害救助法に基づく応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくこととしている。

町は、被災者の罹災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

なお、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、町は、行政区やボランティア等の協力のもと、避難者の入居先に定期的に訪問するとともに、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底する等、被災者の避難先の把握に努める。

## 8 建築資材及び建築技術者の確保（資料11-1～11-3参照）

応急住宅等の確保に必要な技術者及び資材は、町が町内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

## 第16節 相談活動

(企画財政課)

大規模な地震災害時において、町は、住民からの身近な相談や要望に対応するため、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、町は、相談活動体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応するものとする。

### 1 総合相談窓口の役割

総合相談窓口における相談は、被災した住民等からの相談に的確に対応することとする。

なお、町は専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口に取り次ぐなど、住民の要請に対応するものとする。

### 2 総合相談窓口の設置

- (1) 町は、災害発生後、速やかに町役場庁舎に総合相談窓口を設置する。
- (2) 関係各課は、必要に応じ相談窓口を設置する。
- (3) 相談業務は、県及び関係機関と連携し、即時対応に努める。
- (4) 住民からの相談には、効果的な相談業務等を行う。
- (5) 相談内容別の担当は、次のとおりとする。

相談内容	関係機関及び担当課
災害全般	企画財政課
社会福祉、児童福祉、保健医療関係	福祉課・健康推進課・子ども家庭課
農林水産、商工観光関係	農政課・商工観光課
土木、建築関係	地域整備課
災害廃棄物、被災住宅解体関係	町民生活課
教育関係	教育総務課

### 3 相談窓口設置の周知

- (1) 各課で相談窓口を設置したときは、企画財政課に報告する。
- (2) 企画財政課は、総合相談窓口及び各課相談窓口の設置について、町ホームページをはじめ、広報紙、マスコミ報道などを活用し、広く住民に周知する。

### 4 報告

- (1) 窓口担当職員は、相談内容等を記録し、企画財政課に報告することとし、企画財政課で取りまとめる。
- (2) 各課における相談内容等は、それぞれの課で記録する。企画財政課は、必要に応じ各課から報告を求められることができる。

### 5 関係機関との連携

住民からの相談等で十分な情報がないものについては、関係各課及び県、関係機関と連絡をとり、速やかに情報を収集し、即時対応に努める。

## 第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

(町民生活課・福祉課・健康推進課・子ども家庭課・商工観光課)

大規模な地震災害の発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、旅行者等に対する様々な応急対策が必要となる。このため、町は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

### 1 高齢者・障がい者への支援活動

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、自力での避難が困難で支援を必要とする「避難行動要支援者」に対し、避難行動要支援者支援マニュアル及び個別避難支援マニュアルの作成に努め、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

また、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮することが必要であり、特に高齢者、障がい者の避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

このため、町は民生委員等、地域住民等の協力を得て、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。また、必要に応じて県、隣接市町等へ応援を要請する。

#### (1) 安全確保

##### ア 社会福祉施設等在所者

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、状況に応じ避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

##### イ 社会福祉施設等以外の要配慮者

町は、在宅の要配慮者の安否確認を迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

#### (2) 支援体制の確立と実施

##### ア 施設従事者及び必要な物資の確保

(ア) 町は、要配慮者の相談窓口を開設して、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。

(イ) 次項イの緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

(ウ) 物資の確保に当たっては、本章第19節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に定めるところによるものとする。

##### イ 緊急支援

##### (ア) 受入れ可能施設の把握

町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。

(イ) 福祉ニーズの把握と支援の実施

- a 町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。
- b 本人が在宅で福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む。）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。

(ウ) 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

(エ) 多様な避難所の確保

町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(オ) 相互協力体制

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。

ウ 避難所での支援

(ア) 支援体制の確立

町は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

(イ) 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧等の食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報を基に個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

(ウ) 専門職による相談対応

町は、被災地及び避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、保健師、介護支援専門委員、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

その際、必要に応じて県と連携し、町で不足する専門職の派遣やあっせんを要請する。

(エ) 福祉避難所への移送

町は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断

する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

県は、福祉避難所の状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

#### エ 災害派遣福祉チームの活動

町は、災害派遣福祉チームの派遣を受けたときは、あらかじめ設定した役割を基本とし、被害の状況に応じて、活動を要請する。

なお、要請窓口は、福祉課とする。

#### オ 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

## 2 外国人対策

町は、災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、日本赤十字本社等を通じて、外国から照会のある在日外国人の安否について回答する。また、在日外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。なお、支援活動においては外国人旅行者等についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- (1) 状況に応じ広報車や屋外拡声装置等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。
- (2) 地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
- (3) 災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示もを行い、外国人の不安の解消を図ることに努める。
- (4) 「相談窓口」等を開設し、災害時支援に関する外国人のニーズの把握を行う。
- (5) 通訳者が必要な場合は、通訳ボランティア制度を活用し、県又は財団法人宮城県国際交流協会に対して通訳者の派遣を要請する。
- (6) 在日大使館等を通して外国から照会のある在住外国人の安否確認について県から照会があった場合、安否確認を行い、連絡する。

## 3 旅行者対策

町は、ホテル・旅館等の観光施設管理者と連携し、災害発生時の旅行者への安全な避難誘導を行うとともに、家族等からの安否確認の問い合わせについて対応する。

要配慮者の態様・ニーズに配慮した応急対策一覧

配 慮 す べ き 項 目	実 施 機 関	対 象 者
<p><b>【避難収容等】</b></p> <p>○要配慮者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認、保健福祉サービスの要否等</li> </ul> <p>○災害情報及び避難情報等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織等を活用するなど、要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達</li> </ul> <p>○避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導</li> <li>・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送</li> </ul> <p>○避難所での生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等</li> </ul> </li> <li>・医薬品、介護機器等の手配、確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子、障がい者用携帯便器等</li> </ul> </li> <li>・要配慮者に対する相談体制の整備</li> <li>・文字放送テレビ、FAX等の設置</li> <li>・手話通訳者、外国語通訳者の派遣</li> <li>・インフォメーションセンターの設置等</li> </ul> <p>○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、里親への委託等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ先の確保</li> <li>・安全な移送体制の整備</li> <li>・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ</li> </ul> <p>○応急仮設住宅等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置</li> <li>・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居、民間住宅借上げ</li> </ul>	<p>町</p> <p>町、関係機関</p> <p>町、関係機関</p> <p>町、県、関係機関</p> <p>町、県、医療機関、社会福祉施設等</p> <p>町、県</p>	<p>要配慮者</p> <p>要配慮者</p> <p>要配慮者</p> <p>要配慮者</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童等</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p><b>【生活必需品等】</b></p> <p>○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配</p>	<p>町、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p><b>【保健衛生、防疫等】</b></p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルケア、巡回健康相談等の実施</li> </ul>	<p>町、県、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>



## 第 18 節 愛玩動物の収容対策

(町民生活課)

大規模な地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健所や関係機関及び獣医師会等の関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。

また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

### 1 被災地域における動物の保護

#### (1) 所有者の確認

飼い主の分からない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、保健所、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

#### (2) 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、保健所、獣医師会と連携して保護収容し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

### 2 避難所における動物の適正な飼育

町は、保健所、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティアと協力して飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援

(2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

(3) 保健所及び他市町村との連絡調整及び要請

### 3 仮設住宅における動物の適正な飼育

町は、保健所と協力して、動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して、周囲への配慮や適正な飼育の指導を行う等、動物の愛護、環境衛生の維持、コミュニティの維持に努める。

## 第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

(総務課・町民生活課・健康推進課・上下水道課)

大規模地震災害発生時における住民の基本的な生活を確保するため、町は、大規模地震災害時における町民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、夏季・冬季の季節等被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

### 1 食料・物資供給体制の整備

#### (1) 物資供給総括担当の設置

町は、必要に応じて、町内での食料の調達状況や被災地での需要等の情報の共有、関連業務（調達、輸送依頼）の調整、将来の調達計画の策定、県への供給依頼・報告、食料や物資調達に関わる業務を一括して担当する物資供給総括担当を災害対策本部に配置する。

#### (2) 調達計画の立案

町は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬に向かう前の暖房機等）の早期の調達計画の立案に努める。

なお、計画策定の際には、町内での調達能力、協定を締結している各種団体（資料12-1参照）からの調達、県からの調達を勘案しながら策定する。

#### (3) 多様な避難者への対応

町は、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

### 2 食料の供給活動

町は、必要があると認めるときは、調達した食料、及び国、県等によって調達され引き渡された食料を、被災者及び応急対策従事者等に供給する。

なお、日持ちしない等備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要な物資等については、協定を締結している関係事業者等から調達を図る等して、確保する。

#### (1) 食料の調達

##### ア 調達担当

調達担当は、町民生活課とする。

## イ 主食の調達

- (ア) 町は、町の備蓄食料を放出するとともに、農協、商工会等の協力を得て、町内小売業者等から食料を調達し、必要数量・品目を確保する。
- (イ) 町は、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書」及び民間事業者等の協定に基づき、協定締結先の市町村並びに事業者に対し、物資の供給要請を行う。
- (ウ) 町は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、自らの調達では食料が不足するときは、県を通じて農林水産省に対し、給食に必要な応急用米穀の調達を申請する。
- (エ) 町は、災害救助法が発動された場合は、県を通じて農林水産省に対し、災害救助用米穀の調達を申請する。

なお、通信、交通等の途絶により、県に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合は、農林水産省に対し直接申請し、現物の交付を受け取る。また、直接農林水産省に要請した場合は、速やかにその旨を県に報告する。

## ウ 副食、調味料等の調達

町は、農協、商工会等の協力を得て、町内小売業者等から食料を調達し、必要数量・品目を確保する。それでも不足する場合には、県及び近隣市町に対し、調達を要請する。

### (2) 炊き出しの実施

#### ア 炊き出し担当等

- (ア) 炊き出し担当は健康推進課及び町民生活課とし、大河原町学校給食センター運営維持管理委託業者及び災害を受けない地域の婦人防火クラブ等に対し炊き出しについての協力を要請し、避難施設内、若しくはあらかじめ指定した場所において炊き出しを実施する。
- (イ) 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (ウ) 町において直接炊き出しすることが困難な場合、又は米飯業者等に注文することが実情に即すると認められる場合は、炊き出しの基準等を明示し、事業者から購入し供給する。

### (3) 食料の供給

#### ア 受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

- (ア) 避難所・避難場所に収容された者
- (イ) 住家の被害が全半壊（焼）等のため炊事のできない者
- (ウ) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
- (エ) 被害を受け、一時縁故先等に避難する者

#### イ 供給品目及び数量

##### (ア) 主食

応急的な炊き出しによるが、実情により麦製品等とする。

- (イ) 副食物  
費用の範囲内でその都度定める。(野菜、果実、乳製品等)
- (ウ) 数量
  - a 罹災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合  
1 食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量
  - b 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合  
1 食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量

#### ウ 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

#### (4) 調達、救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、資料8-2のとおりである。

#### (5) 調達及び救援食料の配分方法

##### ア 配分担当等

- (ア) 食料品の配分担当は、町民生活課とする。
- (イ) 食料品の配分を適切に行うため、各集積場所ごとに班を編成して自主防災組織、婦人防火クラブ等の協力を得て行う。

##### イ 配分要領

- (ア) 炊き出し食料の配分  
炊き出し担当の責任者は、数量等を把握し、配分担当者から一括配分を受ける。
- (イ) 個人に対する配分  
配分担当者は、受給者名を記録するとともに、行政区長などを通じ配分する。
- (ウ) 応急対策従事者に対する配分  
配分担当者は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分する。

#### ウ 食料の輸送

食料配分の際の輸送については、本章第12節「交通・輸送活動」に定めるところにより、車両等を確保して実施する。

### 3 給水活動

#### (1) 飲料水の供給方法等

##### ア 給水担当等

- (ア) 給水担当は、上下水道課とする。
- (イ) 応急給水等を実施するため次の班を編成する。
  - a 給水班 班長1名、運転者2名、作業員4名
  - b 浄水班 班長1名、技術者1名、作業員1名

##### イ 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とするほか、医療機関等に対する供給を確保し医療業務に支障のないよう配慮する。

## ウ 給水量

災害発生からの日数	目標数量	主な給水方法
災害発生～3日まで	30/人・日	配水池、貯水槽、給水車
4日～10日まで	200/人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日まで	1000/人・日	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日まで	被災前給水量	仮配管からの各戸給水、共用栓

## エ 給水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。ただし、長期にわたる場合は、その都度実情に応じ対処する。

## オ 給水方法

(ア) 飲料水が汚染したと認められるときは、汚染の原因を除去し、水質検査により安全性を確認したうえで供給する。

(イ) 給水が不能になった場合は、次のとおり飲料水を供給する。

a 汚染の少ないと思われる井戸等の原水をろ過又は消毒し供給する。

b 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は他市町から搬送給水する（資料13-2参照）。

(ウ) 給水に当たっては、医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。

### (2) 給水資機材の調達等（資料13-1参照）

町は、地域内の事業者等とあらかじめ協議し、必要な飲料水及び浄水薬品等の数量を確保する。ただし、関係事業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、知事又は隣接市町長に対し調達のあつせんを依頼する。

また、必要に応じて水道事業者で構成する日本水道協会宮城県支部に対して「災害時相互応援計画」に基づく応援活動を要請する。

### (3) 給水施設の応急措置

町は、災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

#### ア 資材等の調達

応急復旧用資材等は、町指定給水装置工事事業者（資料13-3参照）から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

イ 応急措置の重点事項は、次のとおりとする。

(ア) 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

(イ) 取水、導水及び浄水施設等の保守点検、漏水調査

(ウ) 井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

## 4 衣料、生活必需品その他物資の供給活動

### (1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の要領

#### ア 対象者

住家の全半壊（焼）等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等をそう失し、又はき損し、日常生活に困難をきたしている者とする。

#### イ 品目

(ア) 被服、寝具及び身廻り品

- (イ) 日用品
  - (ウ) 炊事道具及び食器
  - (エ) 光熱材料及び緊急用燃料
  - (オ) その他
- ウ 期間
- 災害発生の日から、原則として10日以内とする。
- (2) 衣料、生活必需品等の調達
- ア 調達担当
- 調達担当は総務課とする。
- イ 調達方法
- (ア) 町は、備蓄物資を放出し、また、商工会等の協力を得て、町内小売業者等から物資を調達し、必要数量・品目を確保する。
  - (イ) 町は、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書」に基づき、協定締結先の市町村に対し、物資の供給要請を行う。
  - (ウ) (ア)及び(イ)の方法では十分な数量を確保できない場合、県に対し物資の供給要請を行う。
- ウ 調達物資の集積場所
- 調達物資及び義援による物資の集積場所は、資料8-2のとおりとする。
- エ 物資調達時の留意事項
- 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。
- (3) 救助物資の配分
- ア 配分担当等
- (ア) 配分担当は総務課とする。
  - (イ) 救助物資の配分を適切に行うため、次の班を編成する。
    - 班 長 3名(職員)
    - 協力員 43名(行政区長又は行政区の代表者、自主防災組織の代表者)
- イ 配分方法
- (ア) 総務課長は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。
  - (イ) 総務課は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し、受領書を徴する。
  - (ウ) 救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。
    - a 救助物資を必要とする被災者数(世帯人員ごととする。)
    - b 救助物資の品名、数量
    - c 救助物資の受払い数量
- ウ 物資の輸送
- 物資配分の際の輸送については、本章第12節「交通・輸送活動」に定めるところにより、車両等を確保して実施する。

## 5 義援物資の受入れ、配分

### (1) 義援物資の受入れ

ア 義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、町は関係機関と相互に連携を図りながら、義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを開始する。

イ 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入れ方法については、品目及び数量を事前に限定し、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

ウ 事前に義援物資の保管先等を確保し、配分作業が円滑にできるよう努める。

### (2) 義援物資の配分

ア 義援物資の配分に当たっては、関係機関と調整を行い、迅速かつ適切に配分する。

なお、義援物資の仕分け、配布に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。

イ 必要配分量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

ウ 義援物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

## 6 燃料の調達・供給

町は、必要に応じて、関係機関に石油燃料の供給を要請するとともに、町内の給油所に対しても供給の要請を行い、石油燃料の調達を図る。

なお、調達した石油燃料は、機能の維持・継続が必要な役場庁舎や医療機関、避難所等に優先的に供給する。

また、災害応急対策車両への給油も優先的に行うとともに、町外からの応援車両や応急復旧に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう調整に努める。

## 第20節 防疫・保健衛生活動

(町民生活課・健康推進課)

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町は、迅速かつ強力な防疫措置を実施し、感染症まん延の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体の協力を得つつ、計画的に実施する。

### 1 防疫

#### (1) 感染症の予防

- ア 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- イ 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- ウ 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族、害虫等の駆除を行う。
- エ 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- オ 必要に応じ、県を通じて自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

#### (2) 臨時予防接種

町は、被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の指示により臨時予防接種を実施する。

#### (3) 入院等の措置

町は、被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染拡大防止対策を図るとともに、必要時に保健所が行う速やかな入院の勧告及び移送の措置に協力する。

その他、感染症患者等の発生については、感染症法及び同施行規則に基づいた対応をとる。

#### (4) 避難施設の防疫措置

避難施設を開設したときは、町は、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

##### ア 防疫に関する協力組織

避難施設の管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

イ 防疫活動は、次の事項に重点を置いて行う。

- (ア) 健康診断
- (イ) 防疫消毒の実施
- (ウ) 集団給食の衛生管理
- (エ) 飲料水の管理

- (オ) トイレの衛生管理
- (カ) その他施設内の衛生管理
- (5) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、町が町内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、知事に調達あつせんの要請を行う。

## 2 保健対策

### (1) 健康調査、健康相談

#### ア 保健指導及び健康相談の実施

町は、県保健所の協力を得て、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的な避難所、応急仮設住宅等の巡回等により、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

#### イ 避難所や仮設住宅での配慮

町は、健康相談等について、十分な空調設備のない避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。また、誤嚥性肺炎予防の指導を行う。

#### ウ 感染症患者の把握・対応

町は、感染症の拡大を未然に防止するため、避難者の健康状態の把握に努める。なお、感染症患者が把握された場合には、速やかに隔離や医療機関への受診推奨など必要な対応を行う。

#### エ 医療体制の確保

町は、高血圧や糖尿病など慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

### (2) 心のケア

#### ア 心のケアの実施

大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、必要に応じて、県に支援を要請し被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

#### イ 心のケアの継続

復興が長期化することにより、被災者は生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

### (3) 栄養調査、栄養相談

町は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、保育所、学校、高齢者施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

#### (4) 子どもたちへの健康支援活動

町教育委員会及び学校長等は、被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、県、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

### 3 食品衛生

町は、保健所や関係機関の協力を得て、被災地における食品の衛生確保、食中毒の未然防止を図る。

#### (1) 被災者に対する食品の衛生確保

炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い、加熱調理、食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、適切に行われるよう管理を行う。

#### (2) 食品関係営業施設への指導

被害規模に（又は「必要に」）応じて、食品関係営業施設の実態調査を実施し、次の改善指導を行う。

ア 浸水期間中営業の自粛

イ 浸水を受けた施設の清掃、消毒

ウ 使用水の衛生管理

エ 汚水により汚染された食品の廃棄

オ 停電により腐敗、変質した冷凍食品等の廃棄

#### (3) 住民の食品衛生に対する啓発活動

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

ア 手洗いの励行

イ 食器類の消毒使用

ウ 食品の衛生保持

エ 台所、冷蔵庫の清潔

## 第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

(総務課・町民生活課)

町は、大規模地震による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、関係機関の協力を得て、これらの搜索、処理を速やかに行う。

### 1 実施の対象及び期間

町は、遺体等の搜索及び収容、応急埋葬に関し、大河原警察署等の協力を得て次の要領により実施する。

#### (1) 対象

##### ア 遺体等の搜索

(ア) 災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

a 行方不明状態になってから相当の時間を経過している場合

b 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合

(イ) 死亡した原因の如何を問わない。

(ウ) 死亡した者の居住地の法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係がない。

##### イ 遺体の処理、収容

(ア) 災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合

(イ) 通常、遺体の発見から埋葬の過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。

##### ウ 埋葬

(ア) 災害時の混乱の際死亡した者であること。

a 死因及び場所の如何を問わない。

b 災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終わっていない者

(イ) 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること。

a 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき。

b 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。

#### (2) 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

### 2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、災害現場の状況に応じて、警察、消防本部、消防団、自衛隊、各応援機関及び地域団体等が相互に協力して実施する。

なお、災害時において、遺体の捜索を実施した場合は、次の事項について記録・整理するため、遺体の捜索状況記録簿を作成する。

- (1) 実施責任者
- (2) 捜索年月日
- (3) 捜索人員
- (4) 捜索用機械器具
- (5) 費用

### 3 遺体の検視（死体調査）、収容及び処理

- (1) 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体処理ができない場合に警察等の検視、医師による死亡確認を経たうえ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- (2) 町は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。
- (3) 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。
- (4) 町は、警察が検視を行った検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。
- (5) 町は、遺体の適正な保存のため、必要に応じて災害時遺体収容所（資料14－1参照）を設置するとともに、必要な棺やドライアイス等の確保に努める。

### 4 遺体の火葬・埋葬

- (1) 実施方法
  - ア 埋葬は、おおむね次の場合に実施する。
    - (ア) 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋火葬を行うことが困難であると認められるとき。
    - (イ) 火葬場が倒壊し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であると認められるとき。
    - (ウ) 埋火葬を行うべき遺族がないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であると認められるとき。
    - (エ) 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無に係わらず、棺、骨つぼ等の入手ができないと認められるとき。
  - イ 埋葬の程度は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。
  - ウ 火葬場については、資料14－2を参照のこと。
  - エ 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。
- (2) 事務処理

災害時において、遺体の埋葬を実施した場合は、次の事項を明らかにしておき、遺体埋葬台帳を作成して記録整理する。

- ア 実施責任者
  - イ 死亡年月日
  - ウ 埋葬年月日
  - エ 死亡者氏名・年齢
  - オ 埋葬を行った者
  - カ 費用
- (3) 広域的な火葬の実施

町は、「宮城県広域火葬計画」に基づき、以下の事項に留意して対応する。

ア 被災状況の報告

町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

イ 広域火葬の要請

町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の要請を行う。

ウ 火葬場との調整

町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

エ 遺族への説明

町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

オ 広域火葬の終了

(ア) 町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には県に連絡を行う。

(イ) 町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

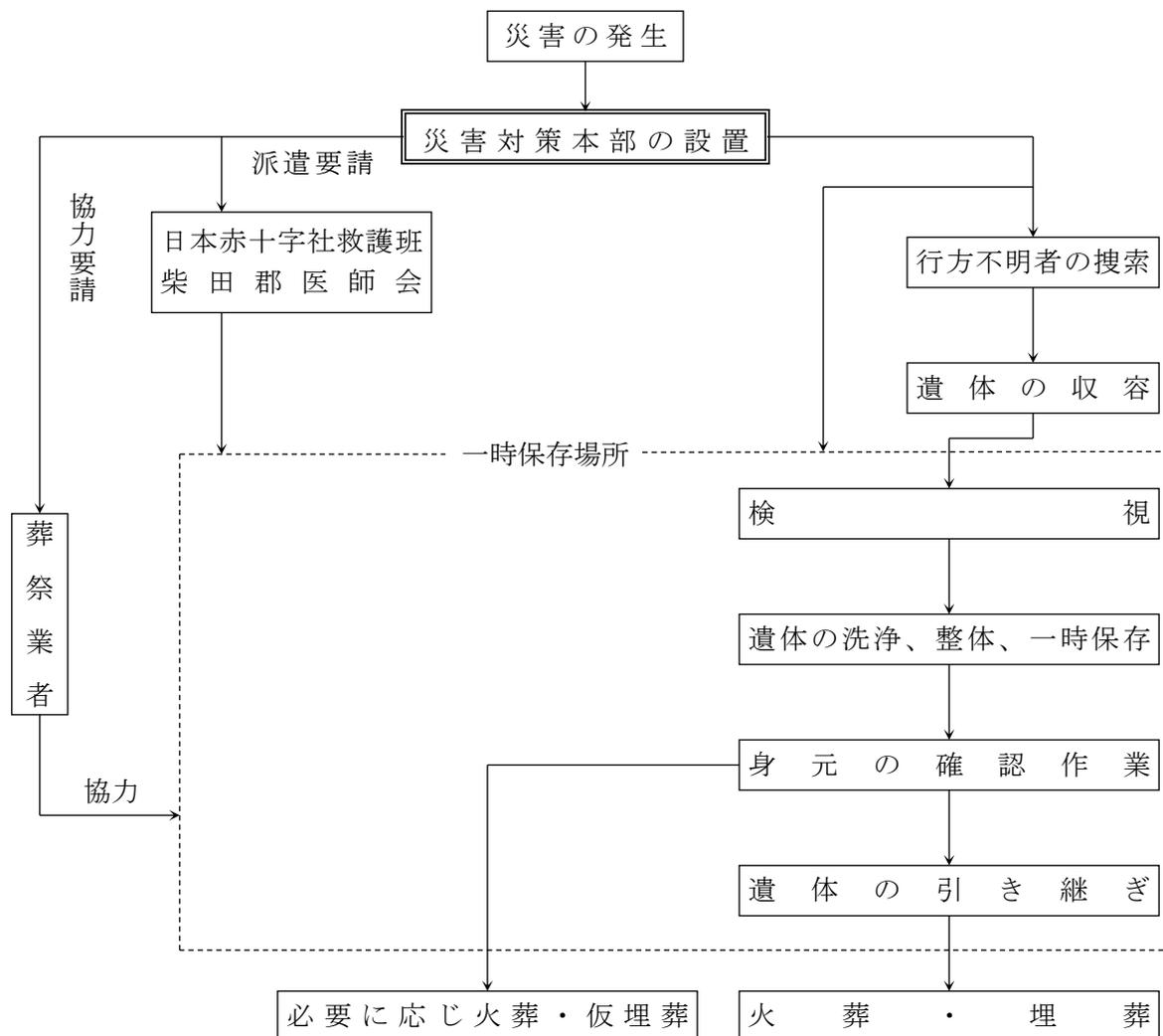
カ 一時的な埋葬について

町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に基づき事務を行う。

## 5 費用

遺体の搜索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

### 行方不明者の搜索、遺体の収容等の流れ



## 第 22 節 災害廃棄物の処理活動

(町民生活課)

大規模な地震災害発生時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、町は、災害廃棄物及び家庭からの生活ごみの収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

### 1 災害廃棄物の処理

- (1) 本町が大規模な災害を受けた場合、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、災害廃棄物処理計画等に基づき、広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- (2) 町、収集業者及び解体業者等は、災害廃棄物処理に当たって適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。なお、必要に応じて、速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

- (3) 町、収集業者及び解体業者等は、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

### 2 し尿処理

- (1) し尿処理施設（資料15-4参照）の被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレやマンホールトイレを設置する。なお、仮設トイレの設置については、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子ども等が安全に行ける場所への設置に配慮する。
- (3) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (4) 上水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

### 3 ごみ処理

- (1) 仮置場及び開設日時を定めて住民に広報する。
- (2) 仮置場のごみを管理し、あらかじめ選定した処理場（資料15-4参照）に運び処理する。また、交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。
- (3) 可能な限り分別収集・リサイクルに努める。
- (4) 腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また、処理するように指導、広報する。
- (5) 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。なお、避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
- (6) 住民は、自主防災組織を中心として、町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとる。

ア 自分で保管できるものは努めて保管し、自分で保管できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

#### 4 がれき処理

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮置場及び処理施設に運搬する。
- (3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
- (4) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

#### 5 清掃班の編成

ごみ及びし尿の清掃は、関係業者（資料15-1～15-3参照）に委託し実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し、実施する。

##### (1) ごみ処理班

責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理施設
		ごみ収集車	トラック	その他		
町民生活課長	町職員10人	5	5		行政区毎	仙南クリーンセンター 仙南リサイクルセンター
町環境衛生組合会長	各行政区長 各地区住民	(必要に応じ配車)				

##### (2) し尿処理班

責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理施設
		汲取り車	運搬車	その他		
町民生活課長	町職員2人	2			全域	柴田衛生センター
委託業者	関係業者職員					

#### 6 死亡獣畜等の処理

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、仙南保健所に連絡のうえ、死亡獣畜取扱場等に搬送し処理する。（処理班は4(1)に準ずる。）

なお、搬送が困難な場合、又は取扱場で処理しきれない場合は、保健所長の許可若しくは指示を受けて、焼却等必要な処理を行うものとする。

#### 7 県及び近隣市町村への応援要請

町長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、県及び近隣市町村に対して応援を要請する。

#### 8 環境保全対策の推進

町は、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

## 第 23 節 社会秩序の維持活動

(総務課・農政課・商工観光課)

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模な地震災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。このため町は、物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するための対策を講じる。

### 1 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 町は買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について県の指導のもとに調査、監視を行う。
- (2) 町は適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、町は生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、町は相談窓口等を設置する。
- (5) 町は町内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
- (6) 町は住民の集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるよう指導する。

### 2 警備活動

町は、大河原警察署に協力し、自主防犯組織と連携しながら、被災地域及び避難所等の警備に当たる。

## 第24節 応急教育活動

(教育総務課・生涯学習課)

大規模地震災害時における学校施設の被災及び児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合、町は、教育施設の応急復旧及び被災児童生徒等に対する学用品の支給等を行い、応急教育を実施する。

### 1 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長及び教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長が行う。

### 2 避難措置

#### (1) 在校時

##### ア 地震発生直後の対応

地震発生後、速やかに児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

##### イ 地震発生直後の対応

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

##### ウ 校外活動時の対応

遠足等校外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。

#### (2) 登下校時及び休日等の措置

登下校時及び夜間・休日等に地震が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

#### (3) 保護者への引渡し

##### ア 校内の児童生徒等への対応

警報発表中等、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内に保護する。

その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

##### イ 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内に保護し、安全が確かなものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

##### ウ 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や、保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校内保護を行う。

#### (4) 報告の義務

学校長は、災害の規模、児童生徒、職員の状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握す

るとともに、教育委員会に報告しなければならない。

### 3 学校施設の応急措置（資料16-2参照）

教育委員会は、町長と協議し、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育施設等を確保し、教育活動を再開するため、対策を講じる。

#### (1) 応急修理が可能な被害の場合

学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理又は補強を行い、学校施設を確保する。

### 4 教育の実施

(1) 校長は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休校の措置をとる。

(2) 正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう、速やかに次の応急措置を講じる。

#### ア 教育の実施場所の確保

(ア) 教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる（資料16-1参照）。

(イ) 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

#### イ 教職員の確保

校長及び教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

#### ウ 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

#### エ 通学路の安全確保

(ア) 教員は通学路の安全確保を行う。

(イ) 保護者と相談のうえ、臨時の通学路を決める。

(ウ) 他の施設で授業を行う場合は、登下校手段の確保に努める。

#### オ 試験、進路指導、受験対策

災害が学校内試験や進路指導期に発生した場合は、次のような措置を講じる。

(ア) 学習の遅れを取り戻すための授業

(イ) 受験料、入学金、授業料等の免除

(ウ) 奨学金の充実

(エ) 願書の受付期間、試験実施期間の変更要請

(オ) 受験場へのバスなど輸送機関の確保

(カ) 試験日の弁当の配布

(キ) 試験会場の追加

(ク) 被災した学生への特例措置（再試験等）

- (ケ) 卒業認定、単位等への配慮
- (コ) 企業への内定取り消し防止要請
- (サ) 学生の住宅確保、あっせん

#### カ 児童生徒等の健康管理

- (ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講じる。
- (イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

### 5 心身の健康管理

教育委員会は、県にスクールカウンセラーの派遣要請や、職員及び教職員を心のケアに関する研修会に参加させる等により、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。

また、教育委員会及び校長等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施する等して、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

### 6 学用品等の給与と調達

#### (1) 給 与

町長は、児童生徒が学用品をそう失し、又はき損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

##### ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたした小・中学校及び高等学校等の児童生徒等とする。

##### イ 学用品の種類等

- (ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの
- (イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

##### ウ 給与の方法

- (ア) 教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。
- (イ) 教科書及び教科書以外の教材については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内に支給完了する。
- (ウ) 学校長は、配付計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

#### (2) 調 達

教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

##### ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

##### イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、大河原町商工会を通じて調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんで依頼し、確保する。

## 7 学校給食対策

- (1) 学校長及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、町長と協議し、速やかに復旧措置を講じる。
- (2) 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

## 8 通学手段の確保

教育委員会は、災害により通学が困難となった児童生徒等の通学の手段の確保に努める。

## 9 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- (1) 町長は、施設の管理者、教育委員会等と協議のうえ、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。
- (2) 避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- (3) 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

## 10 災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

## 11 社会教育施設等の応急対策

### (1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

- ア 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。
- イ 施設が避難所となった場合は、施設管理者は教育委員会及び町長に協力し、円滑な避難所運営に努める。

### (2) 文化財対策（資料16-3参照）

被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講じる。

## 第 25 節 防災資機材及び労働力の確保

(総務課・農政課・商工観光課・地域整備課)

大規模な地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期すものとする。

### 1 資材・機材等の点検整備

町及び防災関係機関は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう、それぞれの点検計画表に基づき常時点検整備を行う。

#### (1) 点検整備を要する資材・機材

- ア 水防用備蓄資材・機材
- イ 食料及び飲料水
- ウ 救助用衣料生活必需品
- エ 救助用医薬品及び医療器具
- オ 防疫用薬剤及び用具
- カ 除雪用機械
- キ 警備用装備資機材
- ク 通信機材
- ケ 災害対策用資機材
- コ 油災害対策用資機材
- サ 給水用資機材
- シ 消防用資機材
- ス その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

#### (2) 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

##### ア 資材・機材

- (ア) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
- (イ) 薬剤等については、効果の測定
- (ウ) その他必要な事項

##### イ 機械類

- (ア) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他必要な事項

##### ウ 留意事項

- (ア) 実施結果は、記録しておく。
- (イ) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。

(ウ) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講じる。

## 2 緊急使用のための資機材の調達

- (1) 町は、必要に応じて、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。具体的には、仙南中央森林組合に対して、防災用資機材（チェーンソー）の提供を要請するなど、広範な協力要請等を行う。
- (2) 町は、防災関係機関と防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- (3) 町は、自主防災組織等が行う自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、支援する。

## 3 労働力の確保

### (1) 奉仕団の編成及び活動

#### ア 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、婦人会、自主防災組織等隣保互助、民間団体の協力を得て編成する。

#### イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

- (ア) 避難誘導の補助及び避難場所、避難所の奉仕に関すること。
- (イ) 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。
- (ウ) 救援物資支給の奉仕に関すること。
- (エ) 清掃及び防疫の奉仕に関すること。
- (オ) その他災害応急措置の応援に関すること。

### (2) 労働者の雇用

労働者の雇用は、原則として大河原公共職業安定所を通じて行う。

#### ア 労働者の雇用の範囲

- (ア) 被災者の避難
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救済用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 遺体の搜索及び処理

#### イ 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、町内の通常の実費とする。

#### ウ 労働者の宿泊場所

災害状況により、必要に応じて町内宿泊施設等を充てる。

## 4 応援要請による技術者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

また、動員された者の作業が、効率的に行えるように作業内容・作業場所・休憩又は宿泊場所・その他作業に必要な受入れ体制を整えるものとする。

(1) 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員派遣要請手続き

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。その場合は、次の事項を記載した文書をもって依頼する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員のおっせん手続き

町長が知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、県又は他の市町村の職員派遣のおっせんを求める場合は、次の事項を記載した文書をもって依頼する。

- ア 派遣のおっせんを求める理由
- イ 派遣のおっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 職員を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣おっせんについて必要な事項

## 5 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行うものとする。

(1) 知事の従事命令等

ア 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は、次のとおりである。

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師
- (ウ) 土木技術者又は建築技術者
- (エ) 大工、左官又はとび職
- (オ) 土木事業者又は建設技術者及びこれらの者の従事者
- (カ) 鉄道事業者及びその従事者
- (キ) 自動車運送事業者及びその従事者

イ 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

ウ 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは、次のとおりである。

- (ア) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。

(イ) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事はその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

エ 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

## 6 労働力の配分計画

- (1) 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、商工観光課長に労働供給の要請を行う。
- (2) 商工観光課長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

## 第 26 節 公共土木施設等の応急対策

(農政課・地域整備課・町民生活課)

道路等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模地震災害の発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者は、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

### 1 道路施設

#### (1) 緊急点検

町は、他の道路管理者と連携を図り、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、情報の収集に努める。

避難所へのアクセス道路等については、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

#### (2) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

町は、道路が災害を受けた場合、他の道路管理者と連携を図り障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、県の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

#### (3) 二次災害の防止対策

町は、地震発生後、他の道路管理者等との現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

#### (4) 対策情報の共有

町及び道路管理者は、道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、また、通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水状況を共有できるように、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに提供し、情報の共有に努める。

### 2 河川管理施設

町は、他の河川管理者と連携を図り、河川施設の機能及び安全確保に努める。

#### (1) 緊急点検

地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

#### (2) 二次災害の防止対策

施設が被災し、浸水被害の発生や地震による被害の拡大により二次被害が発生するおそれが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事を実施し、必要に応じて水防活動等の体制を講じるとともに、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

### 3 砂防・治山関係施設

町は、県の協力を得て、地震発生後に土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域並びに砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに

排水を行う。

#### 4 都市公園施設

町は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難場所、避難路、防災拠点となる都市公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

#### 5 鉄道施設

東日本旅客鉄道(株)は、災害発生時又は発生が予想されるときは、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置し、次の事項について応急復旧を行う。

なお、町は東日本旅行鉄道(株)と連携し、その応急復旧活動に協力する。

- (1) 気象異常時の対応
- (2) 旅客及び公衆等の避難
- (3) 消防及び救助に関する措置
- (4) 運転規制

#### 6 農地・農業用施設

町は、農地・農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 地震により農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

#### 7 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定等の実施

町は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、県との連絡体制に努める。

- (1) 被災建物の応急危険度判定は町が行う。
- (2) 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

なお、判定の実施に当たっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで住宅等の建築物について判定を行い、危険性が高い建築物については避難を促す。

- (3) 被災宅地の危険度判定業務は、町災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。

## 第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧

(総務課・上下水道課)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

町は、必要に応じ、各ライフライン事業者等が実施する応急復旧計画に協力する。また、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

### 1 水道施設

- (1) 町は、地震発生後速やかに施設の被害状況を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。
- (2) 町は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- (3) 町は、町内の関係業者の協力を得て、応急復旧活動に必要な資機材、技術者等を確保するが、不足する場合には、県に対し、応援を要請する。
- (4) 町は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

また、仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。

- (5) 町は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。



能回復に努める。

(イ) 浄化センターへの流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

(ウ) 浄化センターでの下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

### (3) 被害箇所の応急復旧

町内建設業者及び排水設備等工事指定店と連絡をとり合い、応急的な復旧を早急に進める。

### (4) 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

### (5) 広報活動

浄化センターが被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。このため、町は、広報を行い利用者に節水による下水使用の抑制を呼びかけ、浄化センター周辺の環境汚染を防止する。

## 3 電力施設

町は、応急措置が必要と認めた場合、東北電力ネットワーク(株)白石電力センターに応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

地域内における電力施設の災害応急対策は東北電力ネットワーク(株)白石電力センターが行うものとし、その概要は次のとおりである。

### (1) 要員の確保

供給区域内において、震度6弱以上を観測する地震が発生し、自動的に第二非常体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に参集する。

### (2) 店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

### (3) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去と公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、PR車、ホームページ、SNS等を利用し、電力施設被害状況、復旧状況、復旧見通し、及び公衆感電事故、電気火災の防止等について広報を行う。

### (4) 復旧資材の確保

#### ア 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 事業所間相互の流用

(ウ) 他電力からの融通

#### イ 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両等をはじめ、その他実

現可能な輸送手段により行う。

#### ウ 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急的に必要となった場合は、町災害対策本部に協力を要請し、この迅速な確保を図る。

#### (5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

#### (6) 応急工事

##### ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を対策組織で勘案して迅速、適切に実施する。

##### イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次により対策組織が実施する。

##### (ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に応急復旧措置を行う。

##### (イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器、機器、貯蔵品等の活用により応急復旧措置を行う。

##### (ウ) 配電設備

停電範囲、影響度を勘案し、応急用電源車等による仮送電を含め、重要度の高い線路から復旧する。

##### (エ) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備（可搬型）、移動無線機等の活用により、通信連絡を確保する。

#### ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

## 4 ガス施設

町は、二次災害の防止と被災状態の復旧について(一社)宮城県L Pガス協会等が実施する次の対策に協力する。

#### (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

##### ア 応急措置と応援要請

直ちに情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

#### イ 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

#### ウ 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報を（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

#### エ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、（一社）宮城県L Pガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

- (2) （一社）宮城県L Pガス協会は、各支部及び宮城県L Pガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努める。

### 5 電信・電話施設

電気通信施設に係る災害応急対策は、東日本電信電話(株)宮城事業部が実施する。町は必要に応じ東日本電信電話(株)宮城事業部が実施する次の対策に協力する。

- (1) 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。

ア 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、災害時公衆電話の設置等を行う。

イ 広域災害が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

- (2) 通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、罹災者が発信する罹災状況の通報、又は救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」、「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

## 第 28 節 危険物施設等の安全確保

(総務課)

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町及び防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

### 1 住民への広報

町及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

### 2 危険物施設（資料17-1参照）

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

### 3 高圧ガス施設（資料17-2参照）

地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、町は消防機関、宮城県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう協力する。

## 第 29 節 農林業の応急対策

(農政課)

大規模地震により、農業生産基盤、林道施設等への施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、町は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

### 1 農 業

町は、農業関係団体等と連携し、農業災害に係る次の応急対策を実施する。

#### (1) 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

#### (2) 営農用資機材の確保

##### ア 営農機材

町は、必要に応じて、県に対して営農機材の購入のあっせんを要請する。

##### イ 営農用資材

町は、肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保のための対策を講じる。

#### (3) 家畜伝染病の発生予防

町は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認められるときは、県の指導を得て、家畜の検査、注射又は薬浴を実施する。

また、家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置について指導する。

##### ア 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置

##### イ 殺処分及び死体の焼却、埋却

##### ウ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

#### (4) 死亡家畜の処理

ア 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県に対して死亡家畜の検査を要請する。

イ 所有者不明等の場合の死亡家畜の処理については町が行い、県に対して必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

#### (5) 応急技術対策

##### ア 農作物

町は、以下の技術指導・援助を行う。

##### (ア) 水稻

a 用排水路等が損壊した場合、損壊箇所の修復を行い、用排水の確保を図る。

b 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状

化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策の指導を行う。

(イ) 畑作物

- a ほ場の復元に努める。
- b 被害を受けた作物の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

(ウ) 果樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

(エ) 施設園芸

- a 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- b 被害を受けた作物の草勢の維持回復に努める。
- c 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- d 給水源等を確保する。
- e 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

イ 畜産

(ア) 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。

- a 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。
- b 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

(イ) 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。

(ウ) 酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。

(エ) 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。

(オ) 指定生乳生産団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。

(カ) 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

## 2 林業

(1) 町は、県の指導・助言を得て、関係団体等と協力しながら、地域における応急対策を実施する。

(2) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について、応急対策を行う。

## 第30節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

### 1 二次災害の防止活動

#### (1) 町及び県又は事業者の対応

ア 町及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。

イ 町は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止及びライフライン復旧時における火災警戒等について、必要に応じて、県から助言及び指導等を受けるものとする。

ウ 消防職員、消防団員、警察官、自衛隊員や町職員等、救難・救助・パトロールや支援活動に当たる関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。

エ 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、併せて被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。

オ 町は、水道の漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。

カ 町は、下水道の漏水による汚染水の拡散防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制等を広報し、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。

キ ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意等報道機関等の協力を得て周知する。

ク 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。

ケ 町及び道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

#### (2) 水害・土砂災害

##### ア 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による浸水箇所の拡大等水害災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下があった地域では、破堤箇所からの浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

## イ 点検の実施

町及び県は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに地域住民に対して避難情報等の広報を行う。

町は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、県に土砂災害に関する情報の提供を求め、入手した情報を基に避難情報等発令の判断を行う。

### (3) 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は、共同で必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

### (4) 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急処置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

### (5) 有害物質等

町及び県又は事業者は、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

### (6) 地震・誘発地震

町及び県又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

## 2 風評被害等の軽減対策

(1) 町及び県は、地震、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。

(2) 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

## 第31節 応急公用負担等の実施

(総務課)

大規模地震災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認められるときは、町は、区域内の土地、建物又は工作物等を使用し、収用し、さらには区域内の住民等を応急措置の業務に従事させる等により、必要な措置を講じ応急対策の万全を図る。

### 1 応急公用負担等の権限

- (1) 町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。
  - ア 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
  - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講じること。
  - ウ 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。
- (2) 町長は、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

### 2 事前措置等

- (1) 町長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると思われる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。
- (2) 町長は、警察署長に対し、(1)の事前措置等の指示を実施するよう求めることができる。この場合、警察署長がその指示を実施したときには、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

### 3 立入り検査等

町長は、次の事項について知事より通知を受けたときは、その権限に属する事務の一部を行うものとする。

- (1) 町長は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、町の職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- (2) 町の職員が、(1)により立ち入る場合は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- (3) 町の職員が、(1)により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- (4) 町長は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

#### 4 公用令書の交付

- (1) 町長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をするときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- (2) 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。
  - ア 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - イ 当該処分の根拠となった法律の規定
    - (ア) 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
    - (イ) 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
    - (ウ) 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- (3) 町長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。
- (4) 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

#### 5 損失補償及び損害補償等

- (1) 町は、区域内において、物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行う。
- (2) 町は、区域内の住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、県条例の定めに従い損害を補償する。

## 第 32 節 ボランティア活動

(福祉課・社会福祉協議会)

大規模震災時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、町は、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

### 1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置するものとし、相互に連携のうえ、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、町は、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

#### (1) 町災害ボランティアセンター

町社会福祉協議会が中心となって設置し、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

#### (2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO等関係機関が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援する。

### 2 ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援するものとする。

### 3 ボランティアセンター等への支援

町は、ボランティアのコーディネートに際して、高齢者介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、町は、町災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 町職員の派遣

- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

#### 4 一般ボランティア及び専門ボランティアの活用

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、社会福祉協議会内の災害ボランティアセンターと連携して、有効に活用する必要がある。

##### (1) 一般ボランティア

- ア 炊き出し、物資の仕分け・配給への協力
- イ 避難所の運営への協力
- ウ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- エ 清掃等の衛生管理

##### (2) 専門ボランティア

専門ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- ア 災害支援ボランティア講習修了者
- イ アマチュア無線技士
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- エ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- オ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- カ 通訳（外国語、手話）

#### 5 専門ボランティアのコーディネート体制

関係する組織からの申込みについては、町が県の協力を得て対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

No.	主な受入れ項目	担当課
(1)	救護所等での医療、看護、保健予防	健康推進課
(2)	被災建築物の応急危険度判定	地域整備課
(3)	被災宅地の危険度判定	地域整備課
(4)	砂防関係施設診断	地域整備課
(5)	外国人のための通訳	町民生活課
(6)	被災者へのメンタルヘルスケア	健康推進課
(7)	高齢者、障がい者等への介護	福祉課
(8)	アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務課
(9)	その他専門的知識が必要な業務 (被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定)	各課

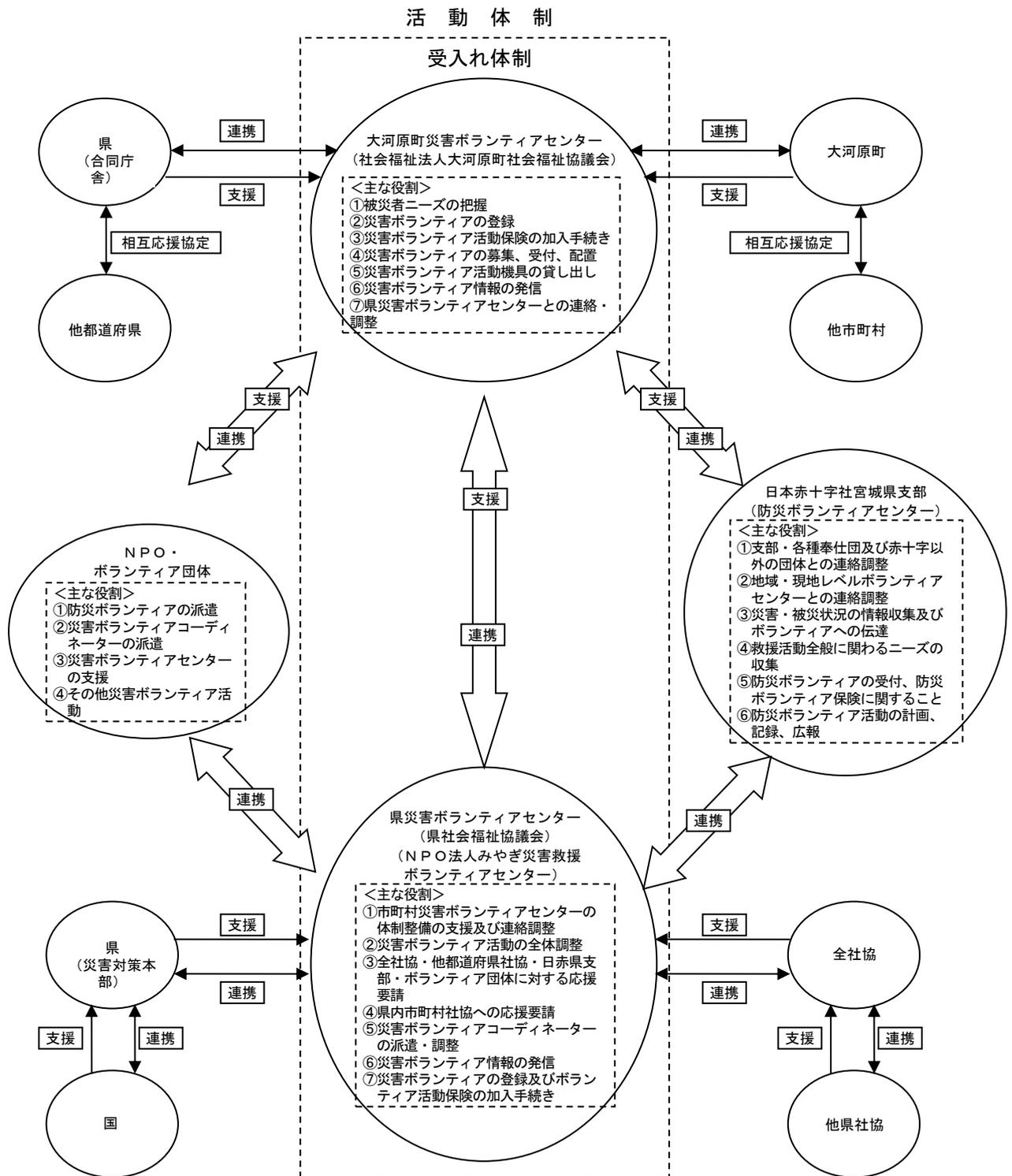
#### 6 災害ボランティアニーズの把握

町は、災害ボランティアセンターに対し、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動ができるよう速やかに支援体制を整える。

#### 7 NPOとの連携

町は、一般ボランティアの受入れ体制づくりを、町社会福祉協議会、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

災害時の災害ボランティアセンター体制整備イメージ図



※NPO法人災害救援ボランティアセンターの主な構成員

- 宮城県社会福祉協議会   ○仙台市社会福祉協議会   ○みやぎ生活協同組合   ○(財) 仙台YMCA   ○(財) 宮城県国際交流協会
- 学校法人東北福祉大学   ○宮城県社会福祉施設経営者協議会   ○宮城県民生委員・児童委員協議会   ○NPO法人宮城県ボランティア協会
- 宮城県地震前兆現象観測ネットワーク
- その他 一般企業・個人等



## 第3章 災害復旧・振興対策



# 第1節 災害復旧・復興計画

(全課局)

この計画は、地震発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から地震に強い地域を構築していくことを目的とする。

## 1 災害復旧・復興の基本方向の決定

### (1) 基本方向の決定

町は、被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

### (2) 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町及び県が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

### (3) 女性及び要配慮者の参画促進

町及び県は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

### (4) 職員派遣等の要請

町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部を設置された災害（特定大規模災害）からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

## 2 災害復旧計画

### (1) 基本方針

町は、災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

### (2) 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

### (3) 事業の実施

町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。

ア 町は、災害復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等に

ついて必要な措置を講じる。

イ 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。

ウ 町は、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

エ 町は、町道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

オ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

#### (4) 復旧事業計画の種類

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

- ・河川
- ・道路
- ・砂防設備
- ・林地荒廃防止施設
- ・下水道
- ・急傾斜地崩壊防止施設
- ・公園

イ 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

ウ 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

エ 水道施設等災害復旧事業計画

(水道法)

オ 清掃施設等災害復旧事業計画

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

カ 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法)

キ 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

ク 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法)

ケ 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

コ その他災害復旧事業計画

#### (5) 災害復旧事業に伴う財政援助

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ その他

### 3 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、町は、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、町及び県は被災後、必要に応じて速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。

#### (1) 復興計画の基本方針

復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

#### (2) 復興計画の策定

##### ア 町の復興計画の策定

町は、県の復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

##### イ 被災前の地域課題等の考慮

町は、復興計画の策定に当たっては、被災市街地の状況を的確に把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

##### ウ 地域全体での合意形成

町は、住民に対し、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

#### (3) 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携して、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

#### 4 災害復興基金の設立等

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第2節 生活再建支援

(総務課・企画財政課・税務課・町民生活課・福祉課・子ども家庭課・農政課・商工観光課)

町は県及び防災関係機関と協力して、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置を講じる。

### 1 住宅に関する各種調査

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、必要に応じて県に支援を求める。

### 2 罹災証明書の交付（資料20-1・20-2参照）

町は、発災後できるだけ早期に、罹災台帳を整備し、被災者から申請された場合には、速やかに「罹災証明書」を交付する。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の申請や災害救助法による各種施策、税の軽減を行うに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的として、町長が発行する。

なお、罹災証明書の交付に当たり、必要な職員が確保できない場合は、必要に応じて、県等に職員の派遣を要請する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真や、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとともに、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

(1) 罹災証明書は、災害対策基本法に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

イ 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや

(2) 発行は、本町の区域内にある家屋の所有者、占有者の申請に基づき、速やかに調査を行い、上記アについては町長が、イについては仙南地域広域行政事務組合消防本部消防長が行う。

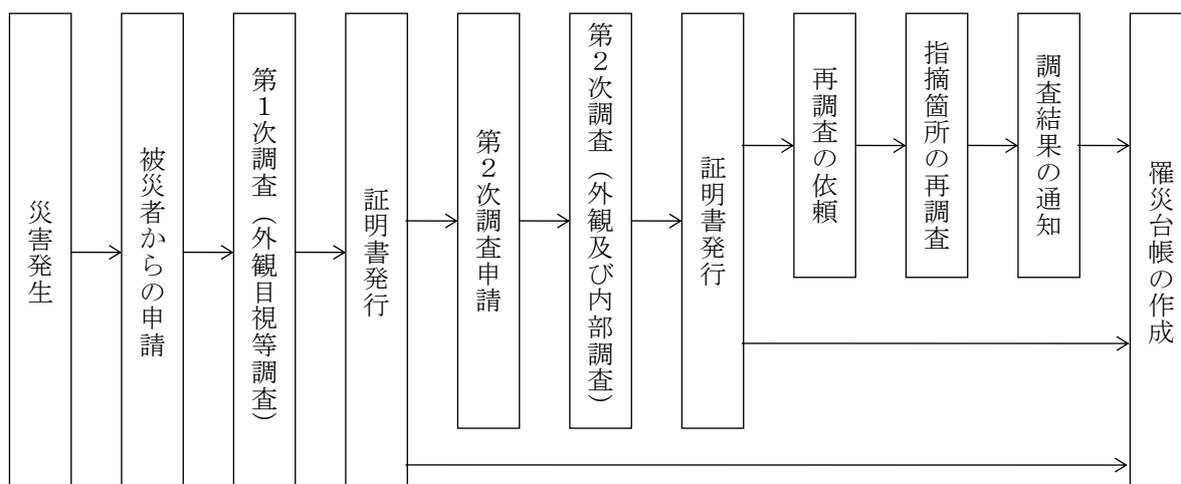
(3) 被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府 令和3年3月改定）・「大河原町罹災証明・被災証明対応マニュアル」等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防法に基づき火災調査を行う。

(4) 被害調査は、3人以上1組とし、町職員及び専門知識を有する他の地方公共団体職員等の応援、又は建築士等の専門知識を有する者の協力を得て行う。

判定が困難なものについては、必要に応じ、専門知識を有する建築士等の意見を聞いて判

定する。



### 3 被災証明書の発行（資料12－3参照）

町は、罹災証明書の対象外となる住家以外の建物、車両、家財等の被害の有無の証明のため、被災者の申請により被災証明書を発行する。

### 4 被災者台帳の作成

町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、災害救助法に基づき、県が支援を行ったときは、必要に応じて、被災者に関する情報の提供を要請する。

### 5 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

#### (1) 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害

イ 町域で10世帯以上の住宅が全壊した場合

ウ 県域で100世帯以上の住宅が全壊した場合

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生し、上記アからウに規定する区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ 上記ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウに規定する都道府県が2以上ある場

- 合、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満の市町村に限る。）における自然災害
- (2) 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
- (3) 支給条件

ア 支給額

支給額は、①②の支援金の合計額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2 (2) アに該当)	解体 (2 (2) イに該当)	長期避難 (2 (2) ウに該当)	大規模半壊 (2 (2) エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

- ・全壊、大規模半壊、解体、長期避難世帯

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

- ・中規模半壊世帯

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	100万円	50万円	25万円

※中規模半壊の場合は、加算支援金のみの申請可能。

※世帯の所得又は世帯主の年齢による支給制限はない。

※自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯（「単数世帯」）の世帯主に対する支援金の支給額は、複数世帯の世帯主に対する支援金の支給額の4分の3とする。

※基本額の金額は、居住関係経費の金額に係わらず、一定額で支給される。

※居住関係経費（加算支援金）は、その内容により支給額が異なる。

(4) 支給手続き

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い取りまとめのうえ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である(財)都道府県会館に提出する。

(5) 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するた

め、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

#### (6) 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

### 6 地震保険・共済の活用

町は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも一定の保証が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

### 7 資金の貸し付け

#### (1) 災害援護資金（資料21－2参照）

災害救助法による救助の行われる災害により被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸し付けを行う。また、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

#### (2) 母子父子寡婦福祉資金

県は、町との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

#### (3) 生活福祉資金

福祉課は、町社会福祉協議会と協議のうえ、県社会福祉協議会による、被災者に対して生活福祉資金の貸付制度の利用を促進する。

### 8 生活保護

仙南保健福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合は、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給して支援する。また、町は仙南保健福祉事務所との連絡調整を行う。

### 9 その他救済制度

自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

### 10 租税等の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図る。

#### (1) 町税の徴収猶予及び減免等の措置

町は、被災者の町民税及び固定資産税等の徴収猶予及び減免等について、条例の定めるところにより、必要な措置を講じる。

#### (2) 国民健康保険税の減免及び医療費負担等の措置

町は、被災者の国民健康保険税の減免及び医療費負担について、条例の定めるところにより、必要な措置を講じる。

(3) 介護保険料の減免

介護保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、条例の定めるところにより、必要な措置を講じる。

**11 雇用対策**

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、大河原公共職業安定所と連絡協力して職業のあっせんに努める。

また、被災者の働く場の確保のため、県と協力し、即効性のある臨時的な雇用創出策と中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

**12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報**

(1) 町長は、必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(2) 住民に対し、掲示板、広報車、ホームページ、広報紙等を活用し広報を行う。

(3) 報道機関に対し、発表を行う。

**13 被災者への精神的なケア**

町は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、要配慮者への適切な対応に努める。

(1) 精神障がい者の生活再建支援

ア 被災精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすいため、本人の悩みを聞き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

イ 医療費助成、罹災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

ア 身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱をきたしたり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は特に重要である。特に仮設住宅や被災地外への疎開等環境の変化に対しては、「孤独死」の防止に努める。

イ 近隣の声かけ、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

(3) アルコール関連問題への対応

ア 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取するおそれがあるため、アルコール飲料の自粛指導、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

イ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入、及びアルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等との連携を図り対応する。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、ときには長期的に問題を持つこともある。町は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人たちへの支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとってははかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

## 第3節 住宅復旧支援

(地域整備課)

町、県及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

### 1 一般住宅復興資金の確保

県は、独立行政法人住宅金融支援機構と締結した災害時における住宅復興等に向けた協力に係る基本協定に基づき、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。併せて、地元金融機関等の協力を求めるものとする。

また、町は、必要に応じ、県と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。

### 2 住宅の建設等

町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

#### (1) 災害公営住宅の建設等

##### ア 災害公営住宅の確保

町及び県は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買い取り、又は被災者へ転貸するために借り上げる。

##### イ 災害公営住宅の建設等における指導・支援

町は、災害公営住宅の建設等を行う場合、県の指導を得て実施するとともに、町において対応が困難な場合には、県に建設等を要請する。

##### ウ 安全な地域への移転の推奨

県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

##### エ 生活維持の支援

町及び県は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

##### オ 計画的な恒久住宅への移行

町及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

#### (2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募によらず入居できる措置等を講じる。

### 3 防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

#### (1) 事業主体

町（例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

#### (2) 移転促進区域

##### ア 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの

##### イ 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

#### (3) 補助制度等

##### ア 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：（ア）～（キ）は3／4、（キ）は1／2）

（ア） 住宅団地の用地取得造成

（イ） 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

（ウ） 住宅団地の公共施設の整備

（エ） 移転促進区域内の宅地等の買い取り

（オ） 住宅団地内の共同作業所等

（カ） 移転者の住居の移転に対する補助

（キ） 事業計画の策定

##### イ 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

## 第4節 産業復興支援

(農政課・商工観光課)

被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、町は国、県と連携して各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

### 1 中小企業金融対策

- (1) 町は振興資金等融資制度の充実を図るほか、国・政府系金融機関・県・信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保と融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。
- (2) 町は、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。
- (3) 町は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。

### 2 農林業金融対策

町は、県に協力を要請し、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設等、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。

### 3 相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

## 第5節 都市基盤の復興対策

(総務課・企画財政課・地域整備課・上下水道課)

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に地震に強い地域に再生するために、町は、都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 1 防災まちづくり

(1) 町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(3) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。

(4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、土地区画整理事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(5) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。

(6) 町、県及び当該教育委員会は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

### 2 想定される計画内容例

町は、関係機関と連携し、都市基盤の復興を目指して、各種事業計画を策定する。

- (1) 主要交通施設の整備  
道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- (2) 被災市街地の整備  
面的整備事業等による被災市街地の復興と地震に強いまちづくりの早期実現
- (3) ライフラインの整備  
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上
- (4) 防災基盤の整備  
河川、砂防施設等地域保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と公園等の防災拠点・防災帯の整備による防災空間の確保等

## 第6節 義援金の受入れ、配分

(福祉課・会計課)

大規模災害時には、県内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、町は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

### 1 受入れ

#### (1) 窓口の決定

町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

#### (2) 受入れ及び管理

町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

### 2 配分

#### (1) 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議のうえ、義援金の受入れ団体の代表者からなる「宮城県災害義援金募集配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分な協議のうえ、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

#### (2) 配分

ア 宮城県災害義援金募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として町が行う。

イ 義援金の使途については、町は関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

## 第7節 激甚災害の指定

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

### 1 激甚災害に関する調査

町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準（資料21-1参照）を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、町からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努める。

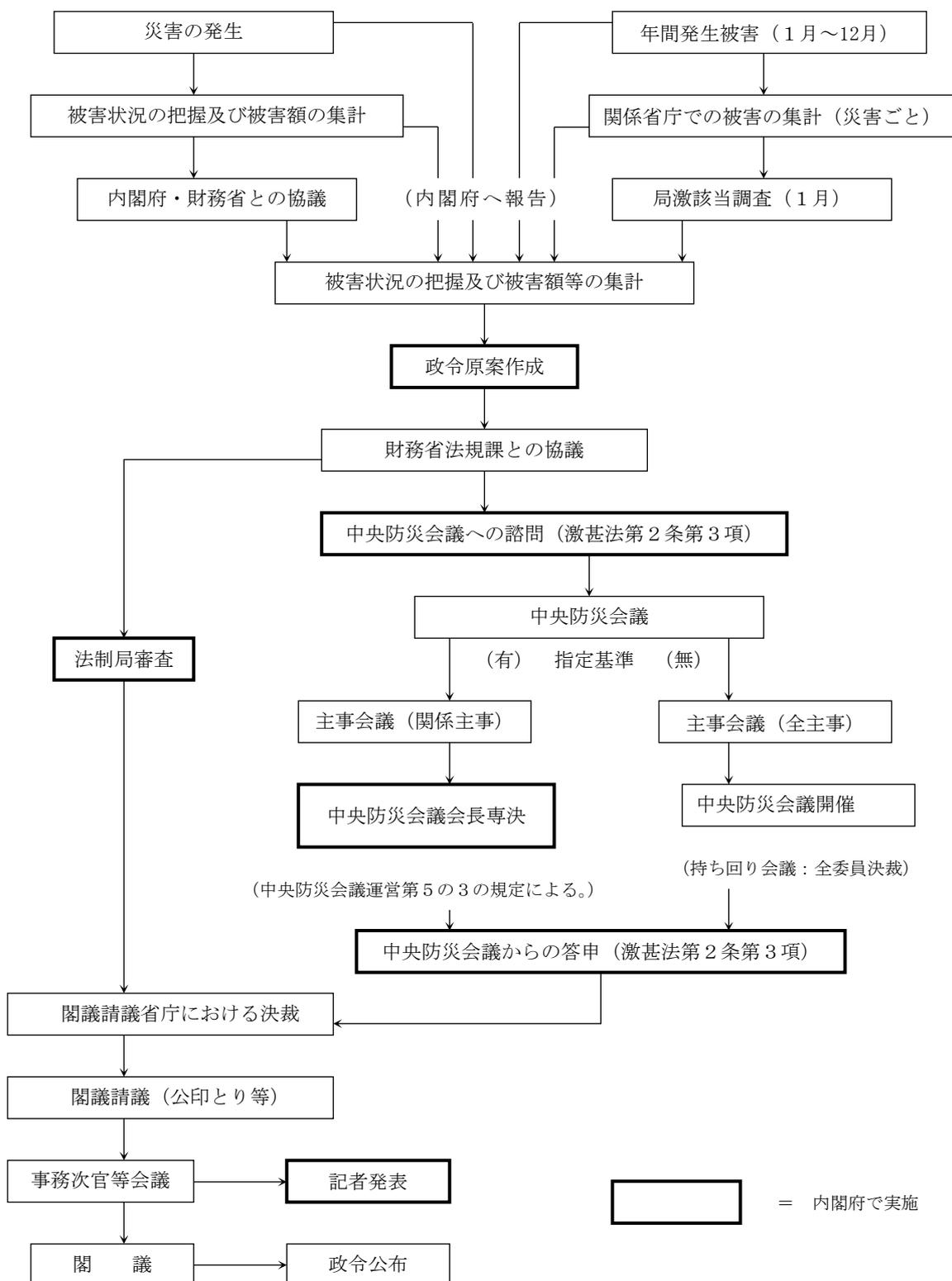
### 2 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

## 激甚災害指定事務手続き

< 激甚災害（本激） >

< 局地激甚災害（局激） >



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

### 3 特別財政援助の交付（申請）手続き

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続きを行うものとする。

## 第8節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導き出し、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映する等、防災・減災対策に生かすことにより町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上等、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

また、過去の大規模災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

### 1 検証の実施

町、県及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

#### 【主な検証項目例】

- (1) 情報処理  
県や国、近隣市町村等からの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等
- (2) 資源管理  
業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材等）の調達等
- (3) 指揮・調整  
災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各担当・庁内各課の間の業務調整
- (4) 組織間連携  
庁外各機関（県、国、町内関係機関、協定締結団体等）との調整
- (5) 個別のオペレーション  
救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等
- (6) 広報・相談  
町民や町外への広報・相談等
- (7) 計画やマニュアル  
事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

### 2 検証体制

町、県及び防災関係機関は、災害対策本部事務局職員及び災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた

検証委員会等の立ち上げについても検討する。

### 3 検証の対象

応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、おおむね次の主体を対象とする。

- (1) 災害対策本部（庁内各課等）
- (2) 県
- (3) 防災関係機関
- (4) 町民
- (5) 自主防災組織
- (6) 支援自治体
- (7) ボランティア団体 等

### 4 検証手法

町、県及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等を収集・分析する等、災害の規模等に応じた検証を行う。

### 5 検証結果の防災対策への反映

町、県及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等として取りまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々な生じ得る事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により県や国への働きかけを行う等、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えるよう努める。

### 6 災害教訓の伝承

町、県及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検討に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等のほか、被災の状況、町民生活への影響、社会経済への影響等、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用する等、町民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。